

令和4年度 第1回神戸市市民福祉調査委員会

日時：令和4年12月22日（木曜）

午後1時15分から2時45分

場所：オンライン・危機管理センター1階本部員会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 令和3年度評価について

3. 報 告

- (1) こども・若者ケアラー支援業務について
- (2) 「神戸市子どもの生活状況に関する実態調査」の結果について
- (3) 地域福祉センターに関する検討委員会の中間報告について
- (4) 新型コロナウイルス関連の取組みについて

4. 閉 会

資 料

- 資料1 神戸市市民福祉調査委員会 委員名簿
- 資料2 神戸市市民福祉調査委員会 参与・代表幹事等名簿
- 資料3 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 検証評価結果について
- 資料4 こども・若者ケアラー支援業務について
- 資料5 「神戸市子どもの生活状況に関する実態調査」結果概要
- 資料6 地域福祉センターに関する検討委員会 中間報告
- 資料7 新型コロナウイルス感染症対策について

- 参考資料1 “こうべ”の市民福祉総合計画 2025 年次報告書（令和3年度評価）

神戸市市民福祉調査委員会委員名簿

資料1

令和4年12月9日～

(50音順・敬称略)

〔学識経験者等〕

植戸 貴子	神戸女子大学健康福祉学部教授
大串 幹	兵庫県立リハビリテーション中央病院院長補佐兼診療部長
○大和三重	関西学院大学人間福祉学部・人間福祉研究科教授
小野セレストア摩耶	同志社大学社会学部社会福祉学科准教授
北川 宜孝	神戸労働者福祉協議会副会長
黒川 恭眞	神戸市社会福祉協議会施設部会部会長(神戸市保育園連盟理事長)
坂本 津留代	神戸市民生委員児童委員協議会理事長
佐々木 利雄	神戸市自治会連絡協議会事務局長
関口 幸明	神戸商工会議所総務部長
高木 佐和子	兵庫県弁護士会弁護士
高田 哲	神戸大学名誉教授・神戸市総合療育センター診療所長
辻 幸志	特定非営利活動法人こうべユースネット理事長
出上 俊一	神戸市社会福祉協議会施設部会副部会長(神戸市老人福祉施設連盟理事長)
中川 寿子	生活協同組合コープこうべ常勤理事
成田 康子	兵庫県看護協会会長
西垣 千春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
堀本 仁士	神戸市医師会会長
松岡 健	神戸新聞社論説副委員長
松端 信茂	神戸市知的障害者施設連盟会長
◎松原 一郎	神戸市社会福祉協議会市民福祉大学 学長
山本 孝子	神戸市婦人団体協議会会長

〔市会〕

朝倉 えつ子	市会議員
植中 雅子	市会議員
大澤 和士	市会議員
かじ 幸夫	市会議員
高橋 としえ	市会議員
高橋 ひでのり	市会議員

◎委員長
○副委員長

神戸市市民福祉調査委員会 参与・代表幹事等名簿

資料2

令和4年度

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席者を縮小しています。
(出席者:下線表示)

参与(5名)

福 祉 局 長	森 下 貴 浩
健 康 局 長	花 田 裕 之
こども家庭局長	中 山 さ つ き
こども家庭局こども未来 担 当 局 長	中 村 明 恵
教育委員会事務局長	高 田 純

代表幹事(9名)

福 祉 局 副局長	若 杉 穰
副局長	吉 村 千 波
人権推進担当部長	土 井 佳 典
ひきこもり支援担当部長	松 原 雅 子
健 康 局 保健所長	楠 信 也
副局長	中 山 裕 介
精神保健福祉センター所長	北 村 登
こども家庭局副局長	森 川 誠 也
副局長	大 石 和 広

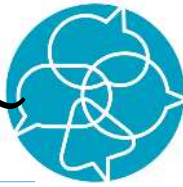
幹事(21名)

福 祉 局 政策課長	笠 原 良 之
政策課調査担当課長	下 辻 光 輝
こども・若者ケアラー支援担当課長	上 田 智 也
人権推進課長	松 本 幸 宏
くらし支援課長	大 村 元 範
くらし支援課地域福祉担当課長	黒 田 尚 宏
保護課長	渋 谷 和 宣
高齢福祉課長	猶 原 豊 人
介護保険課長	内 藤 康 史
障害福祉課長	川 畑 義 和
障害者支援課長	奥 谷 由 貴 子
健 康 局 政策課長	三 川 博 英
健康企画課長	渡 辺 正 樹
地域医療課長	島 真 一 朗
精神保健福祉担当課長	長 谷 川 泰 宏
精神保健福祉センター担当課長	渡 辺 浩 一 郎
こども家庭局こども未来課長	西 端 千 恵
教育委員会事務局総務部政策調整担当課長	東 慎 太 郎
企画調整局地域活動支援担当課長	藤 田 真 右
経済観光局経済政策課長	小 林 謙 作
建築住宅局企画担当課長	松 添 高 次

事務局(4名)

福 祉 局 政策課調査担当係長	宮 田 義 隆
健 康 局 政策課担当係長	中 村 功
こども家庭局政策・広報担当係長	野 里 俊 裕
企画調整局参画推進課担当係長	井 上 圭 子

資料3 “こうべ”の市民福祉総合計画2025～令和3年度評価について～



計画の概要

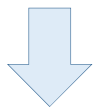
- <基本理念> ソーシャル・インクルージョンの実現
(誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現)
- ・方向性1： みんなが参加、行動できる人づくり
⇒ 市民一人ひとりの参画の大切さ
 - ・方向性2： 安心を保障できる仕組みづくり
⇒ 福祉サービスの確実な提供
 - ・方向性3： 人と人がつながり支えあう環境づくり
⇒ 市民・事業者・行政等さまざまな主体の連携

計画の評価について



本計画策定時

(意見) 市民目線に立ち、サービスの受け手側にも重きを置いた評価の実施



評価方法

- ・ サービスを受けている地域住民や、現場で対応されている職員等へのヒアリングやアンケートを実施

ヒアリング事業

- ・ 居場所づくり事業 (社会福祉協議会)
- ・ 介護予防カフェ

社会福祉協議会の居場所づくり事業（概要）



「地域や社会とつながりたい人、つながりたい人」

行ける人

既存の居場所へ

行けない人

①
(1) セミクローズな居場所

本人にとって安心・安全である

- ・心許せる人がいる
- ・一人または少人数で同じような方の集まり

寄り添い
ボランティア
が参加

②
(2) オープンな居場所

社会福祉法人で活動



居場所・活動

児童館

誰もが集える居場所

地域



会場風景

メッセージカード作成



- ・ 多様な課題を抱える方への新たな支援
- ・ 軽作業等を通じて、周囲との関りや生きがい、やりがいを創出
- ・ ボランティアの協力

社協の居場所づくり事業（ヒアリング成果）



ボランティアの声

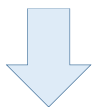
- ・ ボランティア活動が生きがい
- ・ 同じ仲間との出会い、協力
- ・ 参加者と関わることでこちらが癒される

利用者の声

- ・ 気持ちが楽になった
- ・ 交流することで気分転換・ストレス発散になる
- ・ サービス（安心できる場所）があることで、社会とつながれ、孤独を感じなくて済む（幸福感）
- ・ 外出のきっかけになる
- ・ 自分らしくいられる

事業者の声

- ・ 支援者の個人対応の限界、多くの方と繋がれる、一対多数の関係性の必要性
- ・ 関係機関との連携の大事さ、一緒に取り組むことでの一体感は効率面とやりがいにつながる
- ・ ボランティアの貢献が不可欠



基本理念の
(ソーシャル・インクルージョン)
実現に寄与

- ・ 自身の役割を持ち、活動が自己効力感につながっている
- ・ こうした取組みがあることで地域で安心して暮らしていける
- ・ 多くの方と連携を深め、協力していく

介護予防カフェ事業（概要）



ネスレ日本より無償で貸与されるコーヒーマシンでコーヒーを楽しみながら語り、介護予防に関する健康情報などを得られる住民主体の「つどいの場」

地域住民が主体となり、自主性、独自性によって柔軟な介護予防カフェを実施



会場風景（いいばしょ）



団地カフェありの に飾られている手芸作品

介護予防カフェ事業（ヒアリング成果）

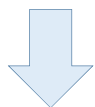


カフェマネージャー（介護予防カフェの代表者）の声

- ・カフェが続けられるのは周りの皆さんの協力のおかげ
- ・参加者からの「ありがとう」は嬉しくモチベーションにつながる
- ・互いに関わり合いをもち協力しながら、参加したくなるカフェ運営を
- ・今あるつながりを大切に、今後住民自身の力が特に大事になってくる

利用者の声

- ・住民と気軽に交流でき、転居後の孤独感が和らいだ
- ・外出の機会になる



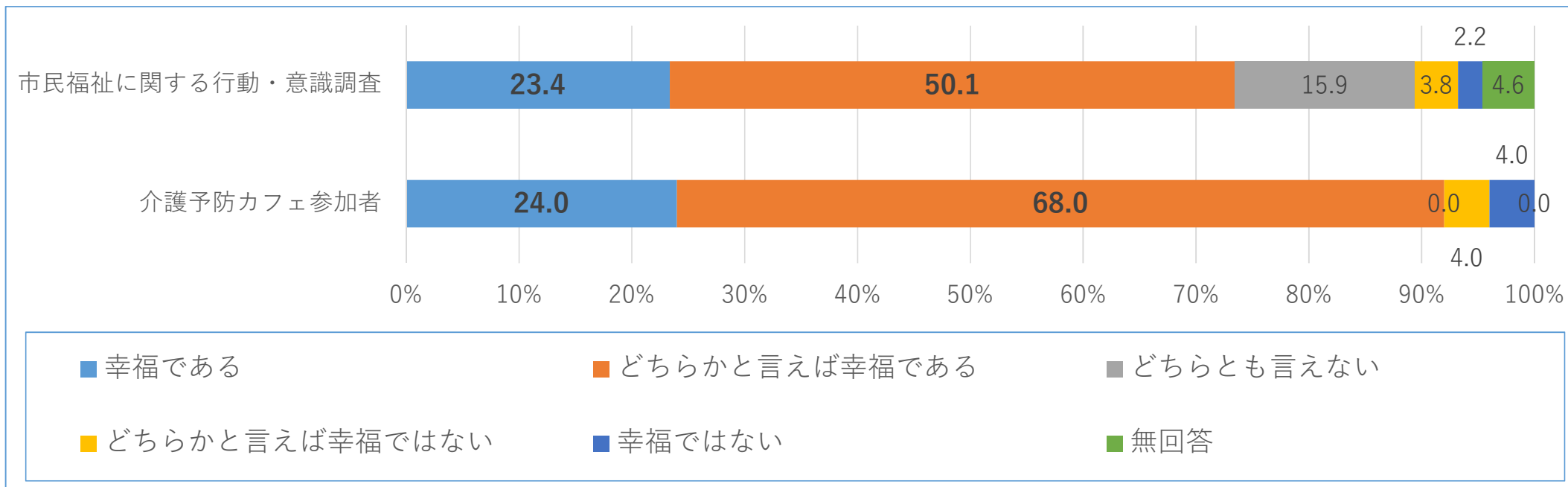
基本理念の
(ソーシャル・インクルージョン)
実現に寄与

- ・カフェマネージャーらによる主体的なつどいの場所の運営
- ・そうした取組みにより、住民が安心して自分らしくいられる居場所が実現

まとめ



幸福感に関するアンケート



- ・ **介護予防カフェ参加者（2か所）**

調査期間：R4.6.2、7.14

対象モニター数：25名

回答モニター数：25名（100%）

- ・ **市民福祉に関する行動・意識調査（郵送）**

調査期間：R元.11.22～R元.12.19

対象モニター数：5,000名

回答モニター数：1,828名（36.6%）

こども・若者ケアラー支援業務について

1. ヤングケアラーとは

- 「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童」（厚生労働省HP）
- 神戸市では、18歳未満の児童だけでなく、20代の若者も含めて「こども・若者ケアラー」と位置づけ

2. ヤングケアラーの実態調査

- 「国 実態調査」小学6年生 6.5%、中学2年生 5.7%、高校2年生 4.1%、大学生 6.2%
- 神戸市の場合、10歳～30歳未満の人口が約28万8千人いることから、その4～6%（約12,000～17,000人程度）はこども・若者ケアラーが存在しているのではないかと推計。

3. 相談・支援窓口の状況（令和4年11月30日現在）

- 開設日：令和3年6月1日（火）
- 場所：神戸市総合福祉センター（1階）
- 名称：神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口
- 開所日時：平日9時～17時（土日祝日、年末年始は除く）
- 相談方法：来所（面談）、電話、eメール（訪問等は必要に応じて対応）
- 職員体制：6名 課長・係長・相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師 等）
- 電話番号：078-361-7600 FAX：078-361-2573
- アドレス：carer_shien@office.city.kobe.lg.jp

○相談件数 251件（内訳：電話188件、メール25件、来所38件）
○対象ケースの相談経路 102件（内訳：関係者5、関係機関74、当事者7、家族16）
○内訳 こどもケアラー79件（小学生24、中学生36、高校生19）
若者ケアラー 23件 その他市外からの相談、匿名、30歳以上等からの相談（149件）

4. こども・若者ケアラー支援業務

(1) こども・若者ケアラー相談・支援窓口の運営

- ・こどもケアラーへの訪問支援（R4.8月開始・無料・原則週1日/3か月・公的なサービスへつなぐ）
- ・ヤングケアラーに対する配食支援モデル事業（県事業 R4.10月開始・無料・原則週1日/3か月）
- ・こども・若者ケアラー当事者および家族、関係者からの相談対応・アウトリーチ（訪問）・伴走的支援
- ・教育現場（学校やSSW等）と福祉現場の連携（チェックシートの活用）
- ・個別支援会議、事例検討会等の開催（こども・若者ケアラー支援の視点を共有）

(2) 相談・支援窓口の周知・紹介

- ・ポスター（600部）・チラシ（5万枚）の配布・SNS広告・WEB広告の活用
（配布先：小中高校・病院・あんしんすこやかセンター・障害者相談支援センター・民生委員・区役所等）
- ・民生委員、学校、専門職団体等との研修会・学習会、市民向け研修（出前トーク）

(3) 居場所（当事者の集い）などの運営・紹介

- ・交流と情報交換の場「ふうのひろば」（運営：こうベユースネット）：第2土曜日の午後（青少年会館）
- ・こどもの居場所（学習支援・こども食堂等）の紹介（ケアから離れる場を紹介）

(4) 大学やハローワークとの連携

- ・市内、近隣の大学との連携による若者ケアラーの発見、居場所の紹介
- ・三宮わかものハローワークとの連携による若者ケアラーの就労支援

訪問支援事業をご利用される方へ

1 事業の概要

障害や病気のある家族、幼いきょうだい等のケアを子どもが担っている家庭に対し、子どもの負担を軽減するために、訪問ヘルパーを派遣します。

2 対象となる世帯

神戸市内に居住する者のうち、神戸市が支援が必要と認めた児童（18歳未満まで）がいる家庭

3 支援の内容

- ・ 子どもが担っていた家事援助・育児援助
- ・ その他ケアの軽減のために必要な援助

(実施できる援助の例)

- ① 食事の準備及び後片付け
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 居室等の清掃、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 家庭の児童の世話
- ⑥ 育児環境の整備

(実施できない援助の例)

- ① 特別な家事の援助（大掃除・衣替え等）
- ② 医療行為 等



4 利用期間・回数

(1) 利用期間

原則、派遣開始から3か月以内とします。

(2) 利用時間・利用回数

原則、週1回（1回あたり2時間）を上限とします。



5 利用時間

月曜から金曜日の9時～18時

6 利用の流れ

- ① 区子ども家庭支援室が作成した計画に基づき、家庭支援課から決定通知が届きます。
- ② 派遣事業者から連絡が入りますので、個別に派遣日時・内容を調整します。
- ③ ヘルパーが派遣され、支援を受けた際は、「確認書」へサインをしてください。
- ④ 支援期間が終了した時は、家庭支援課から「終了通知書」が届きます。

7 利用料

ヘルパーの派遣に係る利用料は無料です。

ただし、買い物等のサービスを行う場合で、外出のための交通費が生じた場合は、買い物の費用、交通費等の実費を負担いただきます。

8 その他

- ・ 利用時間中、保護者（又は、18歳以上で、履行確認ができる方）が家にいない場合、支援はできません。
- ・ あらかじめ決められた派遣日・時間等を変更した場合は、利用日の3日前の17時までに必ずヘルパー派遣事業者に連絡してください。
- ・ 支援内容・日程の変更を希望される場合は、区こども家庭支援室にご相談下さい。
- ・ 神戸市がヘルパー派遣の必要性がなくなったと判断した場合や、利用者が偽り、その他不正な手段により派遣を受けようとした場合、ヘルパー派遣を行うことが不相当と判断した場合等、ヘルパーの派遣を終了または中止する場合があります。

9 問い合わせ先（お住まいの区の保健福祉課（こども家庭支援室）まで）

東灘区役所	☎078-841-4131
灘区役所	☎078-843-7001
中央区役所	☎078-335-7511
兵庫区役所	☎078-511-2111
北区役所	☎078-593-1111
北神区役所	☎078-981-5377
長田区役所	☎078-579-2311
須磨区役所	☎078-731-4341
北須磨支所	☎078-793-1313
垂水区役所	☎078-708-5151
西区役所	☎078-940-9501



日常的な食事の用意や後片付け等の家事を行なっている
ヤングケアラー、若者ケアラーに

栄養バランスを配慮した食事を 無料で届けます。

自分の時間を
作りたい

ホッと
ひまわり
の味を
味わいたい

弁当
(冷凍)

各自宅へ
(宅配方式)

家族の
人数分

原則週1回
利用開始から
3ヶ月

例えば…
こんな食事が
届きます。

チキン南蛮風
ラタトゥイユ
ハウレンソウと卵の洋風和え

かれのいクリーム煮
さつま芋の甘露煮
青梗菜と人参のおひたし

※参考として2食を例示

まずはご相談から

【配達地域（神戸市以外）にお住まいの方】

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口
(一般社団法人兵庫県社会福祉士会内)

078-894-3989

受付時間：月～金曜日 9:30～16:30 (祝日・年末年始除く)

【神戸市にお住まいの方】

こども・若者ケアラー相談・支援窓口 (神戸市)

078-361-7600

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始除く)

「神戸市子どもの生活状況に関する実態調査」結果概要

1. 調査概要

(1) 調査の目的

神戸市の子どもの生活状況について実態調査を実施し、調査結果を分析することにより、子どもへの効果的な支援の在り方や、支援を必要とする子どもや家庭に対して確実に支援が届くような方策や仕組みを検証・検討していくことを目的とする。

(2) 調査対象者

神戸市立学校の小学5年生児童とその保護者、中学2年生生徒とその保護者
(小学校 163校・分校1校、中学校 82校・分校1校、特別支援学校5校)
※義務教育学校の前期課程・後期課程はそれぞれ小学校・中学校に含む。

(3) 調査実施日

調査実施日 令和3年9月1日～17日

(4) 調査方法

調査対象者（児童・生徒）の所属する学校において調査票の配付及び回収を行った。

(5) 回収率

調査対象者	対象者数※1	回収数※2	回収率
小学5年生	12,832	10,862	84.6%
小学5年生の保護者	12,832	10,800	84.2%
中学2年生	11,368	9,324	82.0%
中学2年生の保護者	11,368	9,255	81.4%
小学5年生・中学2年生合計	24,200	20,186	83.4%
小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	24,200	20,055	82.9%

※1 対象者数は令和3年5月1日現在の児童生徒数

※2 回収数は学年不明分を除く

(6) 調査内容

内閣府「令和元年度 子供の貧困実態調査に関する研究 報告書」（令和2年3月）において示された「共通で調査することが望ましい項目」を基本としつつ、神戸市独自の調査項目として家族でお世話が必要な人の状況等に関する項目などを設定した。

○子ども調査票 ※下線は神戸市独自項目

1 本人の性別	10 部活動等を行わない理由	20 <u>子どものはく奪指標（持っているものや使うことができるもの）</u>
2 学習環境	11 <u>家族のお世話</u>	
3 学習習慣	12 食事の頻度	
4 学習成績	13 就寝時間の規則性	21 <u>放課後過ごす場所</u>
5 授業の理解度	14 <u>遅刻の状況</u>	22 <u>放課後ともに過ごす人</u>
6 授業についていけなくなった時期	15 信頼できる大人・友人	23 <u>コロナで困っていること</u>
	16 主観的幸福（生活満足度）	24 <u>まわりの人との関係</u>
7 進学希望	17 <u>自覚症状のある健康状態</u>	25 <u>この一週間の気持ち</u>
8 想定する進学先の理由	18 支援の利用状況	
9 部活動等の状況	19 支援の効果	

※「9 部活動等の状況」と「10 部活動等を行わない理由」は中学2年生のみ設定。

○保護者調査票 ※下線は神戸市独自項目

1 <u>年齢と性別</u>	14 学校行事への参加	24 <u>居住形態</u>
2 回答者の続柄	15 進学の見通し	25 <u>コロナの仕事への影響と負担</u>
3 居住区	16 想定する進学先の理由	26 <u>コロナで利用した制度</u>
4 世帯人数	17 <u>子どもの通学状況</u>	27 精神状態
5 家族構成	18 保護者の頼れる相手	28 <u>健康状態</u>
6 親の婚姻状況	19 暮らし向き（主観）	29 <u>家族の状況</u>
7 ひとり親の養育費受取状況	20 世帯収入	30 <u>子どもの障害の状況</u>
8 家族で使用している言語	21 滞納・欠乏経験	
9 親の学歴	22 <u>親から見た子どものはく奪指標（経済的理由で子どもにできなかったこと）</u>	
10 親の雇用形態		
11 就労していない理由		
12 幼児期の教育		
13 保護者の関わり方	23 支援の利用状況	

(7) 調査結果を読む際の留意点

- ・図の「n=○」はその設問の有効回答数を示している。
- ・回答の比率（％）は、小数点第2位を四捨五入しているため、単一回答の数値の合計が100%にならない場合がある。

2. 調査結果

主に「等価世帯収入の水準別」と「世帯構成別」の観点により生活状況の分析を行った。

等価世帯収入（世帯の年間収入を、同居家族の人数の平方根で除したもの）は、内閣府による中学2年生のいる世帯を対象とした令和3年12月公表の「令和3年子供の生活状況調査の分析 報告書」（以下「全国調査」という）と同様に、下記の通り区分した。

本調査における等価世帯収入の中央値は、小学5年生のいる世帯及び中学2年生のいる世帯ともに325.00万円であった。なお、全国調査（中学2年生）における中央値は、317.54万円であった。

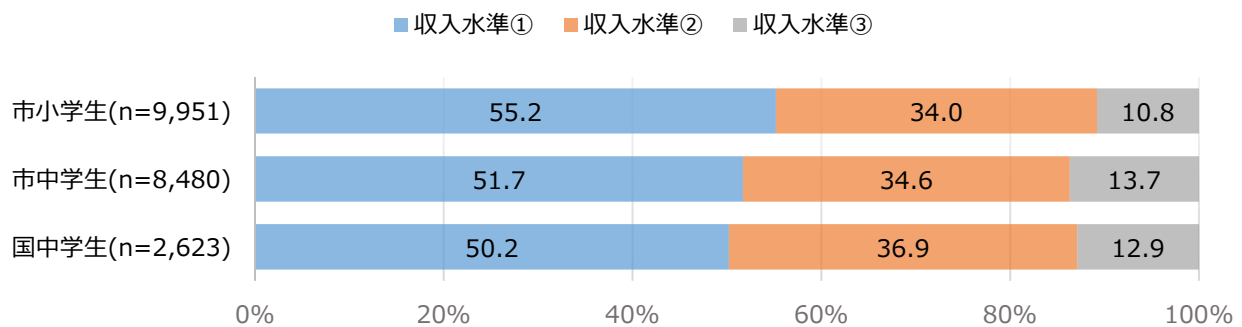
区分	等価世帯収入
収入水準①（中央値以上）	325.00万円〔317.54万円〕以上
収入水準②（中央値の50%以上中央値未満）	162.50万円〔158.77万円〕以上 325.00万円〔317.54万円〕未満
収入水準③（中央値の50%未満）	162.50万円〔158.77万円〕未満

※収入が無回答であった世帯を除く

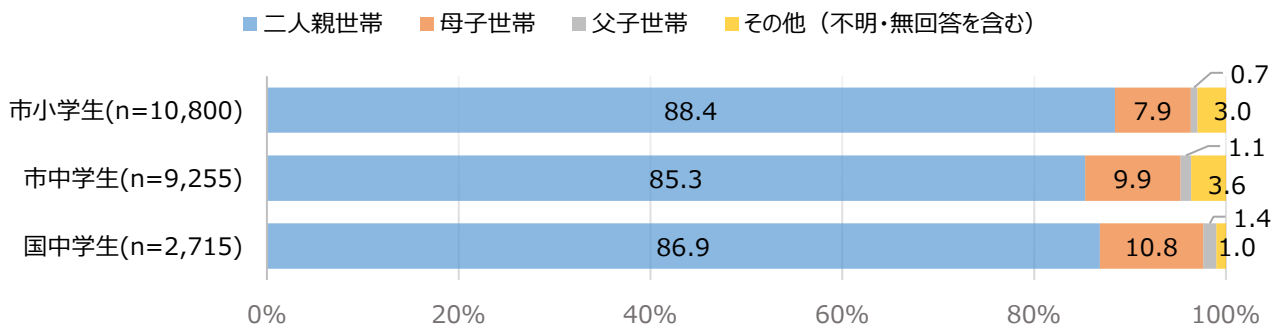
※〔 〕内は、全国調査の数値

世帯構成は、「二人親世帯」「母子世帯」「父子世帯」に区分した。なお、「父子世帯」については、回答数が少ないことに留意する必要がある。また、全国調査の報告書では、父子世帯のみの集計は行っていないことから、数値を掲載していない。

● 等価世帯収入〔保護者調査票問4・問20〕



● 世帯構成〔保護者調査票問5・問6〕



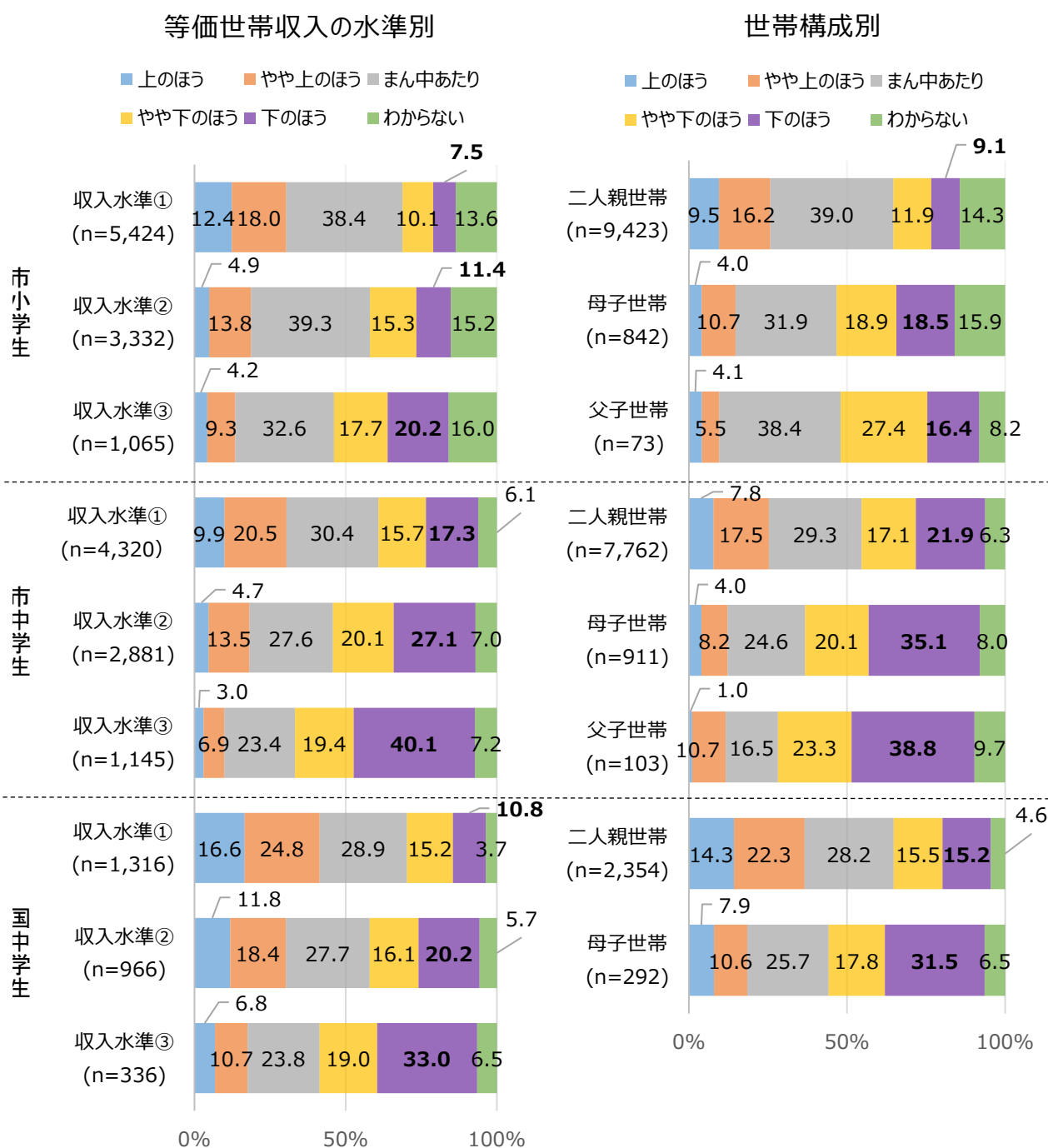
(1) 全国調査と共通の調査項目

全国調査の報告書「1. 1 分析結果の概要」に掲載されている項目を中心に、神戸市と全国における子どもの生活状況に関する比較を行った。

● 学習成績〔子ども調査票問4〕

クラスのなかでの成績について「下のほう」と回答した割合（■）は、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高い。

「等価世帯収入の水準別」では、市小学生では「収入水準①」7.5%に対して「収入水準③」20.2%、市中学生では17.3%に対して40.1%、国中学生では10.8%に対して33.0%となっている。また、「世帯構成別」では、市小学生では「二人親世帯」9.1%に対して「母子世帯」18.5%、市中学生では21.9%に対して38.8%、国中学生では15.2%に対して31.5%となっている。



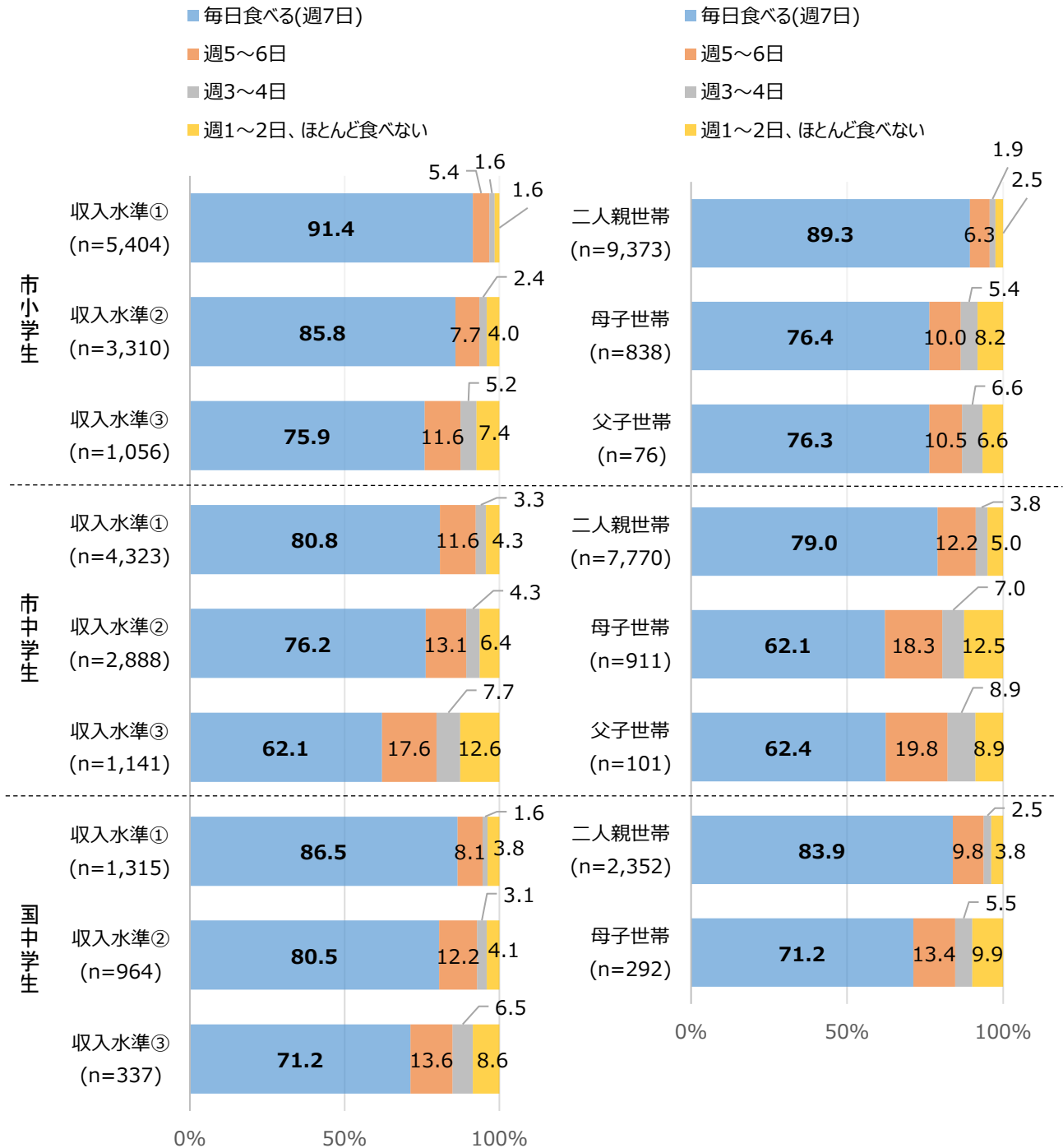
● 食事の頻度（朝食）〔子ども調査票問 12〕

「朝食」について「毎日食べる」と回答した割合（■）は、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で低い。

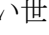
「等価世帯収入の水準別」では、市小学生では「収入水準①」91.4%に対して「収入水準③」75.9%、市中学生では 80.8%に対して 62.1%、国中学生では 86.5%に対して 71.2%となっている。また、「世帯構成別」では、市小学生では「二人親世帯」89.3%に対して「母子世帯」76.4%、市中学生では 79.0%に対して 62.1%、国中学生では 83.9%に対して 71.2%となっている。

等価世帯収入の水準別

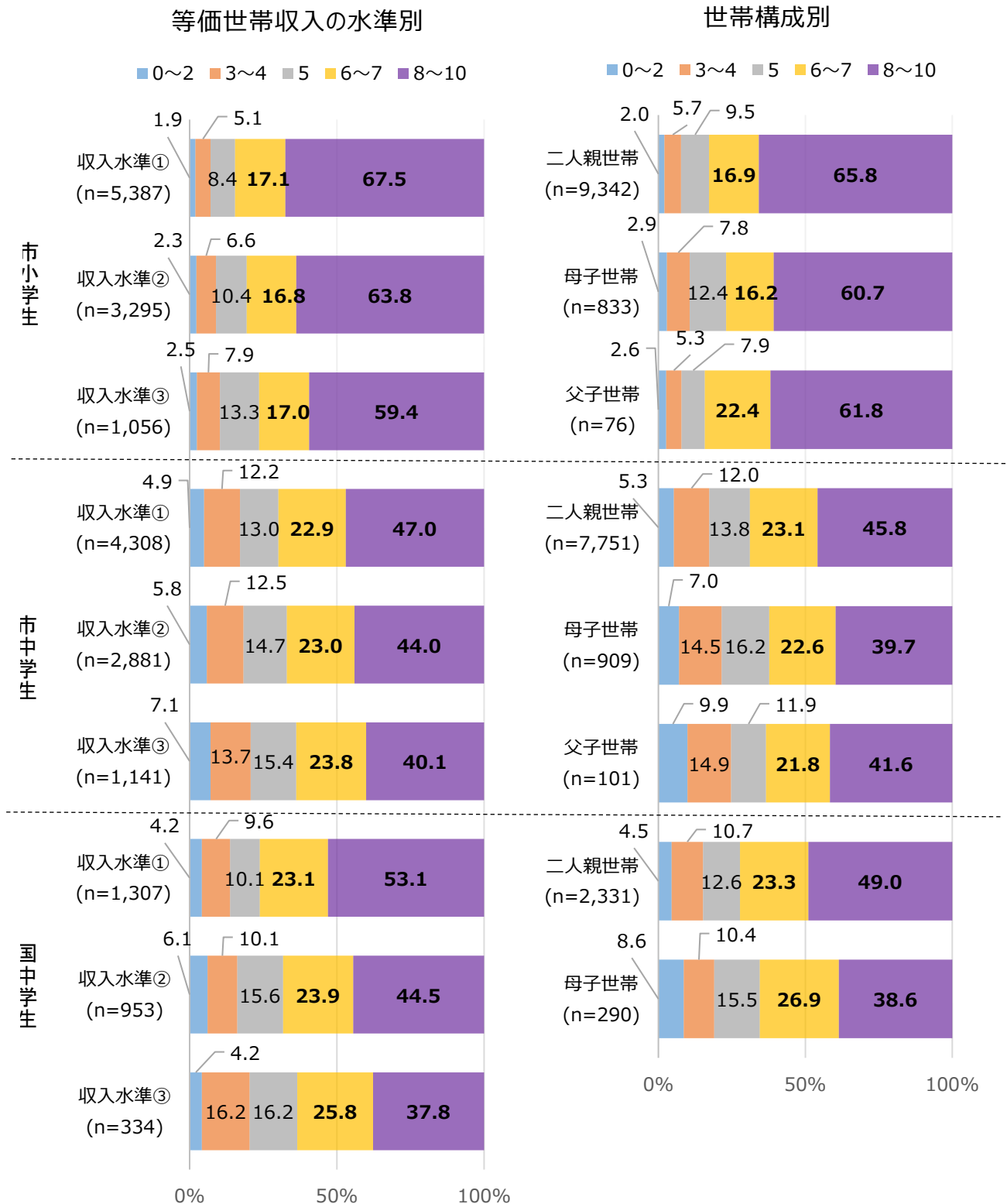
世帯構成別



● 主観的幸福（生活満足度）〔子ども調査票問 16〕

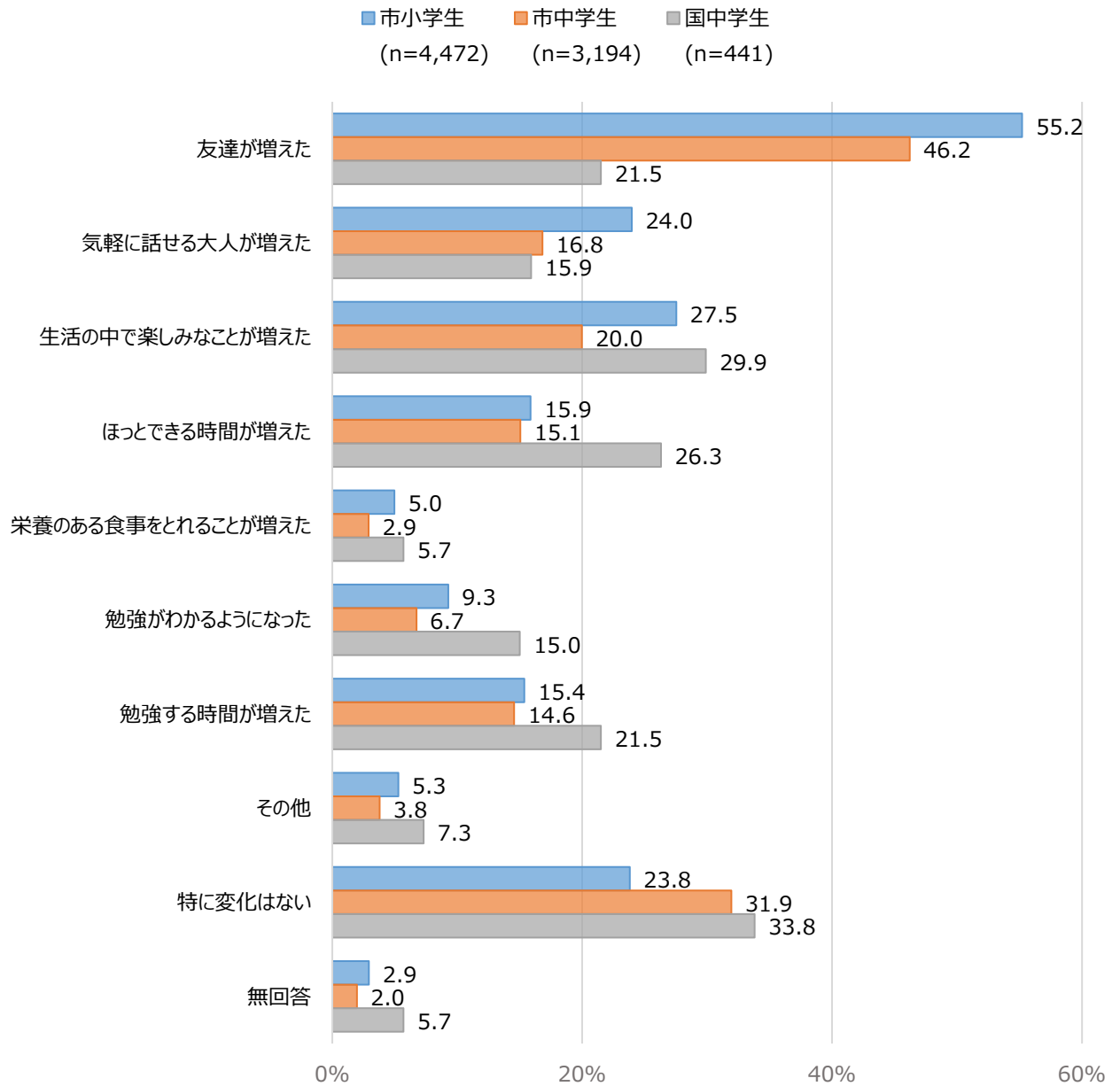
生活満足度が高い（10段階で6以上）と回答した割合（）は、等価世帯収入の水準が低い世帯や母子家庭で低い。

「等価世帯収入の水準別」では、市小学生では「収入水準①」84.6%に対して「収入水準③」76.4%、市中学生では 69.9%に対して 63.9%、国中学生では 76.2%に対して 63.6%となっている。また、「世帯構成別」では、市小学生では「二人親世帯」82.7%に対して「母子世帯」76.9%、市中学生では 68.9%に対して 62.3%、国中学生では 72.3%に対して 65.5%となっている。



● 支援の効果〔子ども調査票問 19〕（複数回答）

「学童保育」や「こども食堂」、「勉強を無料でみてくれる場所」などの支援制度・居場所等の利用により、「友達が増えた」、「気軽に話せる大人が増えた」、「生活の中で楽しみなことが増えた」などの変化があった。



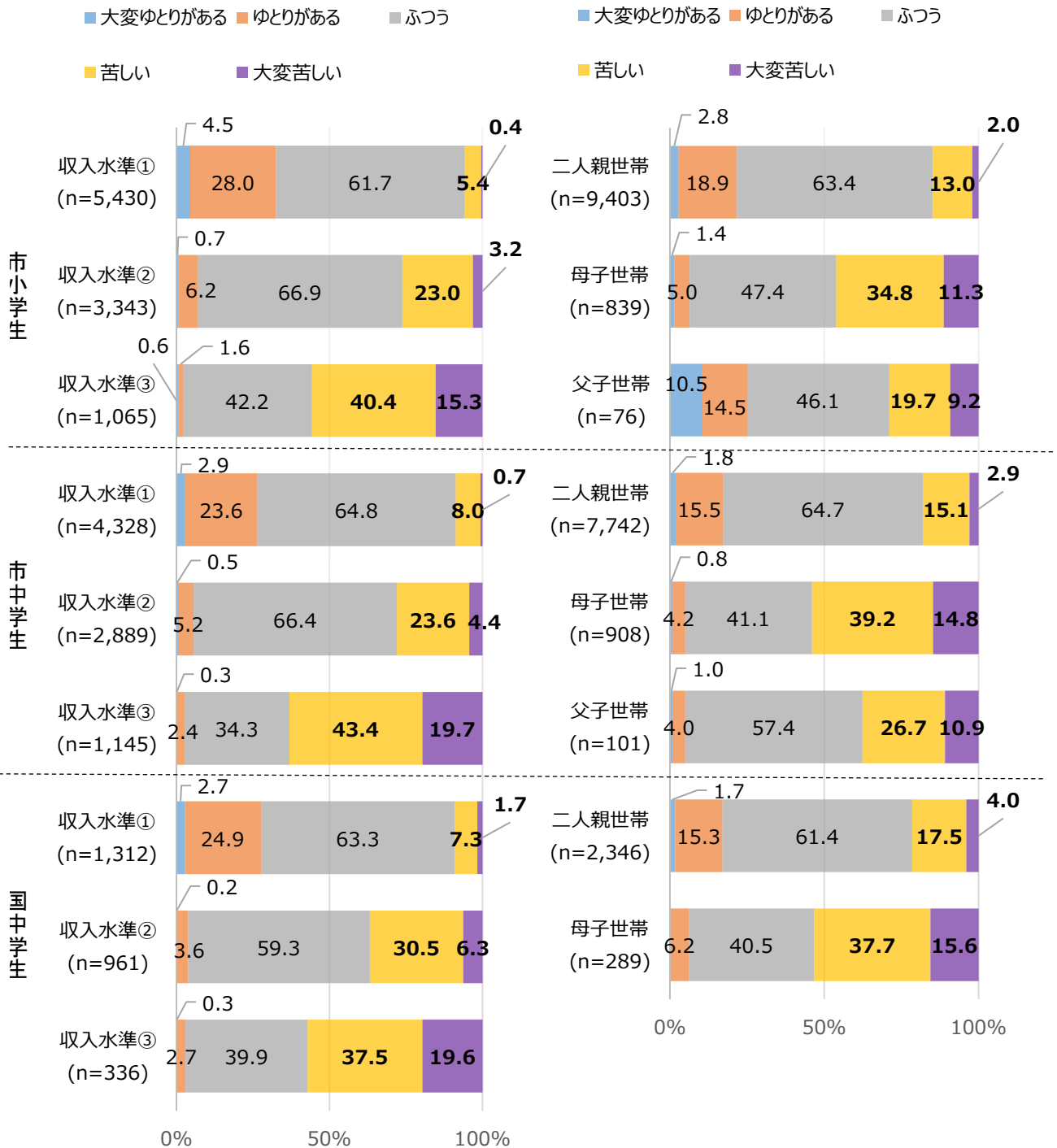
● 暮らし向き（主観）〔保護者調査票問 19〕

現在の暮らしの状況について「苦しい」または「大変苦しい」と回答した割合（■■）は、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高い。

「等価世帯収入の水準別」では、市小学生の保護者では「収入水準①」5.8%に対して「収入水準③」55.7%、市中学生の保護者では8.7%に対して63.1%、国中学生の保護者では9.0%に対して57.1%となっている。また、「世帯構成別」では、市小学生の保護者では「二人親世帯」15.0%に対して「母子世帯」46.1%、市中学生の保護者では18.0%に対して54.0%、国中学生の保護者では21.5%に対して53.3%となっている。

等価世帯収入の水準別

世帯構成別



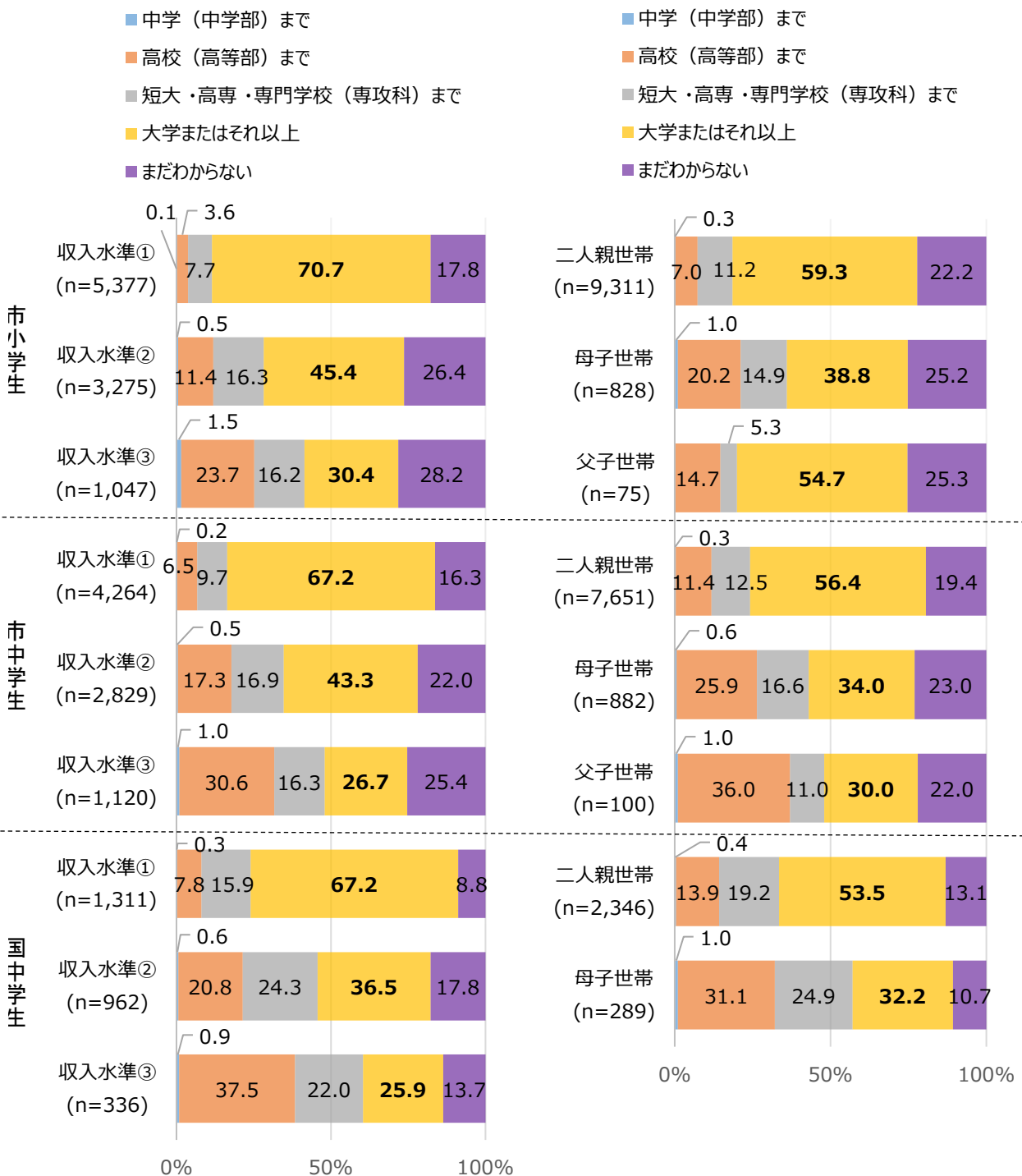
● 進学の見通し〔保護者調査票問 15〕

子どもが将来どの段階まで進学すると思うかについて「大学またはそれ以上」と回答した割合（黄色）は、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で低い。

「等価世帯収入の水準別」では、市小学生の保護者では「収入水準①」70.7%に対して「収入水準③」30.4%、市中学生の保護者では67.2%に対して26.7%、国中学生の保護者では67.2%に対して25.9%となっている。また、「世帯構成別」では、市小学生の保護者では「二人親世帯」59.3%に対して「母子世帯」38.8%、市中学生の保護者では56.4%に対して34.0%、国中学生の保護者では53.5%に対して32.2%となっている。

等価世帯収入の水準別

世帯構成別



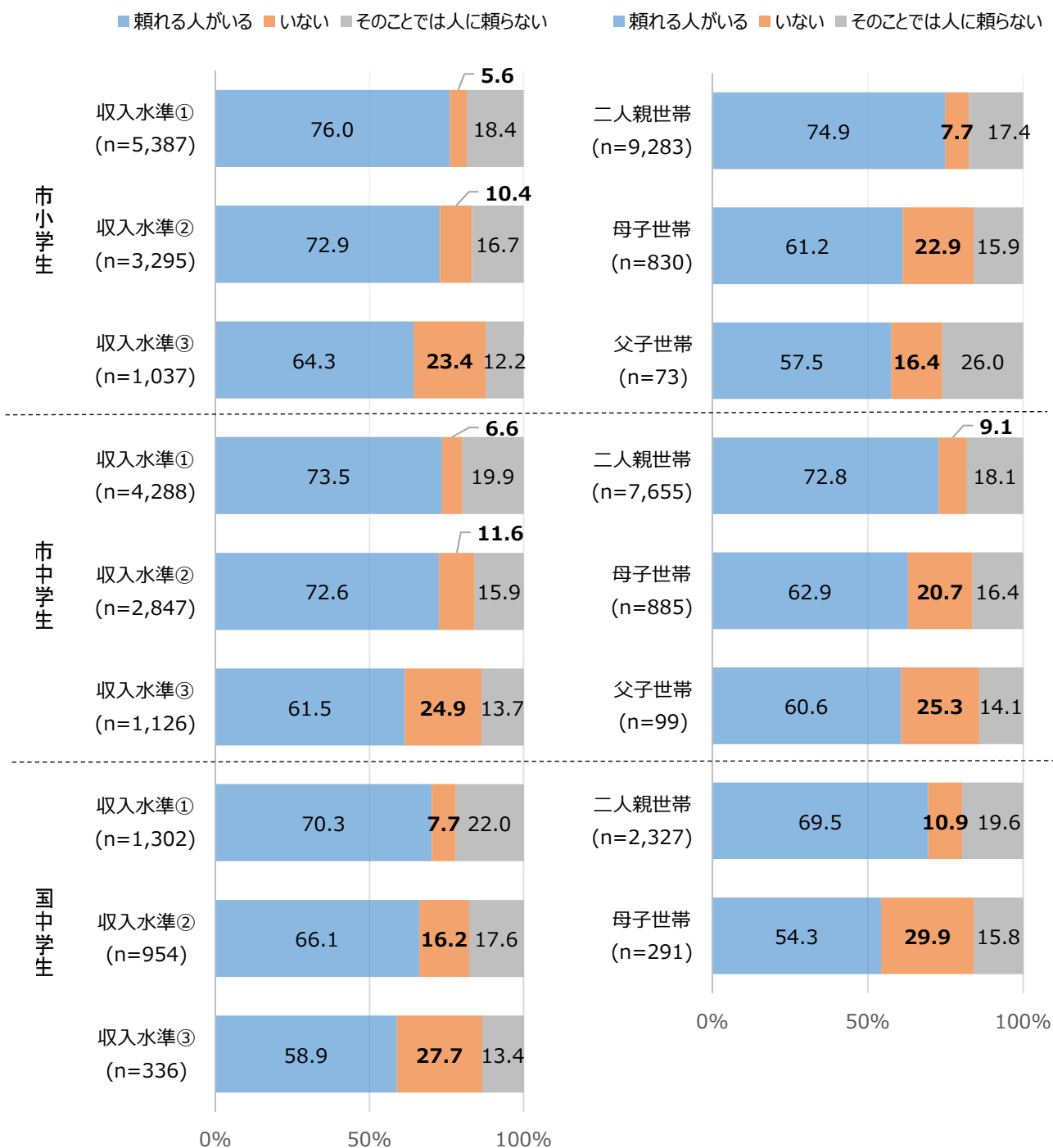
● 保護者の頼れる相手〔保護者調査票問 18〕

保護者（回答者）の頼れる相手について、例えば「いざというときのお金の援助」で頼れる人が「いない」と回答した割合（■）は、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高い。

「等価世帯収入の水準別」では、市小学生の保護者では「収入水準①」5.6%に対して「収入水準③」23.4%、市中学生の保護者では6.6%に対して24.9%、国中学生の保護者では7.7%に対して27.7%となっている。また、「世帯構成別」では、市小学生の保護者では「二人親世帯」7.7%に対して「母子世帯」22.9%、市中学生の保護者では9.1%に対して20.7%、国中学生の保護者では10.9%に対して29.9%となっている。

等価世帯収入の水準別

世帯構成別



● 精神状態〔保護者調査票問 27〕

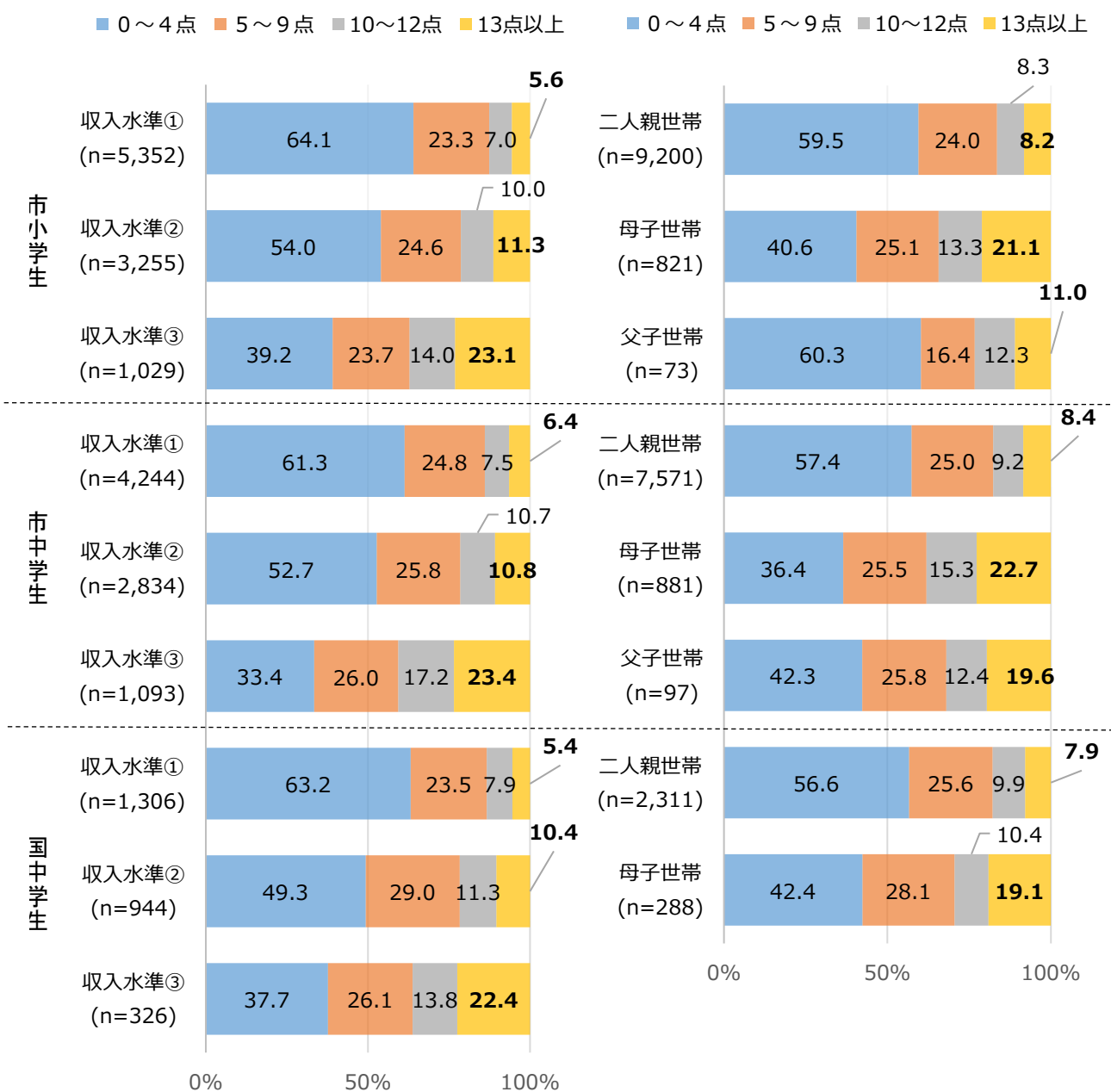
保護者（回答者）の精神状態について、「うつ・不安障害相当」（※）にあると考えられる割合（**■**）は、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で高い。

「等価世帯収入の水準別」では、市小学生の保護者では「収入水準①」5.6%に対して「収入水準③」23.1%、市中学生の保護者では6.4%に対して23.4%、国中学生の保護者では5.4%に対して22.4%となっている。また、「世帯構成別」では、市小学生の保護者では「二人親世帯」8.2%に対して「母子世帯」21.1%、市中学生の保護者では8.4%に対して22.7%、国中学生の保護者では7.9%に対して19.1%となっている。

※精神状態については、「K6」と呼ばれる指標を把握するための6つの設問に対する回答を点数化し、24点中13点以上を「うつ・不安障害相当」に該当するとしている。

等価世帯収入の水準別

世帯構成別



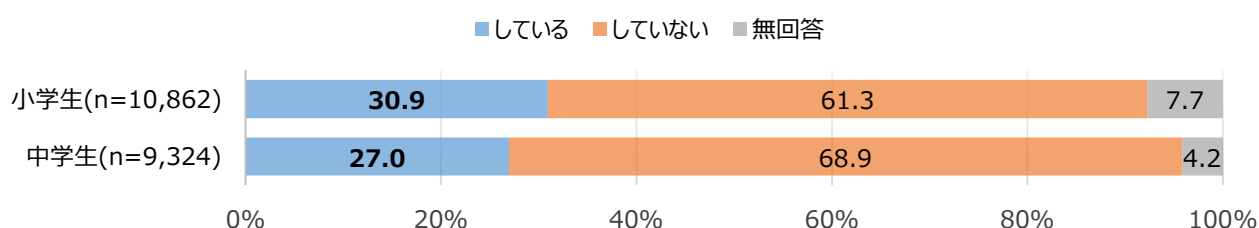
(2) 神戸市独自調査項目

● 家族のお世話〔子ども調査票問 11〕

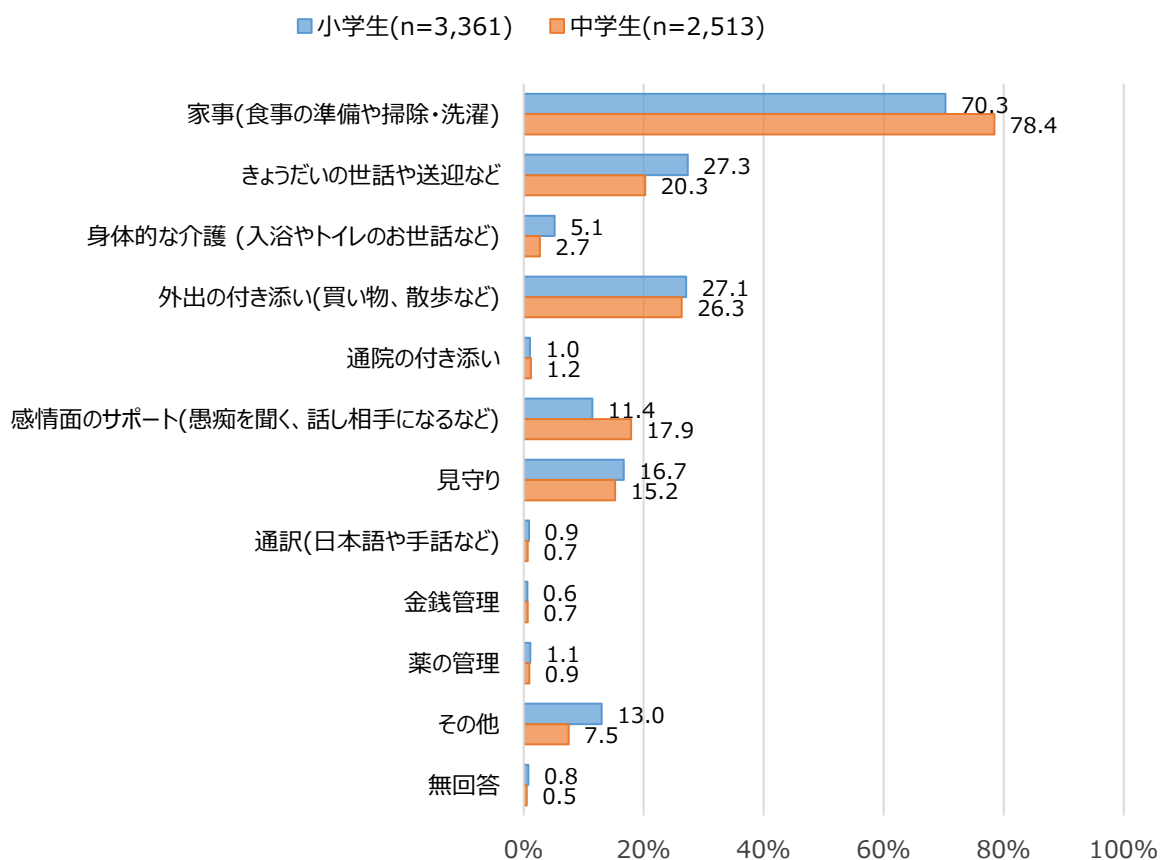
家族のお世話を「している」と回答した割合（■）は小学生 30.9%、中学生 27.0%であり、お世話の内容は、「家事（食事の準備や掃除・洗濯）」や「きょうだいの世話や送迎など」、「外出の付き添い（買い物、散歩など）」などが多い。

また、家族のお世話を「している」と回答した子のうち、平日に1時間以上お世話をしている割合（■）は小学生 17.8%、中学生 19.0%であり、本調査の回答数全体における割合（■）ではそれぞれ 5.5%、5.1%であった。なお、本調査の回答においては、家族のお世話に一般的なお手伝いが含まれたと考えられる。

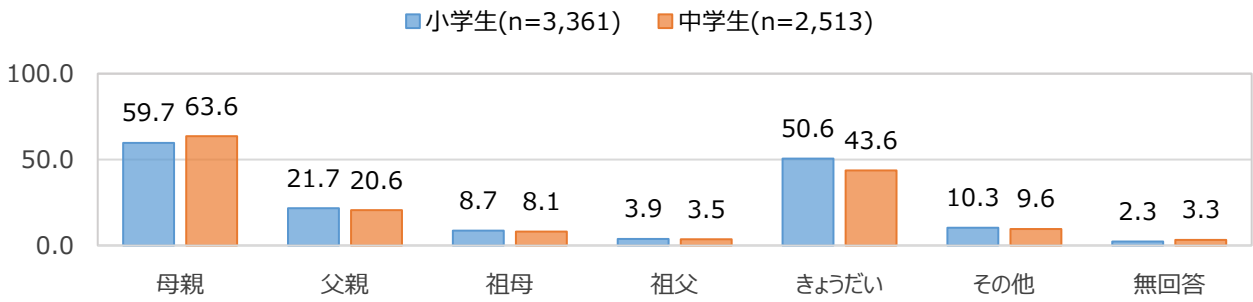
家族のお世話実施の有無



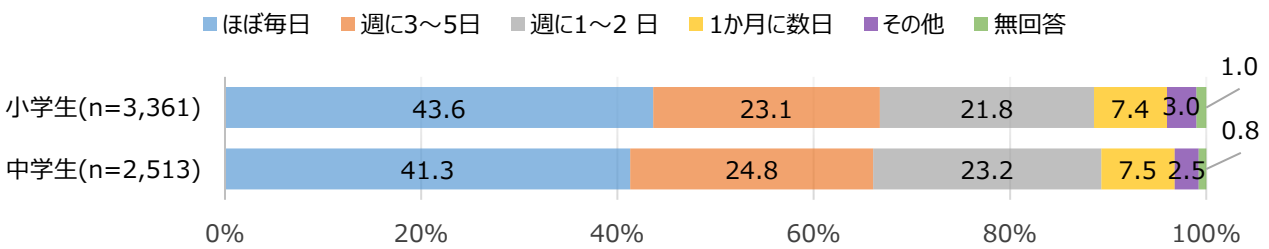
お世話の内容（複数回答）



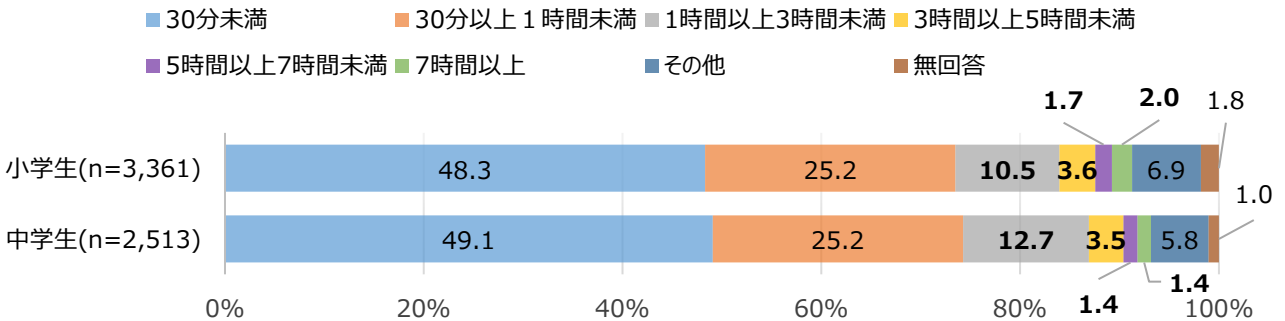
お世話を必要としている人（複数回答）



お世話の頻度

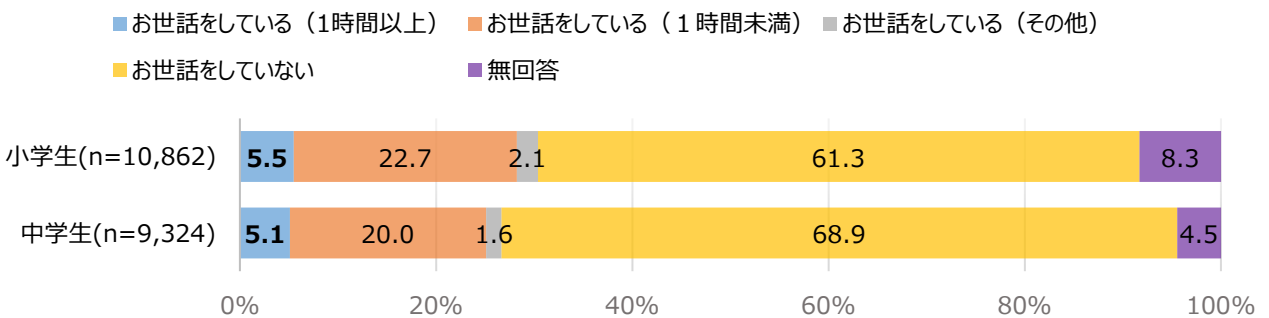


平日のお世話の時間



(参考)

平日のお世話の時間（回答数全体）

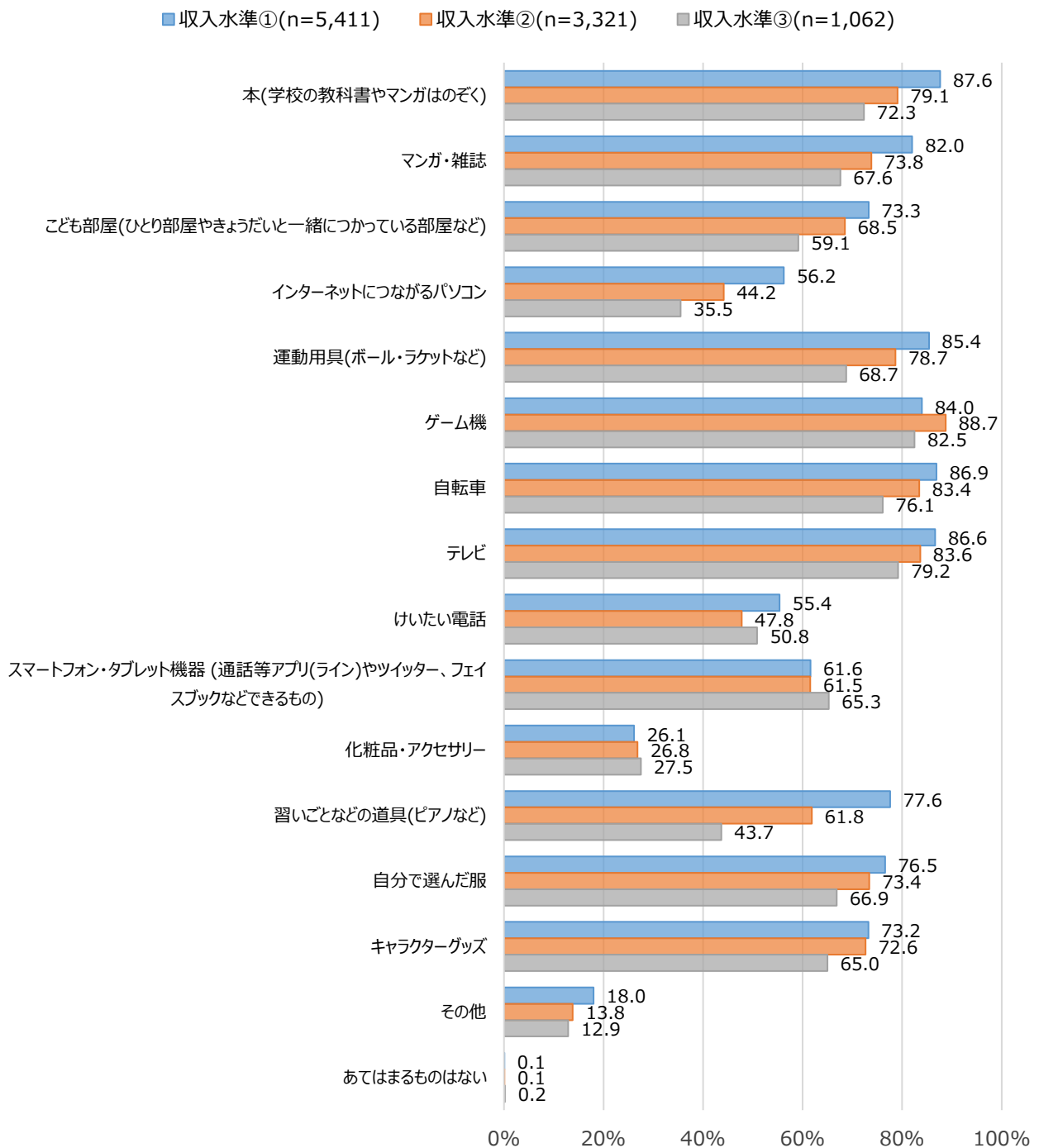


● 子どものはく奪指標〔子ども調査票問 20〕（複数回答）

本やパソコン、こども部屋などについて、「持っている」または「使うことができる」と回答した割合は、多くの項目で等価世帯収入の水準が低い世帯で低くなっている。特に、「習い事などの道具（ピアノなど）」や「インターネットにつながるパソコン」などで等価世帯収入の水準による差が大きくなっている。

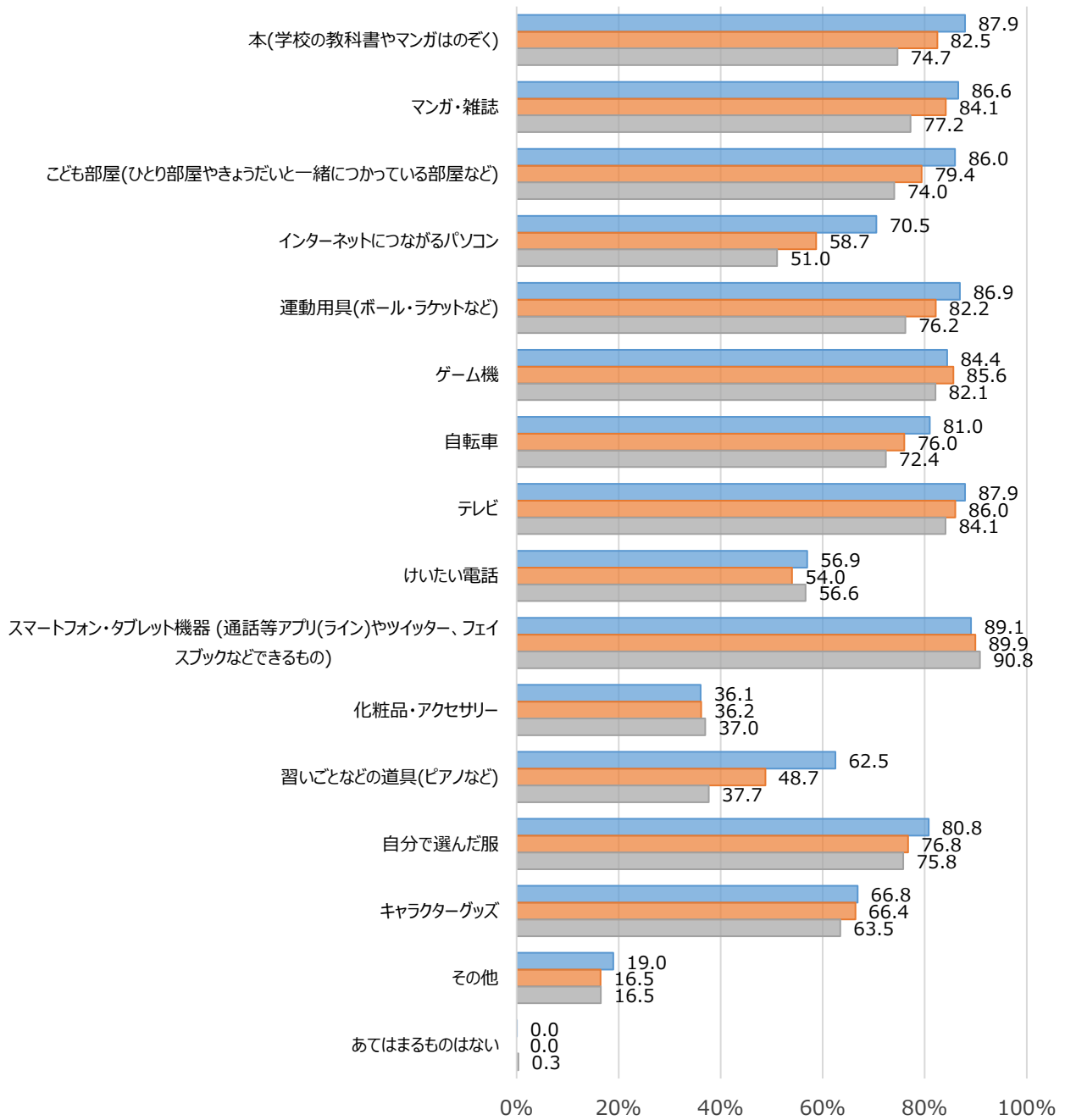
一方で、「スマートフォン・タブレット機器（通話等アプリ(ライン)やツイッター、フェイスブックなどできるもの）」や「化粧品・アクセサリ」は、等価世帯収入の水準が低い世帯の方が高い傾向にある。

小学生



中学生

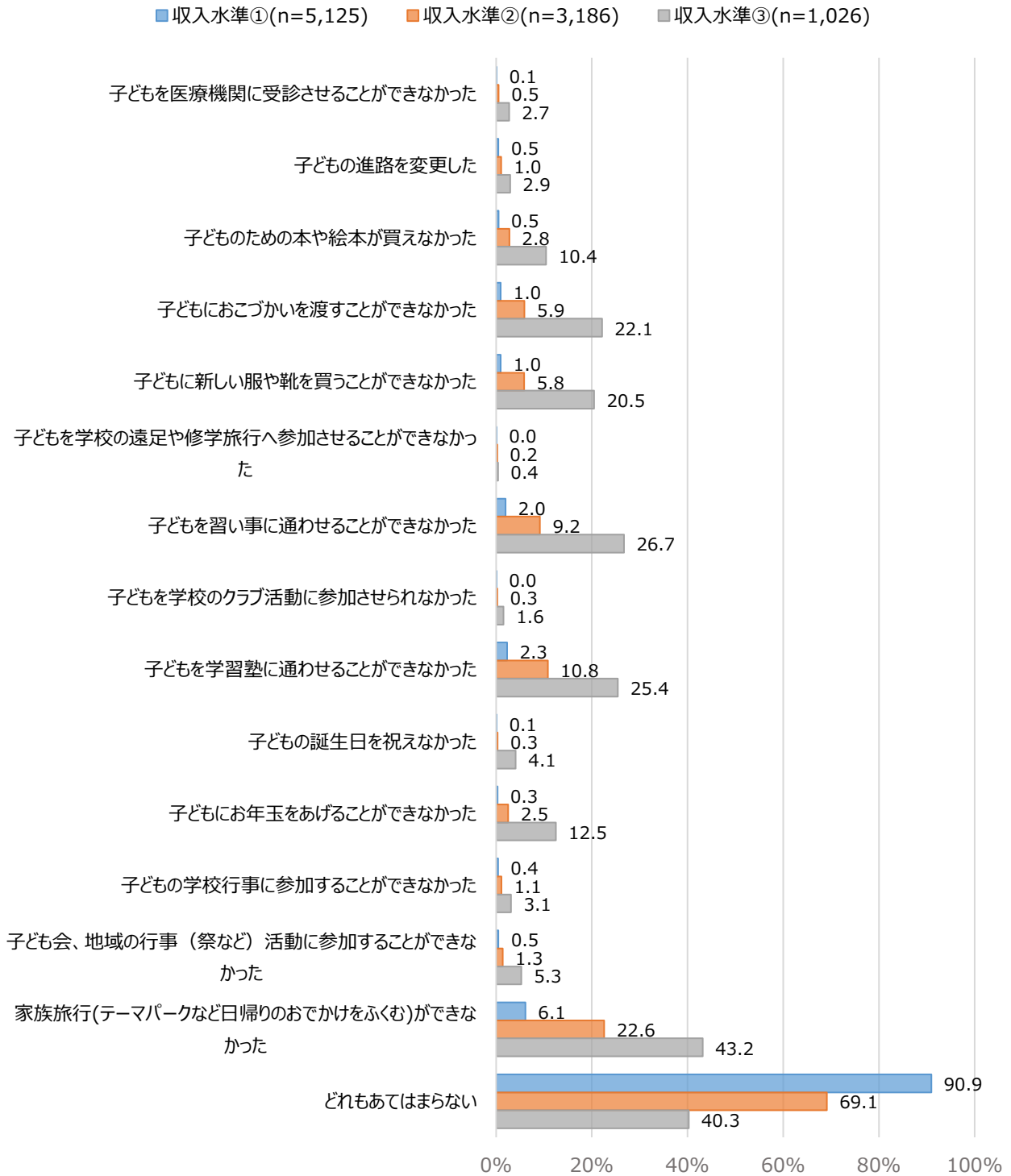
■ 収入水準①(n=4,314) ■ 収入水準②(n=2,878) ■ 収入水準③(n=1,144)



● 親から見た子どものはく奪指標〔保護者調査票問 22〕（複数回答）

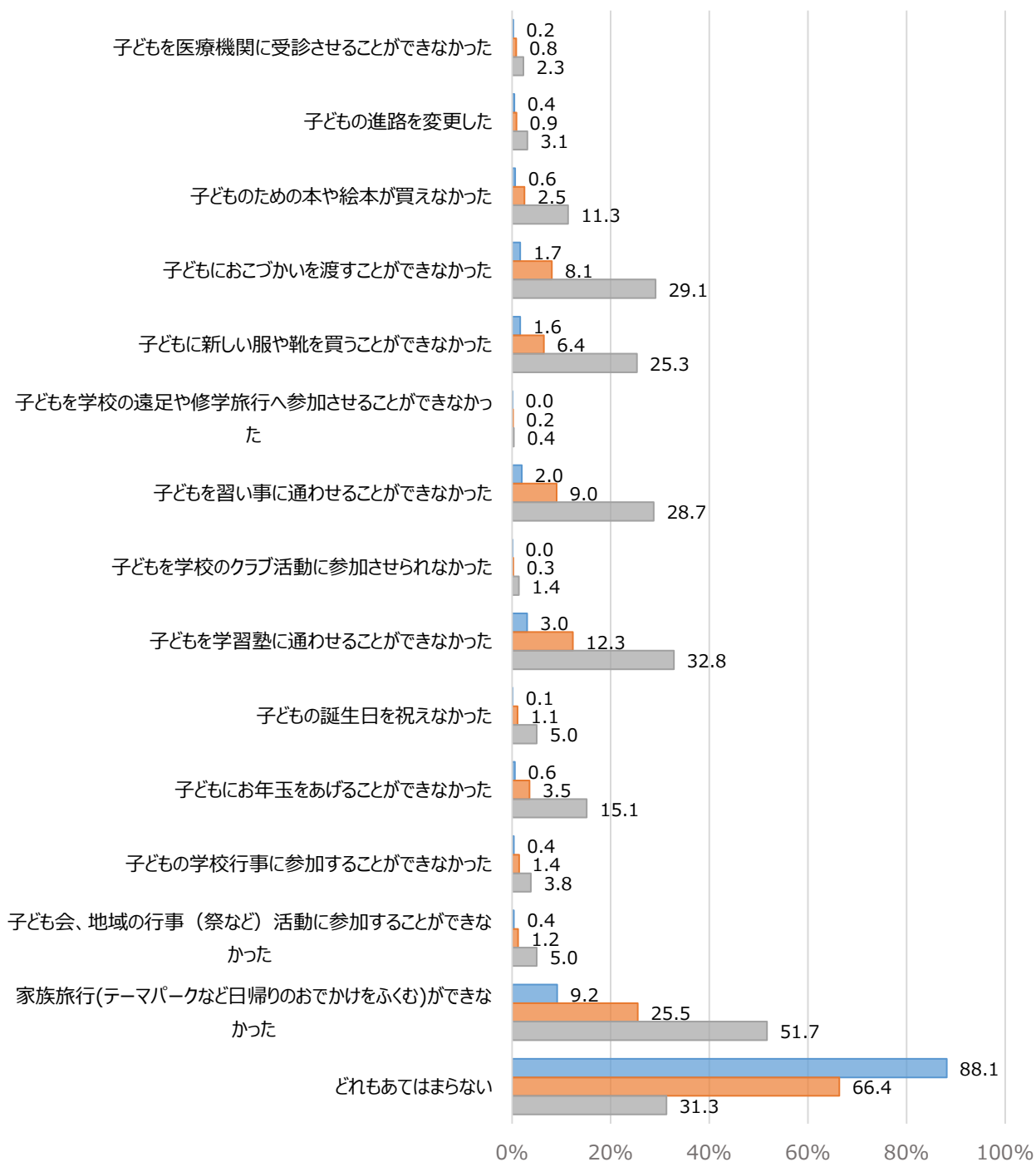
経済的な理由により「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけをふくむ）ができなかった」、「子どもを習い事に通わせることができなかった」、「子どもを学習塾に通わせることができなかった」などの経験があると回答した割合は、等価世帯収入の水準が低い世帯で高い。

小学生



中学生

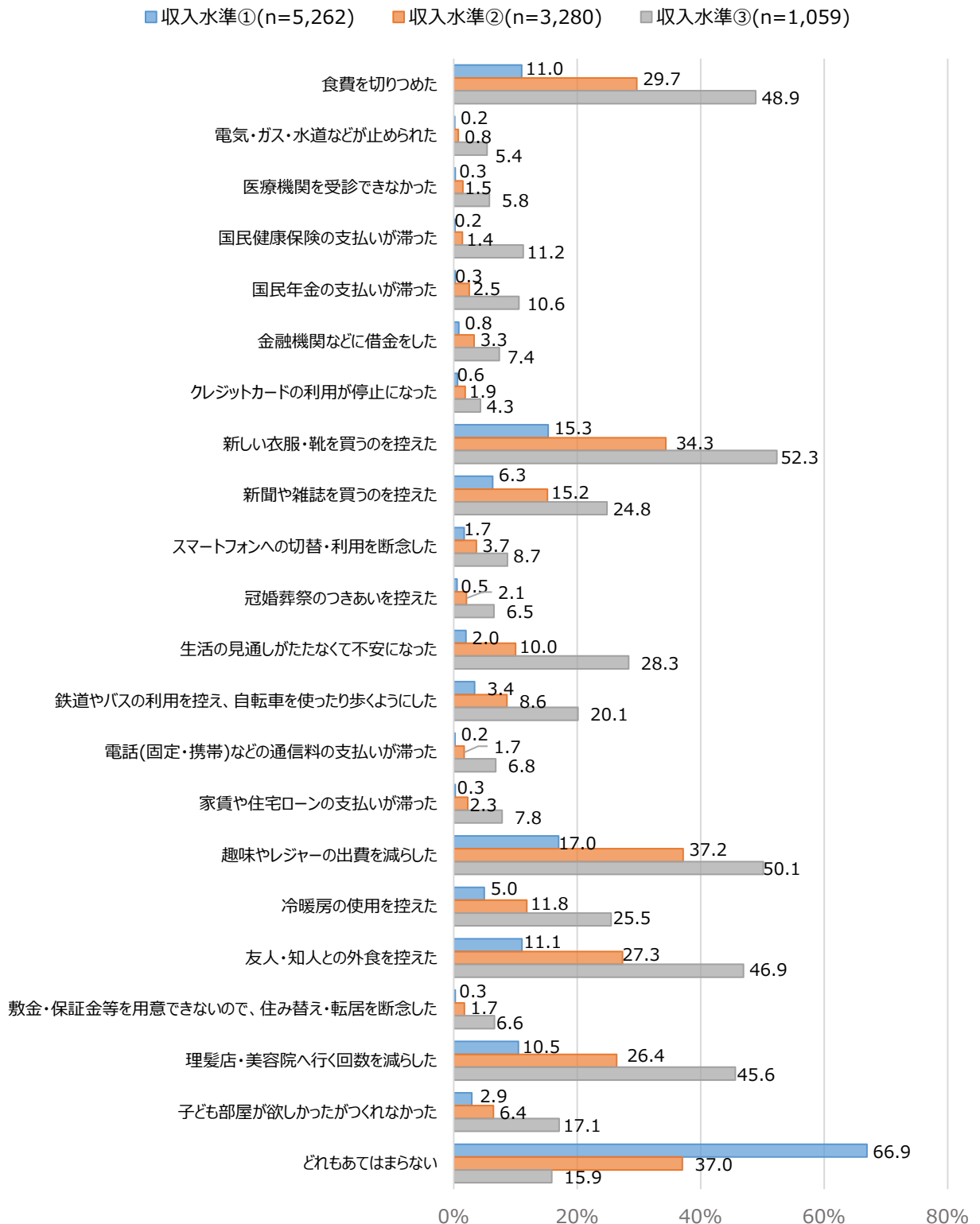
■ 収入水準①(n=4,117) ■ 収入水準②(n=2,768) ■ 収入水準③(n=1,103)



● 滞納・欠乏経験〔保護者調査票問 21〕（複数回答）

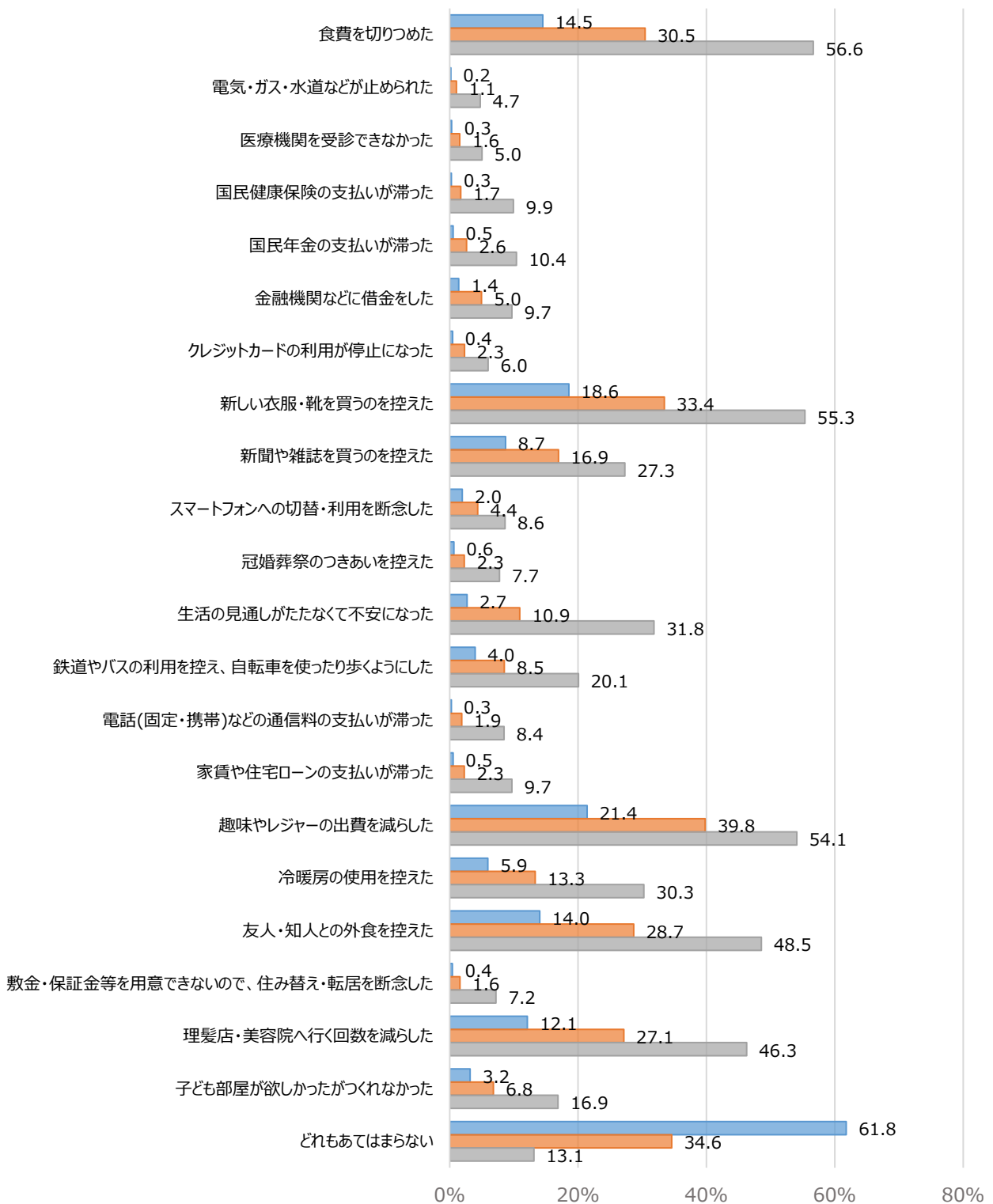
経済的な理由により、「食費を切りつめた」、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」、「趣味やレジャーなどの出費を控えた」、「友人・知人との外食を控えた」などの経験があると回答した割合は、等価世帯収入の水準が低い世帯で高い。また、回答数は多くないが、「電気・ガス・水道などが止められた」、「医療機関を受診できなかった」、「家賃や住宅ローンの支払いが滞った」などの経験においても、同様に等価世帯収入の水準が低い世帯で高い。

小学生



中学生

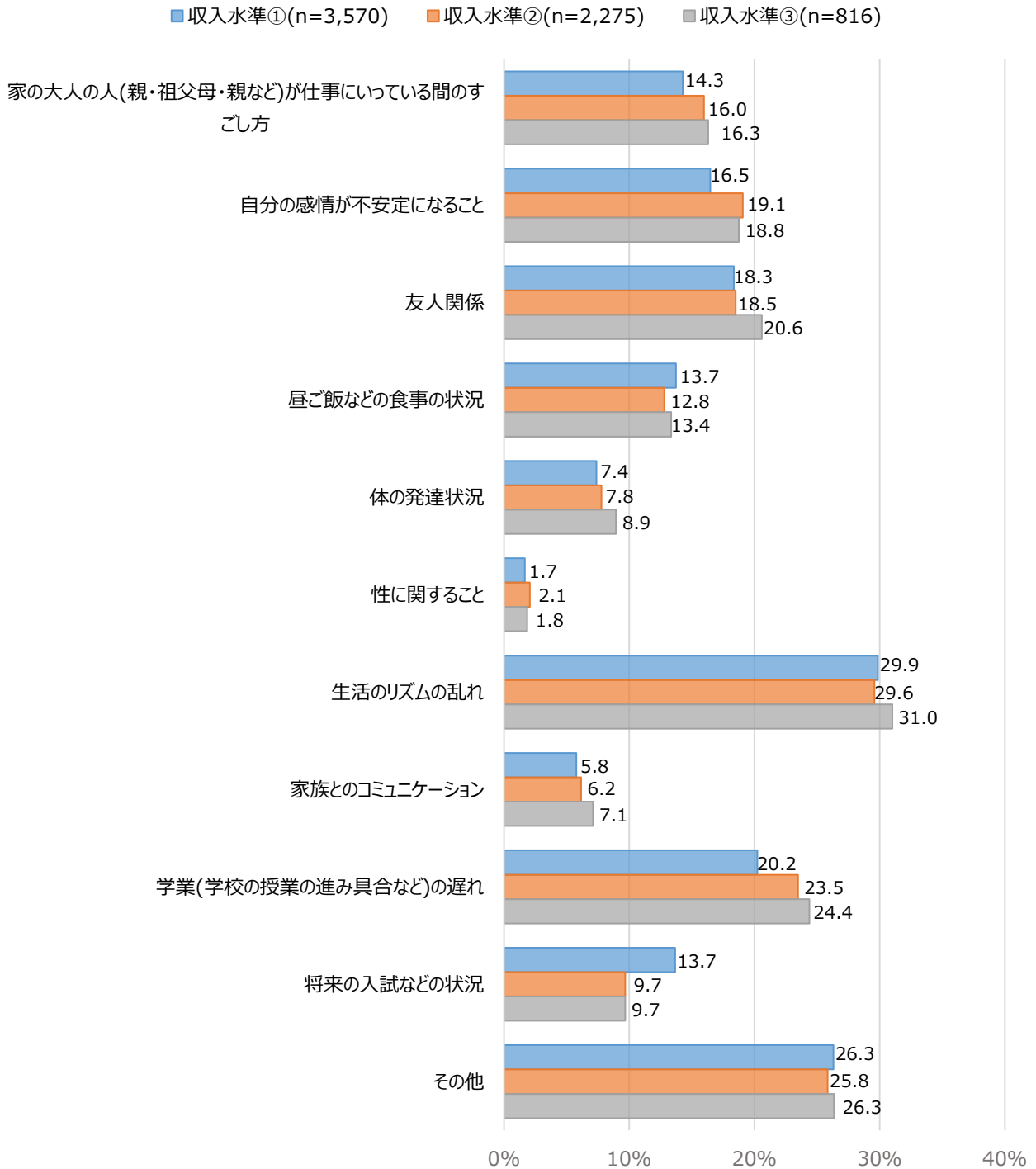
■ 収入水準①(n=4,236) ■ 収入水準②(n=2,857) ■ 収入水準③(n=1,137)



● コロナで困っていること〔子ども調査票問 23〕（複数回答）

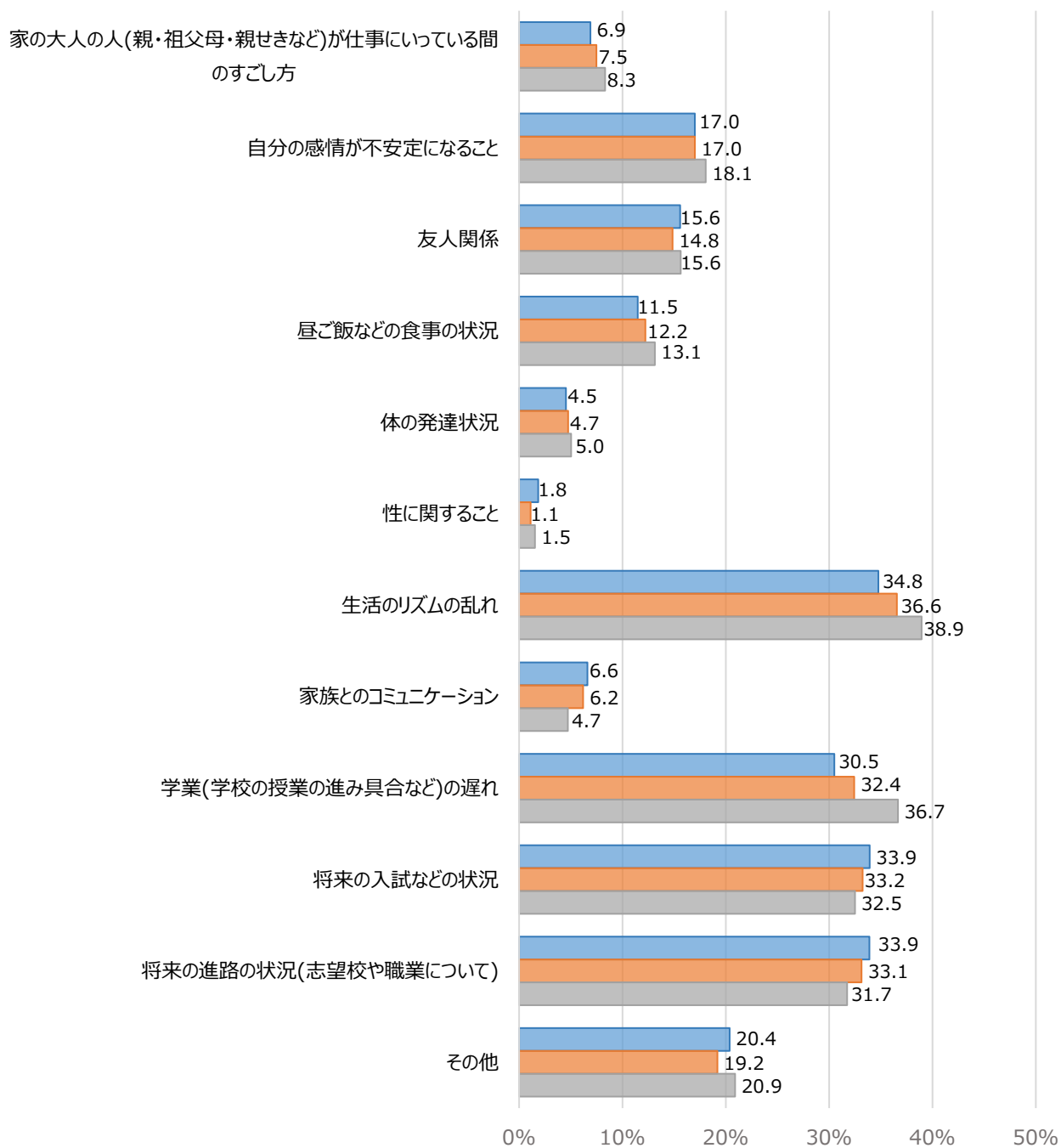
新型コロナウイルス感染症の影響で困っていることについて、「生活のリズムの乱れ」と回答した割合は、等価世帯収入の水準にかかわらず、すべての世帯で最も高い。また、学年別に見ると、小学生に比べ中学生では「将来の入試などの状況」や「学業(学校の授業の進み具合など)の遅れ」と回答した割合が高くなっている。

小学生



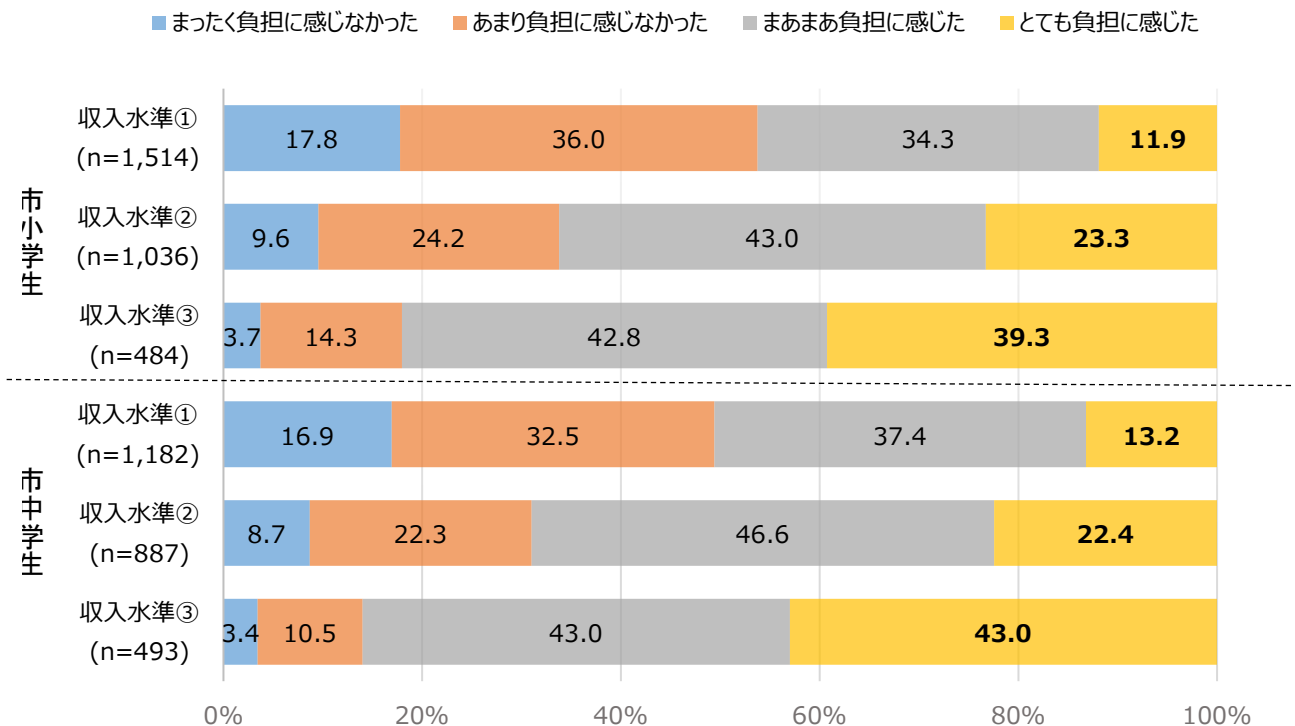
中学生

■ 収入水準①(n=3,251) ■ 収入水準②(n=2,257) ■ 収入水準③(n=914)



● コロナの仕事への影響と負担〔保護者調査票問 25〕

新型コロナウイルス感染症の影響により仕事に変化があった方のうち、仕事の変化を「とても負担に感じた」と回答した割合（**■**）は、等価世帯収入の水準が低い世帯で高く、小学生の保護者では「収入水準①」11.9%に対して「収入水準③」39.3%、中学生の保護者では13.2%に対して43.0%となっている。



3. まとめ

今回の調査結果については、おおむね国と同様の傾向であり、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯において、学習や生活、精神状態など様々な面で厳しい状況にあることが分かった。

具体的には、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子どもの学習成績や朝食の頻度、生活満足度が低い傾向にあり、保護者の頼れる相手がいない割合や不安定な精神状態にある割合が高くなっている。また、保護者から見た子どもの高等教育への進学見込みや子どもが持っているもの、様々な活動への参加機会等にも影響を与えていることが分かった。

ただし、中央値以上の世帯や二人親世帯でもこうした状況にある世帯が一定数見られることから、等価世帯収入の水準や世帯構成以外にも、様々な要因が影響していると考えられる。

また、家族のお世話については、一般的なお手伝いも含まれた回答になっているものと考えられるが、本調査の回答数のうち約5%が平日に1時間以上お世話をしていることが分かった。

さらに、新型コロナウイルスによる影響については、小中学生ともに、特に生活のリズムの乱れに表れており、中学生においては、学業の遅れや入試、進路などに対する不安が大きいことが分かった。

全ての子どもたちの未来を応援する主な事業（こども家庭局）

○こどもの居場所づくり

- ・令和3～5年度の3か年計画で市内163の全小学校区での実施を目指す。
- ・令和4年9月末現在、市内117校区（225か所）でNPOや地域団体等が主体となり実施中。

学習支援 74か所（うち市補助26か所）

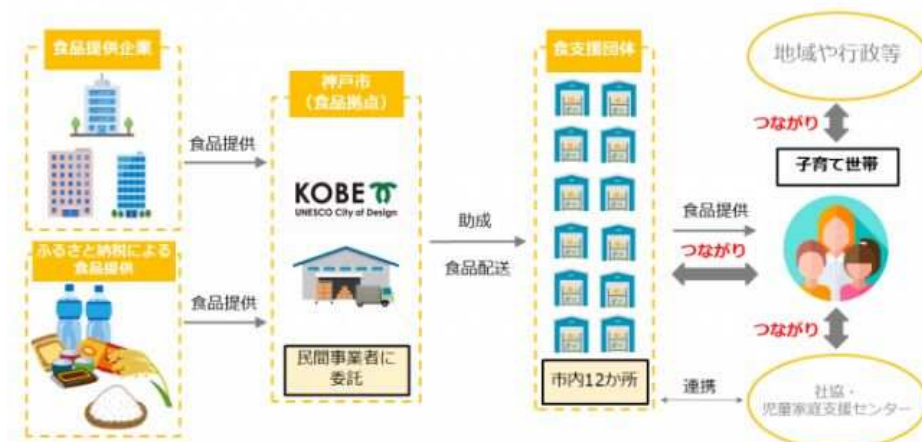
食事提供 55か所（うち市補助13か所）

両方実施 96か所（うち市補助52か所）



○子育て世帯への食を通じたつながり支援（令和3年度～）

- ・コロナ禍や物価高騰等の影響で生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に、食品等の提供（週1回以上）をきっかけとして、関係性（つながり）を構築しつつ、必要に応じて地域や行政等の支援につなげる民間団体（市内12か所）の取組を支援。
- ・令和4年度は、10月までに延べ19,170世帯に食品等を配布し、延べ146件の相談・つながりを実施。



○学びへつなぐ地域型学習支援（令和3年度～）

- ・経済的な事情等により学習機会を十分に得られていない中学生を対象に、無償の学習支援（週1日以上）を実施するNPO・社会福祉法人（市内4か所）を支援。
- ・子どもたちを応援したいという大学生や地域住民等が、ボランティア講師・運営スタッフとして参画。
- ・中学生約80人に対して支援を実施。
- ・中学生が将来の夢を描ききっかけづくりとして、神戸市内の企業等で活躍する先輩と交流する場を、定期的で開催（月1回程度）。



地域福祉センターに関する検討委員会 中間報告

企画調整局 参画推進課

地域福祉センターに関する検討委員会 中間報告書【概要版】

1. 検討のポイント

神戸市の公の施設である地域福祉センターは、制度創設からまもなく40年を迎える。現在、地域課題の多様化や地域団体の高齢化・担い手不足、施設の老朽化が課題となっている現状を踏まえ、持続可能な地域社会へ向けて地域福祉センターを活用していく方策について検討する。

2-1. 設立の経緯

○市は、昭和60年度以降、地域福祉活動の拠点として1小学校区に1か所を目的に地域福祉センターの整備を進め、これを全市展開するため、神戸市ふれあいのまちづくり条例を制定（平成2年4月施行）。令和4年10月現在、市内に194か所を設置（うち5か所は民間施設を利用）。

○条例施行当時、超高齢化社会の到来、在宅高齢者を対象とする福祉活動の推進が意識されており、高齢者福祉事業を中心とした地域福祉活動に主に利用。

○今日まで地域福祉センターの維持管理と地域福祉活動が長年にわたり地域住民のボランティアにより継続されてきたことは、神戸の地域社会にとって貴重な財産。



竜が台地域福祉センター（須磨区）

2-2. 取り巻く社会環境の変化

○近年、介護保険事業の進展など、地域福祉活動を取り巻く社会環境は大きく変化。この間、地域福祉センターの在宅高齢者への福祉サービスの提供等の場としての役割は達成。

○一方、神戸の地域社会では、単身世帯の増加による社会的孤独・孤立、子どもの貧困、地域のつながりの希薄化など、課題は多様化。地域福祉センターは今後、地域課題に向き合う新たな団体・個人の活動場所としても活用される。

○特に、ヒアリング(※) や神戸市ネットモニターへのアンケートによると、地域福祉センターを「人と人がふれあう場」もしくは「地域の人のつながる場」との提案。さらに、近隣に図書コーナーや自習室・コワーキングスペース等の機能を希望する方も多い。

○NPOや大学、学生など、地域活動の新たな担い手も登場しており、ふれあいのまちづくり協議会等の地域団体に加え、多様な主体による地域活動が各地域において活発に行われることに期待。

2-3. 地域福祉センターの機能と今後の可能性

○取り巻く社会環境の変化に対応し、将来に向けて持続可能な地域社会をつくるため、今後、地域福祉センターの設置趣旨を発展させるべき。



**「地域活動の促進・
地域社会の課題解決に寄与する施設」**

○公の施設である地域福祉センターが誰もが容易に利用できる活動場所となり、多様な主体による地域活動の促進、神戸の地域社会・市民生活全体の活性化に寄与することを期待。

※ヒアリング調査の実施概要

期間：令和4年7月13日～10月4日

出席者：当検討委員会委員、神戸市企画調整局参画推進課
(対象)

- ・ふれあいのまちづくり協議会 11団体
- ・NPO法人（こども食堂、居場所づくり、外国人支援等） 4団体
- ・企業（親子の居場所づくり、スタートアップ） 4社
- ・神戸市社会福祉協議会、区社会福祉協議会

3. 「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」が市民に与えるメリット

ボランティアの最初の一步を踏み出せる

幅広い地域課題に取り組むNPOや大学、大学生・高校生、地域住民なども、地域福祉センターを活用。様々な取り組み、興味のあるボランティア活動にチャレンジできる機会を創出。活用を通じて地域活動の活性化や住民同士の交流促進に寄与する。

多世代交流ができる、居場所を見つける

住民にとって身近な施設であり、調理室も併設されているという利点。子どもたちへの支援や多世代を対象とした居場所づくりなどを実施する団体へ向けても活用を促進。地域における多世代交流の実現、課題を抱える人にとって居場所が見つかる、といった効果を期待。

くつろげる・楽しめる・学べる・働ける

地域住民が気軽に利用できる図書コーナーや自習室・コワーキングスペースを提供。個人が地域内の公共の場に顔を出す機会を増やし、近隣のつながりをつくる。また、Wi-Fiを活用した様々な用途での利用を可能とすることや、食料品の販売や様々な講座の開講など地域住民の求めるニーズを満たすこと、地域内で雇用を生み出す場とすることも検討。

4. 今後の活用に向けた方向性

施設利用に関する共通のルール整備

- 多様な主体の地域活動の場として活用するため、申込受付方法、開館日時、利用料金等、適切なルールを定め分かりやすく公開。
- 公益性の高い活動の優先利用や営利目的利用と判断する目安など、新たな役割に相応しい共通の基準を設ける。

施設管理・運営に関する制度の改善

- 施設管理業務にかかる負担軽減のため、ボランティア確保の工夫や業務見直し、複数団体での管理分担、電子錠活用の支援。
- 料金収入による収益確保、インターネット上で広く寄付を募る仕組みの活用検討。市もボランティアに頼る現在の指定管理料が十分か、ふるさと納税制度の活用など必要な財源確保。
- 全市的な範囲で成功事例等の情報交換・共有の仕組み構築。
- 管理運営状況や地域の意向を踏まえ、NPOや企業等も活用した柔軟な運営体制の確保や、活動と施設管理を分離した指定管理者の選定。

施設名称・設置基準の更新

- 地域福祉＝高齢者福祉のイメージが固定化。今後の活用促進に向けては、新たな施設名称を付与する必要がある。
- 市内には市所有施設や民間施設、空き家も多数存在。近隣施設との役割分担による機能特化や、地域や企業等への施設の移管又は貸借等。
- 老朽化に伴う建替コストを想定し、設置基準のあり方を検討。

条例改正・コーディネート

- 地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用することを条例上明記し、役割や位置づけを見直すべき。ただ、条例で規定する範囲は地域の自主管理で運営してきたという特性を踏まえる必要がある。
- 市・区職員が社協職員や中間支援団体、民間人材等と共にコーディネート機能を発揮。市・区の地域への関わり方を再構築。

地域福祉センターに関する検討委員会 中間報告書

1. 地域福祉センターに関する検討委員会

(1) 検討のポイント

地域福祉センターは、神戸市において高齢化社会の到来が意識され始めた昭和 60 年度（1985 年度）より、各小学校区への設置を基準に順次整備が進められた公の施設である。

当該施設は、主に地域団体を構成員として結成されるふれあいのまちづくり協議会による献身的な活動に支えられ、住民主体の地域福祉活動の拠点として、その役割を果たしてきた。

制度創設からまもなく 40 年を迎える現在、当時と比べて社会環境は変化し、地域福祉分野を含む地域の課題は多様化している。地域団体の高齢化や担い手不足の課題がある一方、NPO や大学、大学生など、地域活動の新たな活動主体も登場している。また、地域福祉センターの老朽化への対応も必要となってきている。

このような現状を踏まえ、持続可能な地域社会へ向けて地域福祉センターを活用していく方策について検討するため、当委員会を設置された。なお、当委員会は、附属機関及び有識者会議に関する指針第 2 条第 2 項に規定する有識者会議に該当する。

(2) 中間報告書について

当委員会はこれまで 3 回の委員会を開催したほか、ふれあいのまちづくり協議会や市内で活動する NPO 法人、神戸市・区社会福祉協議会等へのヒアリング、各種アンケート調査結果の確認などを通じ、現状の把握と今後のより良い活用方法について検討を行ってきた。本報告書は、当委員会における現時点の成果と、今後の検討の方向性につき中間報告をするものである。

2. 今日の地域福祉センター

(1) 地域福祉センター及びふれあいのまちづくり協議会の設立の経緯

○ふれあいのまちづくり協議会の萌芽

- ・検討に先立ち、まず、地域福祉センターの設置及びふれあいのまちづくり協議会の結成の経緯を簡単に振り返っておきたい。
- ・現在ふれあいのまちづくり協議会が担う小学校区程度の範囲を対象とする住民主体の地域福祉活動の萌芽は、昭和 40 年度（1965 年度）より神戸市社会福祉協議会が展開した小地域福祉活動推進地区指定事業（平成元年度（1989 年度）までに

市内 105 地区を指定) に見られる。

- ・こうした地域福祉活動は地域内の自治会館等を活用して行われてきたが、次第にその活動拠点を公的に整備する必要性が認識された。そこで神戸市は、昭和 60 年度 (1985 年度) 以降、老人いこいの家、集会所、児童館を活用するなどして、1 小学校区に 1 か所を目途に地域福祉センターの整備を順次進めた。令和 4 年 (2022 年) 10 月現在、194 か所を設置している (うち 5 か所は民間施設を利用)。

○神戸市ふれあいのまちづくり条例の施行

- ・地域福祉センターを拠点とする地域福祉活動を全市展開するため、神戸市ふれあいのまちづくり条例 (以下、「条例」という。) が制定 (平成 2 年 (1990 年) 4 月施行) された。条例では、地域の福祉関係団体、公共的団体の代表者と地域住民が自主的に組織するふれあいのまちづくり協議会が、各種福祉活動・交流活動等 (ふれあいのまちづくり事業) を行うこと (条例第 2 条、第 3 条)、ふれあいのまちづくり事業の拠点として地域福祉センターを設置すること (条例第 4 条) が規定された。
- ・これを契機に、地域福祉センターの設置とふれあいのまちづくり協議会の結成が、市内全域にわたり展開されることとなった。
- ・なお、平成 7 年 (1995 年) 1 月 17 日の阪神・淡路大震災の際には市内に 119 か所あった地域福祉センターは、全壊 1 か所・一部損壊 77 か所という被害を被ったものの、被災地域では、47 か所の地域福祉センターが避難所として活用されるなど、災害対応拠点としての役割も果たしてきた。

○地域福祉活動の展開

- ・条例施行当時、念頭に置かれた地域福祉活動の対象は「在宅高齢者・障害者」「福祉ニーズのある地域家庭等」「施設入所老人・障害者」であったが、超高齢化社会の到来が予測されたことに伴い、とりわけ在宅高齢者を対象とする福祉活動の推進が意識されていた。
- ・こうして、地域福祉センターは、自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員、青少年育成協議会等、地域で活動する団体を構成員とするふれあいのまちづくり協議会を主体とする地域福祉活動の拠点として、ふれあいのまちづくり協議会及びその構成団体の企画・運営により、高齢者福祉事業を中心とした地域福祉活動に主に利用されることとなった。
- ・そして、ふれあいのまちづくり協議会は、今日まで地域住民のボランティアにより運営されている。本年 7 月から 8 月にかけて実施したヒアリングでは、役員、会員の方々が熱意と責任感を持って活動されている様子をうかがうことができた。このように献身的なボランティアによって地域福祉センターの維持管理と地域福祉活動が長年にわたり継続されてきたことは、神戸の地域社会にとって貴重な財産であるといえる。

(2) 取り巻く社会環境の変化

○地域福祉活動の現状

- ・地域福祉センターの設置から 40 年弱が経過したが、この間、介護保険法の成立（平成 9 年（1997 年））や介護保険制度の本格実施（平成 12 年（2000 年））、介護予防・日常生活支援総合事業の開始（平成 27 年（2015 年））など、地域福祉活動を取り巻く社会環境は大きく変化してきた。
- ・そして、地域福祉センターを拠点に実施される活動は、防犯・防災活動、こどもの居場所づくり事業、子育て世代への支援等、設立当初と比較すると多様化している。
- ・一方で、現在においても地域福祉センターの利用者の中心は高齢者であり、利用者満足度調査（令和元年度（2019 年度））によると、利用者の約 87%が 60 歳代以上の方となっている。
- ・この現状をみると、条例制定時に目指された、在宅高齢者への福祉サービスの提供や集まる場づくり、健康維持のための活動の場としての役割は十分達成されているものといえることができる。

○地域課題・ニーズの多様化

- ・一方、神戸の地域社会では、今日、単身世帯の増加による社会的孤独・孤立、子どもの貧困、かつて身近なセーフティーネットであった地域のつながりの希薄化など、地域福祉センター構想当初の時期と比較して、地域課題は地域特性を反映しながら多様化している。
- ・このような現状及び将来を見据えたとき、地域福祉センターは今後、多様な課題に向き合う新たな団体・個人の活動場所としても活用される可能性があるか、施設設置者である神戸市としては検討すべき課題である。
- ・この点、当委員会でこれらの新たな課題に取り組む NPO 法人等に対してヒアリングを行ったところ、地域福祉センターを「人と人がふれあう場」もしくは「地域の人のつながる場」として活用してはどうかという提案が複数の団体から挙げられた。
- ・特に、食を通じた人と人とのつながりづくりの活性化に関する関心が高く、調理室を外部の団体が気軽に活用できるようになることを期待する意見、こども食堂を開催するにあたり、調理室を利用できるのであれば、地域福祉センターを使いたい団体は多いという意見、調理室を複数の団体で共用できれば、子どもたちへの連携した支援を実施できるなどの意見があった。
- ・また、神戸市ネットモニターへのアンケート結果（令和 4 年（2022 年）7 月実施）からは、身近な集会施設に求める機能として、図書コーナーや自習室・コワーキングスペース、地域住民の交流サロンなど、気軽な交流スペース、第三の居場所の機能を求める回答の割合が多かった。
- ・これらの結果を踏まえると、地域福祉センターには新たな機能を付加して活用し

ていくことが、市民や新たな活動主体からは求められているのではないかと思われる。

○地域活動の担い手の多様化

- ・また、阪神・淡路大震災を契機とした NPO 法人制度の創設や、大学や大学生等による社会貢献活動の高まりなど、地域福祉センター構想初期にはなかった地域活動の新たな担い手も登場している。例えば、神戸市が認証した NPO 法人数は令和 4 年（2022 年）8 月末で 746 法人であり、人口 10 万人当たりの NPO 法人数では政令指定都市において京都市、大阪市に続く第 3 位である。また大学数も 23 大学と政令指定都市において第 3 位であり、積極的に学生の地域活動を支援する大学も多い。
- ・このように、地域課題が多種・多様化し、新たな活動の担い手が登場している状況を踏まえると、今後、これまで地域で大きな役割を果たしてきたふれあいのまちづくり協議会等の地域団体に加え、NPO や大学、学生など多様な主体による地域活動が各地域において活発に行われることが期待される。

（3）地域福祉センターの機能と今後の可能性

○地域福祉センターの機能

- ・地域福祉センターは、住民主体の地域福祉活動拠点として、神戸市が全市域に均質的に整備した公の施設である。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的で設置される、住民が利用する施設（地方自治法第 244 条）であり、人口減少や高齢化が進み、地域の中での施設のあり方が変化しているなかで、孤独や孤立の解消等の社会課題も踏まえれば、今後は様々な用途や若年層の活用促進も含め、多世代交流や多様な団体・個人が活動できる場の創出を検討していく必要がある。
- ・そのためには、ふれあいのまちづくり協議会及びその構成団体に加え、地域活動に取り組む多様な主体にとっても、容易に利用できる場所となることが望ましい。

○将来に向けた可能性

- ・地域福祉センターの設立趣旨は「地域福祉の向上を目指」すこと（条例第 2 条）であった。
- ・しかしながら、取り巻く社会環境の変化に対応し、将来に向けて持続可能な地域社会をつくっていくためには、地域福祉センターの持つ可能性に着目し、その設置趣旨をより今日的かつ具体的に「**地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設**」へと発展させることが求められている。これにより地域福祉センターが、誰もが容易に利用できる活動場所となり、多様な主体による地域活動の促進、ひいては神戸の地域社会・市民生活全体の活性化に寄与することを期待したい。（なお、施設の利用状況についてみると、地域により差があるものの、洋室については全体の 27%、和室については 67%、調理室については 84%の地域福祉センタ

一で、それぞれ利用率が4割未満であるなど、現状では更に多くの方々が利用できる可能性を有している。)

3. 「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」が市民に与えるメリット

以上の調査結果と検討を踏まえ、地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」と位置づけることにより、市民にとってどのような望ましいこと（メリット、良い影響、好ましい効果、価値の実現）が期待できるか。本中間報告書では、以下の3点を提案したい。

(1) ボランティアの最初の一步を踏みだせる

- ・これまで地域福祉センターは、主にふれあいのまちづくり協議会やその構成団体を中心とした地域福祉活動に活用されてきた。今後は現状を踏まえ、地域福祉を超えた幅広い地域課題に取り組むNPOや大学、大学生、高校生、地域住民なども、地域福祉センターを活用することで、様々な取り組み、興味のあるボランティア活動にチャレンジできる機会を創出できると考えられる。ひいては、このような活用を通じて地域活動の活性化や住民同士の交流促進に寄与することが期待できる。
- ・なお、地域社会・地域活動への参加機会は、高齢者や子育て世帯には多いが、若年単身者や子どものない若年世帯には少ないといわれている。そこで、多世代の関心を引くような日常的な課題（例えば、災害・防災に関する活動等）に関する事業を通じた誘い込みが有効である。

(2) 多世代交流ができる、居場所を見つける

- ・近年、孤独・孤立を防ぐためのセーフティネットとなりうる場所として、こどもの居場所づくり（こども食堂や学習支援、放課後の時間を過ごせる場所等）や地域食堂、地域住民の交流サロンなどが多様な主体によって実施されている。
- ・地域福祉センターが住民にとって身近な施設であり、調理室も併設されているという利点を生かして、高齢者だけでなく、子どもたちへの支援や多世代を対象とした居場所づくりなどを実施する団体へ向けて活用を促進することにより、地域における多世代交流が実現する、課題を抱える人にとって居場所がみつかる、といった効果が期待できる。

(3) くつろげる・楽しめる・学べる・働ける

- ・地域社会のつながりの希薄化が課題となっているなか、個人がそれぞれの目的をもって気軽に利用できる施設（サードプレイス）があることもその解決の一助に

なる。

- ・地域住民が気軽に利用できる図書コーナーや自習室・コワーキングスペースについてのニーズが多いことから、地域福祉センターにおいて家や職場以外に滞在できる空間を提供することで、個人が地域内の公共の場所に顔を出す機会を増やし、近隣とのつながりへ参画するための端緒となることが期待できる。
- ・このような利用を促進するためには、通信環境の整備が必須である。令和3年度（2021年度）から4年度（2022年度）にかけて全ての地域福祉センターに設置した公衆Wi-Fiも活用し、小学生向けのプログラミング教室や高齢者向けスマホ教室が開催されているが、今後もこの基盤を活かした施設の活用方法の充実が図られることを期待したい。
- ・さらに、地域福祉センターを活用する主体を非営利団体に限定せず、食料品の販売や様々な講座の開講など地域住民の求めるニーズを満たせるようにすることや、地域内で雇用を生み出せる場所とすることも検討に値する。

4. 地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用するための方向性

（1）地域福祉センターの利用に関する共通のルール整備の必要

- ・多様な主体の利用を促進するには、利用希望者にとって利用条件を容易に確認できることが望ましい。
- ・現在は、申込方法や運営協力金（施設利用に際して利用者から受領する協力金）など利用に伴うルールが地域福祉センターごとに異なっているほか、利用にあたり役員会での決定を要する場合があります、利用希望者にとって利用の可否について予測がつきにくい状況にある。また、調理室については、施設の維持管理が優先され、こども食堂など公益性の高い目的の事業であっても利用が認められない場合があるという実情も聞かれた。この他、利用制限にかかる営利目的の利用であるかどうかの判断が施設により異なる場合もある。
- ・今後、多様な団体・個人が地域福祉センターを使いやすくするためには、申込受付方法（オンライン申込の導入を含む）、開館日・時間、利用料金（運営協力金のあり方を含む）等に関して、管理者及び利用者の双方にとって適切なルールを定め、利用希望者が分かりやすい方法で公開する必要がある。
- ・神戸市は今後、利用者及び管理者側が利用の可否について判断に迷うことのないよう、公益性の高い活動の優先利用や営利目的利用と判断する目安など、新たな役割に相応しい共通の基準を設ける必要がある。

（2）施設管理・運営に関する制度の改善

- ・ボランティア不足や担い手の高齢化、鍵の開閉や清掃、施設・備品の棄損を回避

するための配慮などの施設管理の負担が、施設の開館日数・時間の減少や利用申込に対する消極的な判断につながっている事例が見られた。したがって、今後の検討にあたっては、管理のあり方を明確化し、地域の管理負担にも留意する必要がある。そのため、ボランティアの確保の工夫や、施設管理業務の見直し、複数の団体で管理を分担する仕組み（運営団体の複層化）、電子錠の活用など、負担軽減策への取り組みが求められる。

- ・さらに、将来も持続可能な仕組みを作るため、例えば地域福祉センターの料金収入や営利目的利用を認めることによる収益確保、その他、クラウドファンディング（※1）の活用等、いわゆるファンドレイジング（※2）の取り組みに向けた支援についても検討する必要がある。
- ・また、神戸市としても、充実した施設運営に必要な人材の確保に向け、ボランティアに頼る現在の指定管理料が十分であるかどうか、ふるさと納税制度の活用など必要な財源の確保について引き続き取り組むべきである。
- ・また、成功事例や失敗事例の共有も、新たな気づきを得て、自団体の活動を充実させるために大変重要である。現在、指定管理者であるふれあいのまちづくり協議会間での情報交換・情報共有については、区単位で開催する会議の場等で行われているとのことであるが、全市的な範囲で市・区も含めて容易に情報交換・共有できる仕組みの構築を進められたい。
- ・一部のふれあいのまちづくり協議会からは、地域福祉センターの管理運営の負担が大きく地域福祉活動に注力できず、将来的な活動の継続に不安があるという声があった。そこで、各センターの管理運営状況や地域の意向も踏まえ、NPO 法人や企業等も活用した柔軟な運営体制の確保や、活動と施設管理を分離することによるふれあいのまちづくり協議会に限定しない指定管理者の選定方法も視野に入れて検討を進められたい。

※1・・インターネット上で不特定多数の人に活動を発信し、趣旨に賛同してくれた人から広く資金を集める仕組み

※2・・民間非営利団体が、活動のための資金を個人・法人・政府などから集める行為

（3）施設名称、設置基準の更新

- ・当初より施設名称に「地域福祉」の語を用いていたが、これは一般的には高齢者への福祉サービスを提供する施設であるというイメージを抱かせ、今日的な地域課題の解決の場としての性質を見出しにくい。今後「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」としての活用を促進するためには、新たな施設名称を付与する必要がある。
- ・また、地域福祉センターは全市域に均質的に設置されているが、市内にはセンター以外にも市が所有する会館や集会所があり、その他にも自治会館・集会所等の

民間施設、さらには地域活動の拠点となりうる空き家も多数存在する。例えば、神戸市が開発した住宅団地内では、地域福祉センターに隣接して市が所有する会館や集会所が設置されている場合がある。さらに、少子化により小学校区が再編された地域においては1小学校区に複数の地域福祉センターがある地域も現れている。また、地域活動には自治会館が利用されており、地域福祉センターがあまり利用されていない地域もある。

- ・このような地域の実情と意向を踏まえ、近隣の類似施設との役割分担などにより地域福祉センターを特定の機能へ特化することや、地域や企業等への施設の移管又は貸借等も選択肢の一つとして提案したい。
- ・なお、市が所有する地域福祉センター189施設のうち、建設から40年以上経過した施設が64施設(33.9%)を占める。老朽化に伴う大規模改修や建替のコストは膨大になると予想されることから、施設の現数を維持できない可能性を想定し、地域活動の拠点を地域福祉センター以外にも確保すること等、1小学校区に1か所を設置するという現在の方針のあり方についても、検討を始める必要がある。

(4) 全体を通じて

- ・以上(1)～(3)を実現するためには、制度創設当初からこれまでに生じてきた社会環境の変化を踏まえて、地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用することを条例上明記することで、その役割や位置づけを根本的に見直すべきである。
- ・なお、当該条例は、ふれあいのまちづくり事業、ふれあいのまちづくり協議会及び地域福祉センターそれぞれの趣旨と関係性を端的かつ一体的かつ簡略に規定するものであり、他の公の施設設置条例と大きく異なる。条例改正にあたっては、地域福祉センターの特性を踏まえながら、条例上規定する範囲等につき、十分に検討する必要があると考える。
- ・この見直しにあたっては、市・区職員が社協職員や中間支援団体、民間人材等と共に、コーディネート機能を発揮することが必要である。地域の意見や要望を直接聞きながら、積極的な姿勢で課題全体を把握し、有効な施策を構築することで、持続可能な地域社会に向けた、より良い道筋をつけることができるのではないかと考える。また、いわゆる地域担当職員制など、他都市の事例も参考にしながら、どのように中間支援的な役割を果たしていくか、市・区の地域への関わり方についても再構築を検討されたい。
- ・当委員会は今後、最終報告へ向けて、引き続き幅広い意見を踏まえながら検討を進めていく。

5. 地域福祉センターに関する検討委員会について

(1) 委員名簿 (50 音順・敬称略)

相川 康子	NPO 法人 NPO 政策研究所専務理事
杉岡 秀紀	福知山公立大学地域経営学部准教授
関 嘉寛	関西学院大学社会学部教授
中川 寿子	生活協同組合コープこうべ常務理事
松原 一郎 (※)	神戸市社会福祉協議会市民福祉大学学長 (※) 委員長

(2) 開催実績・予定

- ・ 第 1 回検討委員会 令和 4 年 5 月 27 日 (金) 14:00~16:00
- ・ ヒアリング調査 令和 4 年 7 月 13 日~10 月 4 日
(対象)
 - ふれあいのまちづくり協議会 11 団体
 - NPO 法人 (こども食堂、居場所づくり、外国人支援等) 4 団体
 - 企業 (親子の居場所づくり、スタートアップ) 4 社
 - 神戸市社会福祉協議会、区社会福祉協議会
- ・ 第 2 回検討委員会 令和 4 年 8 月 25 日 (木) 16:00~18:00
- ・ 第 3 回検討委員会 令和 4 年 10 月 31 日 (月) 10:00~11:30
- ・ 中間報告書の公表 令和 4 年 11 月中旬
- ・ 第 4 回検討委員会 令和 5 年 1 月下旬 (予定)
- ・ 第 5 回検討委員会 令和 5 年 3 月下旬 (予定)

(3) 参考資料

- ・ ヒアリングシート

ヒアリングシート

- ・ ふれあいのまちづくり協議会 11団体 (P. 2~12)
- ・ 特定非営利活動法人 4団体 (P. 13~16)
- ・ 企業 (親子の居場所づくり、スタートアップ)
4団体 (P. 17~18)
- ・ 神戸市社会福祉協議会 (P. 19~20)
- ・ 区社会福祉協議会 (P. 21)

A ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年7月13日 (水) 13:00~13:40
相手方 : 委員長

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり協議会の事業として、絵手紙教室、習字教室、健康体操等を実施○カラオケ教室など部屋貸しの利用者としては、高齢者が多い。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○今は高齢者のつどいの場になっているが、もう少し若い世代にも入ってほしい。ただ、そもそも幼児の数が少なく、集まらない。○地域の中心に小学校がある。昔は、地域の自治会が中心となって、小学校の運動場を借りて、子どもたちを含めた運動会を開催していたのがとても良かった。小学校で行事が実施できるのが理想。○ふれあいのまちづくり協議会が地域福祉センターの管理をするものと考えている。活動拠点として施設はふれまち協が確保しておきたい。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○他の地域からも、地域福祉センターをより利用してもらえればよいと思っている。 (利用料については、地元の方を中心に割引している。)
課題	<ul style="list-style-type: none">○役員も管理当番も高齢になっている。構成団体である婦人会・老人会に入る人も少なくなってきて、手が回らなくなってきたので、今年度から休館日を増やした。場合によってはさらに減らさざるをえないかもしれない。○ボランティアで入ってくれる新しい人が発掘できない。○手当が少額すぎる。できれば1日2,000円にしたい。○事業参加人数は年々減少しており、10人前後。新しい教室や事業をするところまではいかない。
その他	

B ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年7月13日(水) 14:00~14:40
相手方 : 委員長 他3名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり協議会の事業として、ふれあい給食、こども食堂を長く続けている。○貸館も多く、気功やダーツなどたくさんの利用があり終日忙しい。小中学生の書道もある。○広報紙を全戸配布するための仕分け作業場にもなっている。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○ロビーを、子どものにぎわいのための活動等に利用してほしい。○鍵や施設の管理を他の管理者に任せて、ふれあいのまちづくり協議会はセンターを活動に使うというのはいいと思う。○拠点があった方が活動しやすいので、センターはなくしたくない。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○他の地域の人利用は受け入れ可能。○営利目的の活動、特に企業が宣伝目的で使うのは受け入れられない。
課題	<ul style="list-style-type: none">○以前は同じ建物内の団体が鍵の管理をしてくれていたが、退去し、現在はふれあいのまちづくり協議会で対応しなければならなくなったのが負担である。○窓口当番は2人はほしいが、人を集めるのも難しい。構成員も固定化・高齢化している。○ボランティアの公募はしたくない。誰でもいいわけではなく、信頼できる人にやってもらいたい。○地域に定年の人はたくさんいるが、半日1000円で引き受けてくれるとは思えず頼みにくい。昔は婦人会員が多かったが、今は子供が大きくなると仕事に就く方が多いので、当番は頼めない。○広報紙を年1回発行しているが、未だセンターの存在を知らない人も多い。
その他	<ul style="list-style-type: none">○自治会でできないことをしたり、地域をつないでいるのがふれあいのまちづくり協議会と考えている。○もっと他のふれあいのまちづくり協議会との交流があればよいと思う。

C ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年7月14日 (木) 10:00~10:40
相手方 : 委員長

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○月～土まで、ふれあいのまちづくり協議会や地域の団体の活動に利用されている。月2回こどもの居場所づくりを開催している。○今までは高齢者を対象に食事会を実施することがメインだったが、今は地域のニーズに合ったイベント実施（スマホ教室やプログラミング教室など）が重要と考えている。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○センターの名称に「福祉」がある限り、高齢者の見守りを行う施設という印象は持たれるだろう。○運営のあり方の一つとして、小学校区の文化センターと捉えることができると考えている。○高齢者が困っていることの代表はデジタル分野。70歳代の役員3名で「デジタル部」を設けた。○デジタル部でHPを作りたいという話も出ているので、興味のある人で取り組もうとしている。軌道にのれば、広報に利用し、若い人をはじめいろんな人が利用しやすいセンターにしたい。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり協議会の定例会で予定が決まっていく。スポット利用はあまりないが、もし希望があった場合は定例会で利用の可否を検討することになる。○定例会では、地域福祉センターは公共施設であり、年齢関係なく使える施設であると話している。
課題	<ul style="list-style-type: none">○管理はふれあいのまちづくり協議会の役員で持ち回りしているが、全員で管理を行えるわけではない。○健康上の理由で鍵当番をできない人が増えており、当番が回ってくるペースが加速している。○無償ボランティアの考え方は、これからの時代受け入れられない。管理者の専門部隊を作る必要があると感じている。○スマートキーの導入等については、エアコンの操作すらできない人もいるので、新しい手法を試みるには難しい面もある。
その他	<ul style="list-style-type: none">○高齢者には立ったり座ったりが難しいため、和室は撤去した。

D ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年7月15日 (金) 9:20~10:00
相手方 : 委員長 他3名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○利用する団体は、若い人は少なく、70歳以上が多い。○高齢者が多いので、Wi-Fiを使う場面がない。コロナ禍で事業はなかなかできない。○以前は小学校と運動会や夏祭りを行っていた。現在は小学校も忙しいからなかなか一緒にできない。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○地域の人何かしたいときに利用できる、というのが今のセンターの役割ではないだろうか。そのためにも、営利目的では利用しない方がよいと思う。○営利目的かどうかについては、どこまでやっていいのかという線引きが難しい。○子どもが来ると親も来るので、まずは子どもに来てもらいたい。小学生向けに囲碁将棋をやっている。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○地域の人が利用するなら、施設を貸すことは可能。
課題	<ul style="list-style-type: none">○ふれまちの役員は9人程。1年交代制で、自治会の当番から抽選するが、なかなか残ってくれない。当番制を実施しているため、役員は1年で交代が当然と考えられている。○目星をつけて声をかけた人でも、定年延長で働いている等で忙しい。○過去にはNPO化するなどの話もあり、他地域の研究もしたが、同じようにはできないと断念した。ふれあいのまちづくり協議会役員がセンターを管理することで、役員と地域住民とのつながりができるという利点がある。
その他	<ul style="list-style-type: none">○近隣に市の集会施設があるので、営利目的や夜間利用にはそちらが利用されている。

E ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年7月15日 (金) 10:30~11:10
相手方 : 委員長

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○ふれあいのまちづくり協議会の構成団体、地域住民を主体としたグループが利用している。幅広い地域住民の利用とはなっておらず、使いたいという声もない。○施設の管理運営を主に自治会が担っている。活動は、今までやってきたことをしているだけ。運営交付金を返さないためだけの活動になっている。○(当番がない日は) 予約が入っていれば、鍵を開けることになっている。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○今のセンターははっきり言ってお荷物。利用者が運営すると聞いているが、利用者も少ない。○施設を手放すということも選択肢の一つではある。○営利事業にセンターを使ってもらってよいと思う。建物を有効活用してもらったほうがよい。○営利目的の利用不可等の縛りが多く、利用範囲も限られる。そのあたりを緩和していけばいいのではないか。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○地域外の人でも、使ってもらったらよい。子どもが集まるスペースとして利用しても問題ない。○学生は使ってないし、センターの存在も知らない。利用要望も特にない。○大学のサークル、家庭教師が利用できると人気が出そうだが、家庭教師は営利目的になるのでできない。そういったことで利用が増えれば、運営の意味があるかもしれないが、管理運営の問題が生じる。
課題	<ul style="list-style-type: none">○下の世代になると、時間の余裕がなく、施設の管理などをすることは難しいのではないか。○鍵当番の手当は出しているが、運営協力金では賄えない。○イベントなどをしたくても、結局お金がなければやろうとする人もいない。
その他	<ul style="list-style-type: none">○地域には自治会館があり、自治会の会議等はそちらを利用している。

F ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年7月15日 (金) 16:00~16:40
相手方 : 委員長

質問項目	回答
主な利用者と用途	<p>○現在は趣味・サークル活動の人しかほとんど利用していない。福祉施設でなく公民館のようだ。</p> <p>○1階の和室はほとんど使われていなかったのので、カーペットを敷いて使いやすくした。</p>
地域福祉センターの役割	<p>○地域福祉センターという名称は変えてほしい。地域のための交流センターでよい。その方が子どもも入ってこられる。</p> <p>○そもそも地域福祉センターなのに、福祉がおろそかになっている。高齢者だけでなく、子どもやシングルマザーにこそ福祉が必要であり、そんな人たちが来られるような明るいセンターにしたい。</p> <p>○今の制度をゼロベースで見直してほしい。</p>
他団体の利用について	<p>○何かにセンターを使ってもらおうと思っても、ふれあいのまちづくり協議会で多数決が必要と決められている。昔からの決めごとが多く、困っている人に気軽に使ってもらえない。</p>
課題	<p>○ふれあいのまちづくり事業の実態と条例上の定義が乖離している。手引きを見直し、もう少し実態に合った内容にしてほしい。地域任せにせず、市がある程度決めてよいのではないか。</p> <p>○指定管理料も、㎡数のみ基準とし、内容を見ていない。地域の事情を聴いたうえでお金を出してほしい。</p> <p>○外観が暗く、人が入りにくい。非常口もなく、特に管理当番の緊急時の逃げ場がなくて不安。</p> <p>○利用者や使い方が固定化されてしまい、私物化が進んでしまった。</p> <p>○開館日数が決まっていることが負担。日数をこなすために開館する当番が必要になる。</p> <p>○ボランティアの考え方も昔とは変わってきている。受付半日500円では集まらない。</p>
その他	—

G ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年7月19日 (火) 16:00~16:40
相手方 : 委員長 他2名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○貸館で使っている人の年齢層は幅広い。○小中学生の学習室を毎週実施しており、7~8年続けている。これはふれあいのまちづくり協議会が直営でやるべきと考えている。○高校生になっても来る子もあり、高齢者だけでなく子どものコミュニティができています。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○地域福祉センターにおいてふれあいのまちづくり協議会が地域のニーズに応じて事業を立ち上げ、最終的には参加者が主体となり自律して運営してもらうことが重要であると考えている。地域にふれあいのまちづくり協議会があるからいろんなイベントがあり、人が寄ってくる。○当番は無償というわけにはいかず、そうすると自分たちで稼がざるをえない。市が許可してくれるなら営利目的の活動に貸すこともしたい。そもそも何を営利とするかの線引きをしてほしい。○将来管理を担う若い人には、パート程度の賃金が払えるようにしたい。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○地域住民への貸館は積極的に行っている。○ふれあいのまちづくり協議会の事業は地域ごとに補助金をもらっているため、他の地域の人が参加するのはおかしいと思う。
課題	<ul style="list-style-type: none">○（管理と活動を分けるということについて）活動だけでは何の収入もないからやる意味がない。○ボランティアでしていることを知らずに、利用者から文句ばかり言われることがある。○市がセンターをどのように運営したいのかが分からない。地域の活動をどうするかを考えていかないまま、センターの運営分離をしても意味がない。○センターも、NPOを作って自分たちで稼ぐという形をとる等の方法もある。○仕事をしている人でも役員になれるような形式でないと、これからの時代はやりにくい。団塊の世代も年齢が上がってくるなか、担い手などいるはずもない。
その他	<ul style="list-style-type: none">○ふれまち協の構成団体（自治会や民生委員児童委員等）の活動区域がそれぞれ異なっており、歪になっている。ふれまち協の区域割を一度整理することで、各団体が活動しやすくなるのではないかと考えている。

H ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年7月21日（木）9:30～10:10
相手方：委員長 他1名

質問項目	回答
主な利用者と用途	○月2回の給食会の他、ふれあいのまちづくり協議会の構成団体以外も利用することはある。 ○幼稚園の保護者がイベントで利用することもある。
地域福祉センターの役割	○現在、月1回の子育てサークルを開催している。お母さんたちのやりたいことをサポートするという気持ちで取り組んでいる。子育てサークルでの活動が良い思い出となり、将来ふれあいのまちづくり協議会の活動に協力してもらえればと期待している。 ○大学生とは、特定のサークルとは一部関わりがあるが、その他はなかなか連携できていない。つながりができれば連携していきたい。
他団体の利用について	○地域外の人の子育てサークル利用も受付しているが、貸館施設とは思われていない。近隣の会館が貸館施設として利用されている（営利利用も可能）。 ○学生の利用も、センターとしては差し支えないが、そもそもセンターが学生に認識されていない。近隣の会館を利用しているようだ。 ○NPO等がこども食堂等の事業で使いたいとの申し出があれば、役員会で検討することになる。ただ、団体の規模が決して大きくはないので受け入れる側の体制が整うかわからないし、利用時間によっては、近隣住民への配慮等の検討など課題があると思うので、この場では何とも言えない。
課題	○管理当番も会計も現状問題はないが、何年か先のことを考えると、このままでは心配。高齢化が進むので、世代交代が必要になると思う。子育てサークルを通じて若い世代とのつながりを作っている。
その他	○子育てサークルではLINEのオープンチャットを活用し、内容や参加者を募っている。

I ふれあいのまちづくり協議会

日時 : 令和4年7月21日 (木) 10:40~11:20
相手方 : 委員長 他4名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<p>○主に夜間にふれあいのまちづくり協議会構成団体の会議に利用されている。地域で実施されているプロジェクトの会議も行う。(定住促進や都市との交流等、6つのプロジェクトを実施している)</p> <p>○日中は高齢者の利用(俳句や絵手紙、カラオケ、囲碁将棋等)が多い。コロナ前はふれあい昼食も実施していた。</p>
地域福祉センターの役割	<p>○農村地域なので、昼間の利用はあまりない。常に閉まっているという認識なので、ふらっと立ち寄るような感覚は、地域の人を持っていない。気軽に立ち寄れるような場所になればありがたいと思う。</p> <p>○全体としての地域おこしの活動を、他の地域に負けられないように頑張っていきたい。</p>
他団体の利用について	—
課題	<p>○管理当番はいない。使うときだけ使う団体が管理している。掃除は老人会が担っている。ふれあいのまちづくり協議会の役職として、電球の交換など管理当番に近い役割はある。</p> <p>○平日はセンター隣の出張所で鍵の管理をしている。使用頻度の高い団体には、合鍵を渡している。</p> <p>○予算の余裕がないので、今のままでいいと考えている。</p>
その他	<p>○各地区に集会施設があるので、地域ごとの集会はそれぞれの集会施設を利用している。</p> <p>○地域全体で集まるような会議の際に地域福祉センターを利用している。</p>

Ｊ ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年8月10日（水）14:00～14:40
相手方：委員長 他2名

質問項目	回答
主な利用者と用途	<ul style="list-style-type: none">○活動するには登録が必要。登録は10団体近くあり、若い世代が多い。○ふれまち協の主催で、月2回シニアの会、月1回子育て広場を開催している。認知症やUDなど福祉に関する講習会や交通安全教室や年末パトロール等も実施している。
地域福祉センターの役割	<ul style="list-style-type: none">○シニアの体操の会や歌の会などが高齢者の活動・交流の場になっている（子供が多い街だか高齢者のことも気にかけてほしいという声もあり）。○子育て世帯の需要が多く、子育て中の親の情報交換の場としての役割も担っている。○子育て世代が多いことから、中高生向けの活動も積極的に行いたいと考えており、夏休みに中高生向けの学習スペース（自習室）としても開放している。
他団体の利用について	<ul style="list-style-type: none">○他団体の利用も可能だが、利用者は、ふれあいのまちづくり協議会で話し合っ団て団体登録をしてもらっている。○徐々に情報共有・交流の場であると認知されつつあるのか、掲示物を見に来る住民や、チラシやポスターを設置・掲示してほしいという他団体からの依頼が増えてきている。○営利目的の活動になるかどうかの判断が難しい。
課題	<ul style="list-style-type: none">○子育て世帯が多く、行事が大規模になるため、運営（場所・人の確保）が困難。○現役世代が多いため、ふれまちの役員等の人員確保や事業を担うことが難しい。企画から広報、実施まで全て任せられるような団体があればありがたい。○乳幼児の保護者、シニア、遠方の方からは車利用の要望があるが、センターの近隣に駐車場がないこともあり、徒歩での来所にならざるを得ない。
その他	<ul style="list-style-type: none">○特定団体の専用利用にならないかとの懸念もあるが、営利目的の活動を許可すれば、センターの利用者は増加すると考える。○現在、営利目的の活動は、近くのコミュニティセンター等の施設で行われている。

K ふれあいのまちづくり協議会

日時：令和4年10月4日（火）10:30～11:00
相手方：委員長 他2名

質問項目	回答
主な利用者と用途	○ふれあいのまちづくり協議会は自治会長を中心に結成されており、管理当番も自治会長が担っている。 ○自治会などの総会や定例会議、各種サークルの活動の場、子ども会・老人会・婦人会など各種団体の活動の場として利用されている。
地域福祉センターの役割	○地域住民が親睦を深めることを目的に行事を主催し、ふれまち協は活動やセンターの管理を担うことにより運用していきたい。 ○運営委員は自治会のほか、子ども会・婦人会・青少協などの団体代表者から構成されており、運営委員として参画することで、活動領域が広くなるとともに年代を超えた地域交流の場としての役割を果たしている。
他団体の利用について	○他団体の利用も可能だが、新規利用申込については、①区内の団体であること②団体の活動内容がセンターの設置目的に適っていること③独占的・排他的活動でないこと を委員長・副委員長または役員会が判断した上で許可をしている。 ○事故があったら管理者側の責任が問われるため、事前申込がない人が自由に利用することは不可。
課題	○施設管理当番はボランティアであり、責任を求められるような活動の当番はできない。一部の人だけの負担が当然のように増加するような活動は困難である。
その他	○行政にも、近隣の企業とのつなぎ役や、地域の人をサポートを募る等の運営支援をしてほしい。 ○自治会もふれまちと同様の課題を抱えている（後継者がいない。新しいことができない。続かない。やる人が負担）。 ○まずは地域内での話し合いが必要ではないか。課題を洗い出す必要がある。

質問項目	回答
活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、地域福祉センターにおいてこども食堂を月1回、第2土曜日に開催している。子どもの定員は10人前後。ボランティアとして看護師やカウンセラーも参加しており、保護者の相談にもものっている。 ○当初はフリースクールをつくりたかったが、ハードルが高かった。そこで、ヘルプの手を挙げるところを探しているような子どもたちのために、こども食堂を始めた。現在はフードパントリーにも取り組んでいる。 ○活動場所を探していたところ、理事長の地元であったということから、婦人会会長や区社協とのつながりにより、センターを使わせてもらうことになった。
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○管理者の立会いの下、何かあった時の責任はクローバーが負う、という約束で利用している。 ○施設の使用料は払っていない。 ○センターを使う際、調理はしないしてほしい、と言われている。食事は事務所で調理して、センターでは温めるだけで提供できるように準備している。食器も持参している。
センターに求められる役割や活用のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県で朝のこども食堂をしている団体があり、やってみたいと思う。朝ご飯を食べずに学校に行く子どもたちのために、何か食べてもらう環境づくりがしたい。朝の時間帯にセンターを利用することができれば、実現できると思う。 ○規則が多いことで使いにくい面もあるが、センターは人と人がふれあう場になりうる施設だと思う。センターでの活動を知らない人もいるが、近所で活動したいという声も聞くので、もっとイベントなどをすれば知ってもらえる機会が増えるのではないかな。 ○過去にユニセフでボランティアをしていたため、最初はそのつながりのある人に声をかけていたが、徐々に近所の人にも声をかけるようになった。一度来てくれたら、その後も手伝ってくれる人が多い。ボランティアに対する考え方の教育も重要だと思う。

質問項目	回答
活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○誰かといつでもご飯を食べられる場所をつくりたいという思いで活動を始めた。代表理事が仕事で南五葉地域と関わりがあったことから、地域の人に紹介を受け、現在の活動場所を確保した。駅前であることや一人暮らしの人が多く、自治会がない地域でつながりが必要である等の地域の状況も考慮した。 ○スタッフは他の地域に住んでいる。外部の人が支援することによる気楽さもあると思う。 ○来たい時にいつでも来られるようにと考え、常設にしている。
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅街の中にも設置されており、施設として開かれた場になればすごくいいと思う。 ○施設の利用にあたって検討するのは、利用料、利用可能時間、管理団体との人間関係等である。 ○センターは時間を限ったの利用になるので、活動拠点になりにくい。むしろ施設全体を管理できる方が柔軟・機動的な運用には良い。 ○良い調理室があるので、こども食堂・地域食堂などで活用できるのではないかな。
センターに求められる役割や活用のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○センターで行われているふれあい給食は高齢者の楽しみになっているが、調理する側の高齢化の問題もあり継続がむずかしいというところは、他の地域から他の団体に来て、しんどい部分をバックアップする形で手伝う。そうすることでみんなが食べられる場所を作ることではないかな。月1回の食事会のためだけに準備をするのは大変なので、我々のような常時活動しているNPOがそれを支えることはできるかもしれない。 ○NPO等がセンターを管理するという場合、やはりふれあいのまちづくり協議会とのつながりや協力体制がないとできないと思う。はじめはこども食堂が、両者のつながりになりうるのではないかな。 調理室をいくつかの団体が日替わりで利用することで、子どもたちへ連携した支援ができる。 ○センターは地域の人がゆるやかにつながる場となりうる可能性のある施設である。場所貸しだけの施設ではもったいない。家以外の居場所が求められており、特に年配の人には、これまでの経験等を生かした活躍の場としての空間が必要。 ○福祉は誰にでも必要なもの。区役所に行くのが大変な人もいるので、困ったことを聞きに行くという役所の窓口のような機能を持たせることができればよいのでは。 ○当番の確保は人件費の問題ではなく、活動が楽しいかどうかではないかな。みんなで楽しめる時間を仕掛けていくような、センターをうまくコーディネートする力は必要だと思う。

質問項目	回答
活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○阪神淡路大震災の後、鷹取教会（長田区）に事務所をおき、日本語教室を複数沿線からのアクセスのよい新長田で実施していた。その後、新長田に事務所を移した。グループホームやデイサービスも運営している。北区や明石市からも利用者が来るので、立地は重要。 ○利用者はベトナム人と中国人が多い。その他、韓国、ミャンマー等。日本語教室は15カ国位。 ○スタッフ65人のうち半分は外国人。外国人スタッフのうち、半分は日本生まれ、半分は渡日者である。
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○地域団体との連携で、近くの地域福祉センターで茶道教室を開催したことはある。 ○当初は活動場所を借りることもあったが、現在は事務所があるし、複数の活動場所も確保しているので、我々の活動でセンターを使う必要は特にない。 ○支援者や外国人の方がセンターを借りて使うとなると、料金や使い方が公開されていないのでよくわからない。料金の安さや、どのような制約があるかが気になる。案内を外国語対応で作ってくれればいいと思う。
センターに求められる役割や活用のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○地域交流の場に外国人が参加するとなると、外国人をサポートする人がいないと入りにくいと思う。言葉がわからないと活動も楽しくない。普段、日本人の中で頑張っている分、休日は母語でリラックスしたいという人も多い。親しい人と集まるための場所として借りられるのはいいと思う。 ○不登校の子どもの居場所がほしい。新長田の駅前にも子どもたちのための施設があるが、管理されている感じがする。フリースクールを運営している人が活動場所として使用しやすくなればよいのでは。 ○コロナ禍で外国人の子どもたち向けの学習支援をオンラインでする所もあるが、Wi-Fiはあるが機材やPCがなく講座を受けられない人や、PCを学校から借りられてもトラブルへのサポートが必要だった。 ○こども食堂や居場所づくりなど、何か活動をする場合、公共施設を予約するとなると希望日を押しえらるるとは限らないから使いにくい。そういった団体が建物を管理しながら、自らの活動を行い、地域の人に部屋を貸し出す方がやりやすいと思う。

質問項目	回答
活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○地域拠点型のデイサービスや食事会を実施している。また、最近では神戸市からの委託事業として須磨区文化センターで学習支援をしている。 ○活動場所は自治会が建設した建物(3階建て)であり、当団体が自治会(正確には「プラザふれあい協議会」というプラザを運営するための組織が自治会から任せられていて、そこから当団体が業務を委託されている)から管理委託を受けている。1階、3階は貸室でき、囲碁クラブやヨガクラブ、マンションの管理組合の総会等で利用されている。商売での利用は断っている。
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が主体の施設とっていたし、高齢者でも知り合いの人でないと使いづらいとっており、利用はあきらめていた。 ○地域福祉センターに、こども食堂の広報を掲示板に貼らせてくれないかと依頼したが、役員会に諮った結果、1箇所認めると際限なくなるから不可ということになった。 ○メンバーの選定条件を変えていかないと、若い世代の人が入るのは難しいのではないかと。 ○どのグループにも属さない管理人がいてほしい(後日追加)。 ○こども食堂をするのに、地域福祉センターのような公的な場所で行えるのは理想的だと思う。昔は高齢者の(福祉)ニーズが大きかったと思うが、今では子育て世代や子供のニーズも大きくなっている。 ○行政として、こういう事業は地域福祉センターでの実施が望ましいと取り上げてもらいたい。
センターに求められる役割や活用のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○特に「こどもの居場所」や「学習支援」に利用できたらいいと思う。学習塾に行けないご家庭も多い。小学校からレベルが追い付いてない子もいる。学習支援も、小規模にして場所代がかからないなら続けていけるかもしれない。 ○せっかく各地域にあるので、子どもたちが学習するのを見守るような施設になってほしい。 ○学習支援のボランティアには、自分が子どものころに学習支援を受けてたから、ボランティアをしているという子もいる。その子は学習した後、ごはんを食べさせてもらっていたようだ。学習支援+ごはんの活動ができれば最高だと思う。地域福祉センターの設備(活動ルームや調理室)はとても良い。 ○こども食堂をする人に施設を貸す、そしてそこへ大学生をアテンドするということができないか。そういったかたちで地域福祉センターを開放していけば、新たな風が吹くのではないかと。 ○貸室ができるなら、広く一般に公募してもらったら、活動したい人はいる。利用者が増えたらふれまち協のメンバーも増えるかもしれない。場所貸しできますよということを広くPRしてはどうか。

質問項目	回答
活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○親子にとっての第3の居場所（サードプレイス）を目指して立ち上げた。親子で利用できる室内遊び場やイベントスペース、一時預かり事業を運営している。入会案内、規約やパンフレットには英語を併記。 ○PORTOの由来は「港」。様々な人が気軽に出入りし、空気の入替わりやすい場所をイメージした。 ○この場所の前を高齢者の方が多く通るが、ガラス張りなので、立ち止まって子どもたちの様子を見学される方がいる。問い合わせも多く、高齢者にも使ってもらえる方法を模索中である。 ○活動理念から、団体を立ち上げる際にNPO法人も選択肢にあったが、補助金に依存せず、スピード感をもって事業に取り組みたいという思いで、株式会社を選択した。ソーシャルビジネスの領域だが、ただ、株式会社という業態だけで対象要件等から外れてしまうことがあり困っている。
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで地域福祉センターの存在は知らなかった。 ○民間で集まる場を提供する事業者の視点からすると「こういう空間を作りたい」→「いかにそこに人を呼び込むか」と考えるので、センターを利用しよう、という視点にはいかないのではないかと考える。 ○親子サークル主催者の利用ニーズはあると思う。自分でイベントを開催する人にとって「自由に利用可能」で「利用料が安い」施設が魅力的。一度利用してみて、便利だと感じたら継続すると思う。また、ベビーカーでのアクセスしやすさは重要。申し込みが電話というのは大きな問題ではない。 ○調理室があるのであれば、こども食堂等で使いたい団体はたくさんあると思う。ただ、地域団体に入ることとイコールではない。
センターに求められる役割や活用のアイデア	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域福祉」という名前で、高齢者のための施設というイメージになる。「交流ひろば」などの名前にすることや、誰でも使える施設であることを発信することが重要。若いお母さんはInstagramで情報入手している。まずはホームページで情報（位置情報、設備・利用料等）を一覧で紹介するといいいのでは。 ○親子サークルの利用者を想定すると、室内を自由に飾りつけしたいと思う。借りる時間が自由に設定できることもポイント。Wi-Fiの有無も気にする人はいる。 ○集まる場所を立ち上げたい人にとってのテストマーケティングの場としてのニーズはあると思う。 ○今後、地域活動にチャレンジしたい人に施設ごと貸すのもいいのではないかと考える。学童保育をしているNPOからも、条件にかなう建物を探すのは大変だったと聞く。地域に貸出しながらも施設が活用できると嬉しいという人もいると思う。

スタートアップ企業へのヒアリング

日時 : 令和4年9月6日～8日
相手方 : 各企業代表者

質問項目	株式会社ママクリエイターラボ (代表取締役 榊原氏)	株式会社アイザシステムズ (代表取締役 岩出氏)	株式会社電源ナビ (運営責任者 中島氏)
事務所や働く場所を探すときに重視すること	<ul style="list-style-type: none"> ・立地と場所の雰囲気 (おしゃれ) ・毎週固定で借りられること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅から近く、周りに仲間がいたこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備等の環境が整っていることや、見た目がきれいな建物であること。
地域福祉センターの活用案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のママさんがもっているスキルを発揮し合える場が、近くであればよい。 ・子どもたちが放課後に自由に集まって遊べる、お母さんも安心できるような屋内の場所があればよい。特に戸建てに住む子は屋内の遊び場が少ない。 ・家に帰りたくない子が逃げられる場所を作りたいという話を聞いた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室不足の企業は多いので、打ち合わせスペースとしてのニーズはある。 ・家では仕事ができない人も多く、ネットカフェやコワーキングスペースが求められている。 ・和室も雰囲気によっては活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・50～60代で起業する人は、ITスキルがハードルになることが多く、サイトを作ったりするのが難しい。起業のためのITスキルを教えてくれる人がいてくれたらいいと思う。 ・そういった人たちのための、「シニア向けコワーキング施設」が米国にはあるらしい。
センターの指定管理について	—	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部を事務所として、いいのなら、立地と賃料相場も考慮するが受託したい会社も多いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝から晩までの管理となると、結構負担になると思うし、責任も出てくるので避けるのではないか。

質問項目	回答
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣に借りられる施設が他になく、場所の選択肢が他にないという地域では、いろんな人がセンターを利用している。さらに、センターの正面に公園があると、利用の幅が広がりやすいようだ。 ○老人いこいの家を転活用したセンターには和室がある所も多いが、活動する高齢者の多くは畳の上に座りにくく、使いづらい。
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○今はスマートフォンで予約ができないと、若者どころか50代の人ですら使いにくいと思われる。 ○地元の人しか使えない施設という印象が未だ強く、地域に長く住んでいる人の利用が多いが、近年は在勤や在学等様々な地域との関わり方があり、転勤族も多い。センターの名称や外観から持つ印象と実際の利用のイメージが結びつかず、利用できる施設とわかりにくいのではないか。
役割	<ul style="list-style-type: none"> ○駅周辺の施設は、ボランティア活動を始めたい人が仲間と会議等で集まる場としてのニーズがある。 ○コロナ禍により、リモート会議やオンライン授業が増えたが、家ではやりにくい人も多い。各区のボランティアセンターにもWi-Fiを設置したが、そういった人に良く利用されている。大学生や留学生が利用できるWi-Fiスポットなど、学生の使いやすさに配慮したセンターがあっても良いと思う。 ○センターの調理室は、こども食堂を実施したい団体にとってはとても魅力的である。このセンターでこども食堂を歓迎します、誰かやりませんかと募れば、近所でも手を挙げる人がいるのではないだろうか。 ○こども食堂は、国の方針では生活困窮対策の位置づけにあったが、厚労省からこども家庭庁に所管が移る際に一般施策化が検討されるなど、「孤独・孤立を防ぐための地域の居場所」という位置づけに今後シフトしていくのではないか。 ○活発なこども食堂ほど、支援者と子どもと一緒に料理をしている。教える側のやりがいも大きい。こども食堂の発展の中で、地域のみんなで一緒に調理をして食べるという団体も増えてくると思う。その中でセンターの調理室を活用していくことができるのではないだろうか。

質問項目	回答
地域福祉センターについて	<p>○一般の人の福祉のイメージは対象者別（高齢者、児童、貧困…等）であることが多い。しかし、実際に社協が関わっている活動は、明確な線がなく福祉の概念そのものが曖昧である。「地域福祉」という言葉には一般の人のイメージとのギャップがある。</p> <p>○NPOや学校、コープこうべ等、多様な団体がふれまち協に入っても良いのではないかと。固定されたメンバーだけでなく、再編を考えても良いと思う。もっとゆるやかなネットワークの方がつながりやすいと思う。</p> <p>○ふれまち協の構成団体それぞれの活動も活性化するような取り組みが必要ではないか。</p>
地域福祉センターの課題	<p>○地域福祉センターの利用者を誰が決めているのかが、外部の人にはわかりにくい。ウェブでの予約もできるようにすべき。</p> <p>○地域福祉の分野において、区社協の取り組みと、市が支援するふれまち協の取り組みが個別に実施されているので、体系的に整理する必要があるのではないかと。</p>
将来に向けて	<p>○センターの活動を周知し、個々の活動に対する助言ができるコーディネーターのような存在が、区に1人くらいは必要ではないかと。うまく助言をしてあげられるような仕組みをつくるのがポイント。人材は育成しないといけないだろうが、資格がないとできないというものでもない。</p> <p>○区社協の職員も、地域の支援強化をしたいという思いはあるが、人員的に余裕がないと思う。</p>
社会福祉協議会の活動について	<p>○社協の事業としてセンターを拠点に展開しているものはあまりない。民生委員や婦人会主催のふれあい給食等の間接的支援やお手伝いは、センターを活用して行っている。</p>
その他	—

質問項目	回答
地域福祉センターについて	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉センターが設置される前から、小学校区程度の範囲を対象とする住民主体の地域福祉活動として、昭和40年度より神戸市社会福祉協議会が小地域福祉活動推進地区指定事業を展開してきた。つまり、ふれまち協ができる以前から、地域の課題を解決するために小地域福祉活動として組織化してきた経緯がある。 ○(地域福祉センターの設置が開始した)昭和60年ごろは、福祉は施設すべきという時代から、在宅福祉という考え方が始まりだした時代だった。超高齢化社会の到来が予測されたことに伴い、とりわけ在宅高齢者を対象とする福祉活動が意識され、市民による福祉活動を推進していこうという機運の高まりがあった。 ○当時の高齢化率は10%程度であり、40代50代の層が厚かったため、担い手も多く、勢いがあった。 ○地域福祉センターは地域福祉活動拠点として設置されたことで、当時はふれまち協や各種地域団体が、高齢者や地域住民を対象とした様々な企画・行事等を活発に提供する拠点となった。そのため、単に住民が交流するだけの場所ではなかったと認識している。 ○神戸市の方針によりハード整備が優先課題だったため、施設を管理運営するふれまち協の結成が主目的になり、小地域福祉活動推進地区指定事業を実施していた時のように、地域の福祉課題や活動の持続性などを考えて組織を作ることが軽視されていた面もあるのではないだろうか。 ○その課題を克服するため、平成9年度～11年度にかけて「ふれあい福祉プラン」策定事業に取り組んだが、ふれまち協の所管が変更になったことにより立ち消えとなった。
将来に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ○まずはこれまでのふれまち協の功労、貢献の絶対的評価が必要ではないか、介護予防のための拠点としての使い方としては利用度が高いという評価もあるのではないか。 ○当時に比較して介護保険制度の創設もあり福祉的なサービスは充実してきた。所管局移管に伴う設置目的、趣旨を変更するのであれば、十分にふれまち協と地域事情を協議のうえ、新たな設置目的を考えていかないといけない。そして、目的を変更するのであれば、それに応じた施設管理方法が必要ではないか。 ○ふれまち協は社協にとって地域福祉活動を行う重要な基礎的組織であり、まちづくり課と連携しながらその活動に対する支援も含め関わっていききたい。
社会福祉協議会の活動について	<ul style="list-style-type: none"> ○社協は地域の福祉課題について、住民主体のまちづくりを礎に地域福祉活動を支援している。現在、超高齢化社会の進展とともに、民生委員と高齢者の孤独死防止等の個別・地域支援、生活困窮者支援を行っている。

【ヒアリング対象団体一覧】

1. ふれあいのまちづくり協議会

(※ヒアリングシート中のA~Kは順不同)

【東灘区】	深江南ふれあいのまちづくり協議会	(委員出席なし)
【灘 区】	鶴甲ふれあいのまちづくり協議会	(松原委員長 出席)
【中央区】	山の手ふれあいのまちづくり協議会	(中川委員 出席)
【兵庫区】	荒田ふれあいのまちづくり協議会	(相川委員 出席)
【北 区】	筑紫が丘ふれあいのまちづくり協議会	(関委員 出席)
【北神区】	大沢ふれあいのまちづくり協議会	(松原委員長 出席)
【長田区】	丸山ふれあいのまちづくり協議会	(中川委員 出席)
【須磨区】	松尾ふれあいのまちづくり協議会	(杉岡委員 出席)
【垂水区】	舞多聞ふれあいのまちづくり協議会	(相川委員 出席)
【西 区】	太山寺ふれあいのまちづくり協議会	(松原委員長・相川委員 出席)
	美賀多台ふれあいのまちづくり協議会	(松原委員長・相川委員 出席)

2. 特定非営利活動法人

【中央区】	特定非営利活動法人 クローバー	(松原委員長 出席)
【北 区】	特定非営利活動法人 インクルひろば	(中川委員 出席)
【長田区】	特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター	(松原委員長 出席)
【須磨区】	特定非営利活動法人 福祉ネットワーク西須磨だんらん	(委員出席なし)

3. 企業（親子の居場所づくり、スタートアップ）

【中央区】	おやこの世界をひろげるサードプレイスPORTO（ラヴィベル株式会社）	(杉岡委員 出席)
【中央区】	株式会社ママクリエイターズラボ	(委員出席なし)
【中央区】	株式会社アイザシステムズ	(委員出席なし)
【北 区】	株式会社電源ナビ	(委員出席なし)

4. 社会福祉協議会（委員出席なし）

- ・社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会
- ・社会福祉法人 東灘区社会福祉協議会
- ・社会福祉法人 兵庫区社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症対策について

1 患者発生状況

(1) 患者数（感染者累計：363,347件（12月20日時点））

※過去最多：令和4年8月10日3,990人（第6波までの過去最多：2,351件（2月3日））

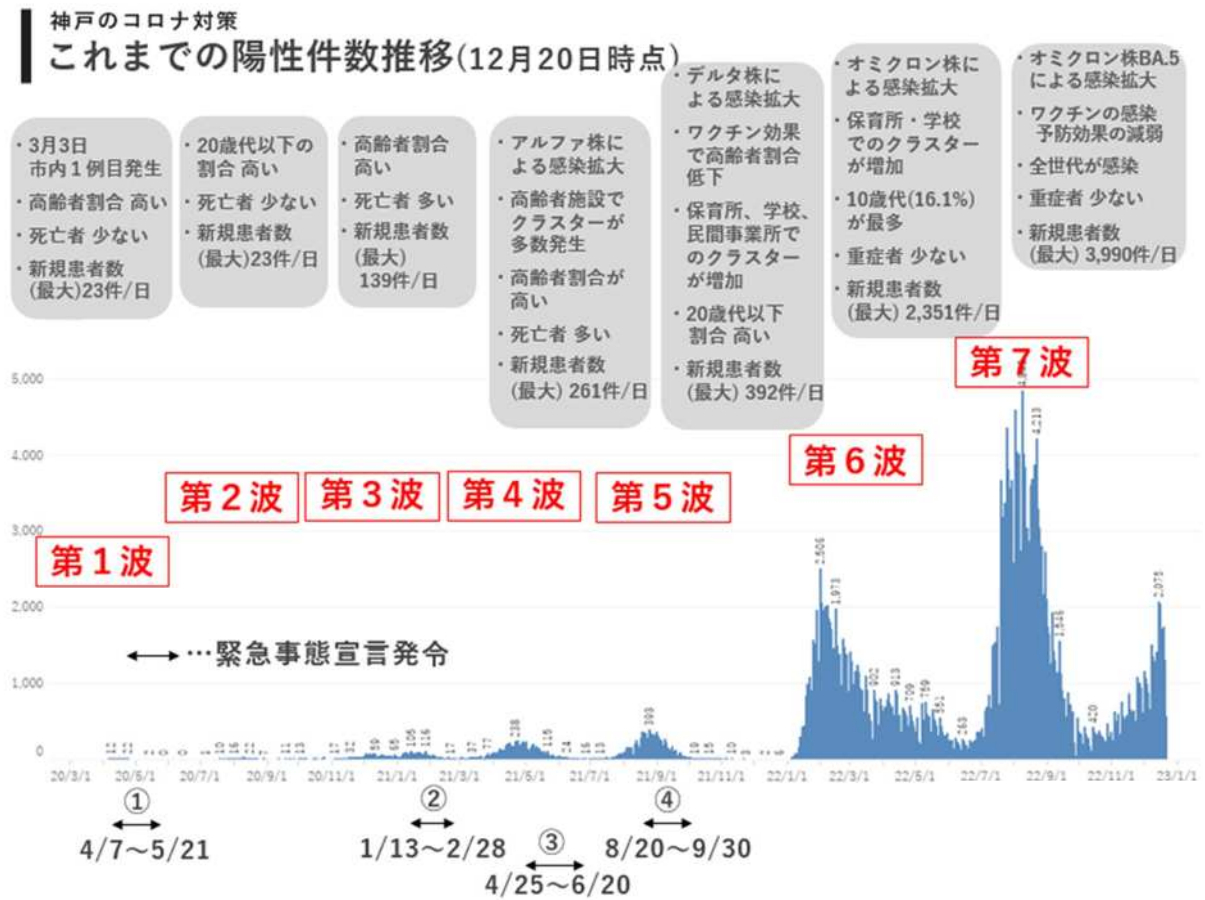
●直近の状況（発表日ベース）

12/19 ~ 1861人 前週の同日比（累計） +291人 +19%

	期間	月	火	水	木	金	土	日
今週	12/19~12/25	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25
	感染者数	1295	566					
	累計/週	1295	1861					
	先週比（累計）	+229	+291					
	先週比（%）	+21%	+19%					
先週	12/12~12/18	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18
	感染者数	1066	504	2075	2035	1714	1614	1740
	累計/週	1066	1570	3645	5680	7394	9008	10748
先々週	12/5~12/11	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11
	感染者数	657	384	1505	1351	1282	1214	1412
	累計/週	657	1041	2546	3897	5179	6393	7805

・直近の陽性件数の状況は、10月中旬頃より、全週同曜日比で増加している。

(2) 期間別の感染状況



(3) 入院・入所者数の直近の比較

①入院の状況

12月20日現在で病床使用率は74.3%(303/408床)、
重症患者病床使用率55.3%(26/47床)、うち重症者14.9%(7/47床)

②宿泊療養施設の状況

12月20日現在で使用率は20.6%(152/739室(7施設合計))

2 次の感染拡大に向けた対応

国は、インフルエンザとの同時流行対策を都道府県等に要請するとともに、国民に抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の事前購入を呼びかけている。

国の方針を踏まえ、神戸市においても、発熱外来をすみやかに受診できない場合に備え、感染確認に必要な新型コロナ抗原定性検査キットや、自宅療養に必要な解熱鎮痛薬を、あらかじめ準備していただくよう、市民に呼びかけを行うとともに、以下の必要な対策を講じる。

(1) 感染拡大防止

① 備蓄用の新型コロナ抗原定性検査キットの無償配布（11月16日～12月20日配布終了）

流行拡大時の医療機関のひっ迫対策を目的として、神戸市独自で、発症時に使用する備蓄用に新型コロナ抗原定性検査キットを中学校・高等学校等の生徒に無償で配布（1人2キット、1回限り）し、早期発見・早期療養を図っている。

- ・ 配布実績（令和4年12月20日）（速報値）

25,432件

- ・ スキーム図

発熱等の症状が現れた時には検査キットで早期にセルフチェックをして、

新型コロナ陽性の場合→早期の自宅療養を呼び掛け

陰性の場合→38.5度以上の発熱等、インフルエンザが疑われる症状がある方には、かかりつけ医等の医療機関への受診を勧める



② インフルエンザの予防接種の啓発

インフルエンザの予防接種には、発症を予防する効果や発症した場合であっても重症化を防ぐ効果がある。

また、今年度より、新型コロナワクチンとの接種間隔の規定が撤廃され、同時接種も可能となったことから、より接種を受けやすくなった。

今冬は、新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、重症化を防止し、病床の逼迫を防ぐためにも、早期に接種を受けていただきたいと考えており、デジタルサイネージ・ポスターを活用した公共交通機関及び商業施設における啓発のほか、市ホームページ及びSNSによる広報を実施するなど、様々な呼びかけを行っている。

※インフルエンザの予防接種の啓発ポスター（市）および
抗原定性検査キット・解熱鎮痛薬の事前準備の啓発リーフレット（国）



③定期的検査の実施

直接介護等に従事する職員への定期的検査の対象について、入所施設・通所施設で直接介護に従事する職員への定期的検査を実施してきたが、8月22日より高齢者等への接触が多い訪問系事業所を対象を拡大している。

④変異株ゲノムサーベイランス体制の確保

神戸市健康科学研究所では、市内の医療機関や医師会の協力を得て陽性検体を研究所に集約する体制を整え、新たな変異株を検知できるゲノムサーベイランス体制を確保している。

(2) 医療提供体制の確保

①病床の確保（12月15日時点）

- ・受入可能な病床は408床（うち重症病床47床）。
- ・感染拡大時には、公的病院において病床を拡大し、431床（うち重症病床53床）を確保する。
- ・さらに、病床ひっ迫時には、市民病院において通常医療を制限し、最大463床（うち重症病床53床）を確保する。

(参考) 兵庫県の医療提供体制にかかるフェーズ：「フェーズⅣ」

入院フェーズ		I	II	III	IV	V	
切替の目安	病床利用率	10%未満	10%以上	30%以上	50%以上	総合的に判断	
体制	病床	病床数	800床程度	1,000床程度	1,200床程度	1,400床程度	1,700床程度
		うち重症	40床程度	70床程度	100床程度	120床程度	140床程度
	宿泊	室数	800室程度	1,100室程度	1,400室程度	1,700室程度	1,800室程度

② 宿泊療養施設の強化

現在、宿泊療養施設を7施設739室稼働している。

要介護者の緊急入院が必要となった場合、休日・夜間など入院調整に時間を要する場合等に、入院するまでの間の一時対処のため、ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟の入所定員を30名（要介護20人、ハイリスク10人）、神戸メディケアセンタービル6階（旧中央市民病院感染症病棟）の定員36名（要介護36人）を確保した。

また、神戸ポートタワーホテル15室、サンルートソプラ神戸アネッサ16室においても体制を強化し、酸素が必要で重症化リスクの高い方を一時的に受け入れている。

③ 外来医療提供体制の確保

ア) 発熱等診療・検査医療機関の確保

発熱等診療・検査医療機関として現在、436か所確保している。

新規登録や既に登録のある医療機関には出来る限りの診察時間の延長（土・日・祝日・時間外等）を検討いただき、発熱患者の外来診療受入れ体制の強化に更なる協力を行っていただけるよう、医師会を通じて依頼し、調整を行っている。

・発熱等診療・検査医療機関数

256か所（3月3日時点）→436か所（12月14日時点）

イ) 有症状者への検査キットの配布、確定診断（8月4日～）

発熱外来のひっ迫対策として、「神戸市オンライン確認センター」を設置し、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方に対し、抗原定性検査キットを無料で配布し、陽性判定の方には保健所医師による確定診断をするとともに、薬局において薬の配布等を実施している。

また、11月25日より、検査キットの配布対象者を、6歳～59歳の軽症の方から、6歳～64歳の軽症の方に拡大するとともに、1人2回までとしている申し込みの配布回数について、すでに申し込みをされた方についても、11月25日から、改めて1人3回まで申し込みができるように変更している。

加えて、感染拡大時には「神戸市オンライン確認センター」にて確定診断を行う保健所医師の体制を強化し、迅速な対応を行う。

・対象者

神戸市在住の基礎疾患等がない6歳～64歳の方で、発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方。

・実績(8月4日～12月20日)(速報値)

キット申し込み数	キット申し込み数のうち、陽性者数	陽性率
84,282人	19,368人	22.9%

市内陽性者数	神戸市オンライン確認センターでの陽性者数	神戸市オンライン確認センターでの確定診断割合
160,841人	36,085人	22.4%

④自宅療養者へのフォローアップの強化

9月26日(月曜)から新型コロナウイルス感染症の発生届の全数届出の見直しが全国一律で適用されている。

神戸市では、9月5日より自宅療養フォローアップセンターを24時間対応とし、患者自らがオンラインで個人情報や基礎疾患等を登録する仕組み「陽性者登録フォーム」を自宅療養フォローアップセンターに設け、フォローアップ体制を強化した。

届出対象となる方も、届出対象外となる方も、市民一人ひとりの状況に応じてしっかりフォローしており、今後の感染の状況に合わせて体制を強化していく。

○自宅療養者に対する医療提供体制

自宅療養者への早期対応による重症化防止対策として、外来受入医療機関を確保しており、また、医師会および民間事業者による24時間の往診体制を確保している。

第8波に備え、更なる外来受入医療機関の確保に向けて取り組む。また、民間事業者による往診体制については、今後の感染の状況に合わせて体制を強化していく。

- ・外来受入医療機関数：25医療機関(12/12時点)
受入実績：令和4年度822件(11/30時点)
- ・往診(24時間対応)(医師会、民間事業者)：令和4年度実績1,561件(12/12時点)
- ・電話診療(24時間対応)(民間事業者)：令和4年度実績637件(12/12時点)
- ・オンライン診療(24時間対応)(民間事業者)：令和4年度実績48件(12/12時点)

⑤特別な配慮が必要な医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加し、出産をひかえる陽性妊婦や陽性透析患者が増えてきていることから、本年8月17日～10月16日の間に実施した陽性妊婦出産受け入れ支援事業及び陽性透析患者受け入れ支援事業を期間限定(令和4年11月24日から令和5年1月23日の2か月間)で再開。

- 陽性妊婦出産受け入れ支援事業(医療機関への支援内容)
 - ・陽性妊婦の出産(かかりつけ・かかりつけ以外)支援金
1人受入 300千円
 - ・かかりつけ以外の陽性妊婦の出産受入支援金
事前登録 1,000千円/月 ※ただし1か月に1人以上の受入が必要
- 陽性透析患者受け入れ支援事業(医療機関への支援内容)
 - ・入院受け入れ 12,000円/人/日
 - ・通院受け入れ 12,000円/人/日

⑥要介護者の入院受入体制等の強化

- 高齢者施設等への医療提供体制の強化
 - ・感染制御・業務支援チームの派遣

- 入所施設への派遣：145件（1月1日～11月30日）
- ・地域の医療機関との連携による往診体制の構築
- ・生活支援も含む訪問看護ステーションの確保
 - 訪問看護ステーション契約数：34か所（12月20日時点）
- ・陽性患者宅へ訪問介護事業者がサービス提供できるよう、感染症研修内容を継続的に動画配信
- ・高齢者施設等への感染症予防対策の巡回訪問指導

○要介護者の入院受入体制等の強化

- ・要介護者の入院受入支援金（同時期に複数名受入）

3 新型コロナワクチン接種

（1）オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種について

新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチン（以下「オミクロン株対応ワクチン」という。）は、新型コロナウイルスのうちオミクロン株に対応した成分も含まれるため、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されている。

オミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種については、9月27日より接種を開始しており、初回（1・2回目）接種を完了し3か月経過している12歳以上の全ての方が対象で、一人1回接種できる。

神戸市では、個別接種医療機関、集団接種会場に加え、大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル会場）を再設置したほか、12月の予約枠を拡大するなどオミクロン株対応ワクチンの接種を希望される方が速やかに接種を受けられるよう取り組んでいる。

（2）乳幼児（6ヶ月以上4歳以下）への接種について

神戸市では、国の方針に従って令和4年11月21日から、生後6か月以上4歳以下のお子様（乳幼児）に新型コロナワクチン接種を開始している。

乳幼児への新型コロナワクチンの接種は3回の接種が必要となっており、また、自己負担なしで新型コロナワクチンの接種を受けられる特例臨時接種の実施期間は、現時点では令和5年3月31日までとされているため、かかりつけ医などとよく相談の上、接種を希望される方は早めに予約いただくよう呼びかけている。

（3）接種実績

（令和4年12月19日時点）

	対象者数 （初回接種完了者数）	接種済み者数	接種率 （対人口比）
65歳以上	405,267人	191,587人	44.1%
12歳～64歳	764,459人	214,076人	22.7%
合計	1,169,726人	405,663人	26.8%

○小児（5歳以上11歳以下）接種 （令和4年12月19日時点）

	接種済み者数	年齢別人口比
1回目接種実績	8,575人	10.0%
2回目接種実績	8,092人	9.4%
3回目接種実績	2,688人	3.1%

○乳幼児（生後6か月以上4歳以下）接種 （令和4年12月19日時点）

	接種済み者数	年齢別人口比
1回目接種実績	389人	0.8%
2回目接種実績	34人	0.1%
3回目接種実績	-人	-%

（4）接種体制

- ①個別接種医療機関（市内788か所）（令和4年12月20日時点）
- ②集団（16か所）・大規模（1か所）接種会場（令和4年12月20日時点）
- ③小児（5歳以上11歳以下）の個別接種医療機関（市内139か所）
（令和4年12月20日時点）
- ④乳幼児（6ヶ月以上4歳以下）接種の個別接種医療機関（市内88か所）
（令和4年12月20日時点）

（5）その他の接種

①施設接種の促進

市内の高齢者施設・障害者施設等での接種について、迅速に完了できるよう支援する。

- ・ 接種実施にかかるマニュアルの提供
- ・ 利用者等の接種券の確保支援
- ・ 施設等からの個別相談対応
- ・ 神戸市医師会と連携した接種医のあっせん（接種医を確保できない場合）

②訪問接種

寝たきり状態などにあり移動が難しい方など、医療機関や集団接種会場で接種を受けることが難しい方のご自宅に、医師や看護師などで構成された巡回接種チームを派遣。

○対象者

高齢者等で医療機関や大規模・集団接種会場に行くことができず、往診での接種もできない方とその介護者・同居者等

○申し込み方法

ケアマネージャー・障害者相談支援センターを通じて申し込みを受け付け

③配慮が必要な方のための接種会場

知的障害者（療育手帳所持者）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者）の方等で、集団接種会場等で新型コロナワクチンを接種することが難しい方やその介助者のための接種会場を設置。

○対象者

「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳 1 級」を持っている方等で、かかりつけ医や集団接種会場での接種が困難な方

○申し込み方法

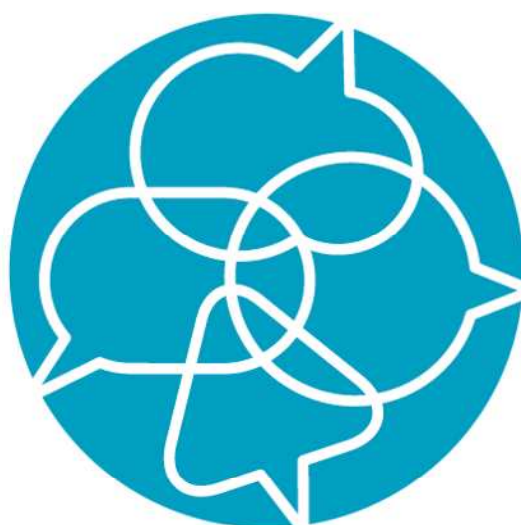
専用予約電話（078-277-3327）で予約を受け付け

○開設場所・日時

神戸市役所 1 号館 24 階（中央区加納町 6 丁目 5-1）

日程：毎週木曜日（13：30～16：30）

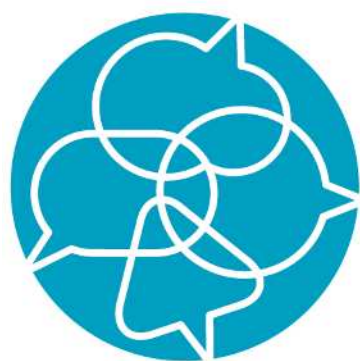
“こうべ”の市民福祉総合計画 2025 年次報告書
～令和3年度評価～



S O C I A L
I N C L U S I O N
K O B E 2 0 2 5

目次

1. はじめに	1
・ 計画の概要	1
・ 計画の検証・評価	1
2. 事業ヒアリング	3
(1) 居場所づくり事業（社会福祉協議会）	3
・ あおい製作所（中央区社会福祉協議会）	4
・ ふらっとホーム（北区社会福祉協議会）	8
(2) 介護予防カフェ	14
・ いいばしょ（西区）／ 団地カフェありの（北区）	
3. まとめ	19
4. 参考 各事業の取組み状況	21



S O C I A L
I N C L U S I O N
K O B E 2 0 2 5

【“ social inclusion（ソーシャル・インクルージョン）” 社会的包摂とは？】

だれもが自分らしく生きることができ、孤立することなく一員として包み込まれ、多様なかたちで支えあえる社会を作っていこうという理念です。

そのような皆が共に生きる社会像を、地域共生社会とも呼んでいます。

また、一方的でなく、互いに支えあうということ、また、だれもが社会の一員としてつながっているということから、“こうべ”の市民福祉総合計画 2025 では、ソーシャル・インクルージョンを「福祉の輪」と表現しており、「みんなでデザインする福祉の輪」を基本理念としています。

【ロゴマークについて】

様々な意見やアイデアを活かし福祉をデザインしていくことを、いくつかの吹き出しを重ねて表現しています。

1. はじめに

○計画の概要

<基本理念> 誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現

本計画では基本理念である、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助けあいながら暮らしていくことができる社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現に向け、3つの方向性に基づき施策を進めています。

<方向性1> みんなが参加、行動できる人づくり

地域の課題解決には、市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、多様性の理解を広げ、互いに関わりあいを持ち協力していくことが重要です。福祉サービスが有効に機能するためには、地域の一人ひとりの理解を高め、つながりを広げること、さらに日常生活を維持する取組みに多くの人に参加することが大事です。

<方向性2> 安心を保障できる仕組みづくり

市民一人ひとりが個性や力を発揮でき、助けあいながら暮らしていくためには、市民が安全に安心して暮らせることが保障されていなければなりません。

そのため、行政は、市民の相談を受け止め、市民と支援者がつながり続ける体制をつくとともに全てのライフステージを支えられる福祉サービスの基盤を整備し、一人ひとりの問題に応じた福祉サービスを提供していくことが求められます。

<方向性3> 人と人がつながり支えあう環境づくり

地域で生活する様々な人が、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクを社会の課題と捉え、また、これまで経験したことのないような、既存の制度だけでは解決できない地域福祉課題に対応するために、市民・事業者・行政といった地域に関わる様々な主体がつながる基盤（福祉プラットフォーム）をもち、お互いに連携を取りながら課題解決へ進んでいける環境が必要です。

○計画の検証・評価

本計画策定における会議では、基本理念の実現に寄与する指標づくりを目指し、市民目線に立ち、サービスの受け手側にも重きを置いた評価の実施について提案を頂いたところです。評価方法については検討を続けているところですが、今回の検証・評価ではご意見を踏まえ、実際にサービスを受けている地域住民や現場で対応される職員等へのヒアリングやアンケートを通じて、数値だけでは把握できない質的な面を踏まえた評価に取り組んでいます。

本計画では、前述の通り、基本理念として、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会（ソーシャル・インクルージョン）を目指して

おり、そのための3つの方向性として、「①みんなが参加、行動できる人づくり」の通り、市民一人ひとりの主体的な参画の大切さや、「②安心を保障できる仕組みづくり」にあるようにすべてのライフステージを支えられる福祉サービスの基盤整備と複雑化・多様化する様々な福祉課題へも対応できるような包括的な支援体制の充実、そして、「③人と人がつながり支えあう環境づくり」の通り、関係者のつながりと連携の大切さを示しております。

そうした中で、今回「居場所づくり事業（社会福祉協議会）」と「介護予防カフェ」の関係者に協力をいただき、ヒアリング等を実施してきました。居場所づくり事業は、多様な課題を抱える方への新たな支援の事例であり、コロナ禍で精神疾患、自殺者の増加などが指摘される中で、悩む人々の実態把握と今後の取組みに向けた課題を知る機会にもなると考えました。また、介護予防カフェ事業については、地域資源の一つとして定着しており、住民の多様な意見を聞くことができること、そして、住民の方らが自ら主体的に行動され、運営されている事例でもあることから、これらの事業について、事業者や参加者、また、ボランティアへのヒアリングを通じて、それぞれの想いや事業と関わることの影響、そして、どのように基本理念であるソーシャル・インクルージョンの実現に寄与しているのかを質的な面から検証・評価したいと思います。

2. 事業ヒアリング（居場所づくり事業、介護予防カフェ）

（1）居場所づくり事業（社会福祉協議会）

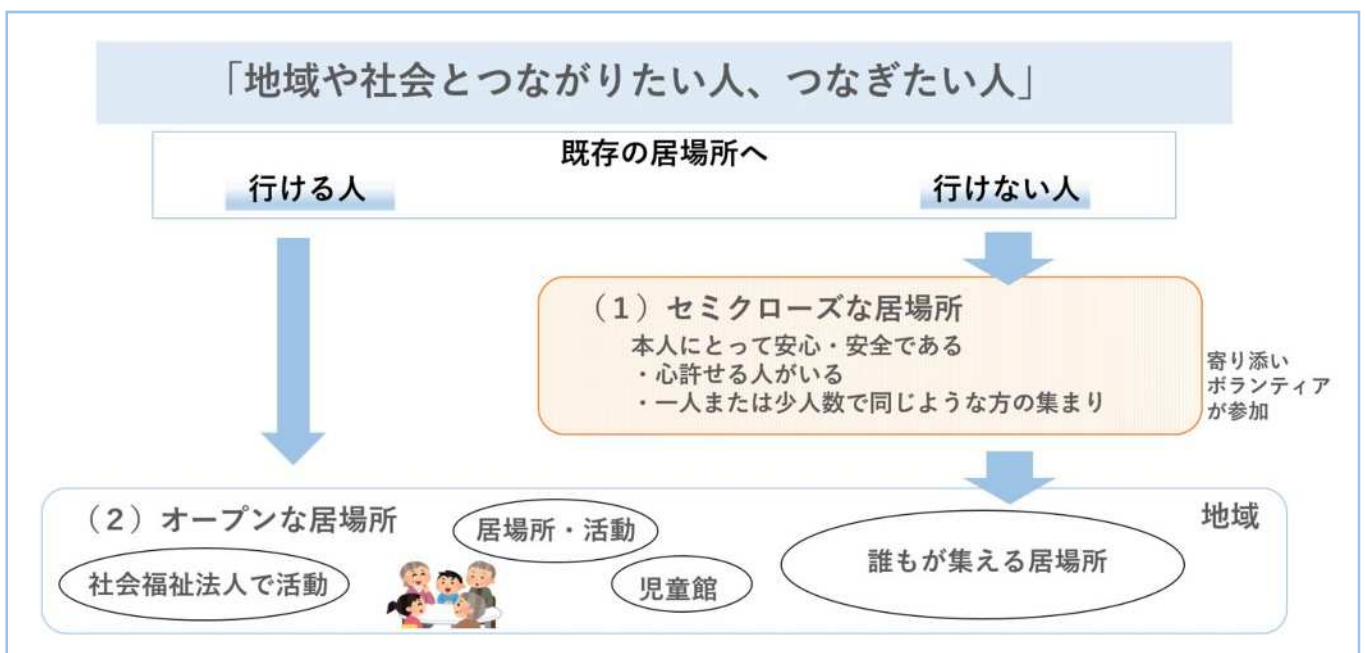
○社会福祉協議会の居場所づくり事業とは？

各区社会福祉協議会では、地域社会とつながりが希薄な人を対象に、地域福祉ネットワーク事業として、そのような方たちが生きがいややりがいを感じることができる「居場所」や機会づくりに取り組んでいます。孤立させない支援にむけて各区社協が工夫を凝らしながら、それぞれの居場所づくりを行っています。

その中でも今回、「あおい製作所（中央区）」「ふらっとホーム（北区）」の皆さんの声を聞いてきましたのでご紹介いたします。

【神戸市予決算額】143,608 千円（R4 予算額）、168,366 千円（R3 決算額）、164,376 千円（R2 決算額）、161,160 千円（R 元決算額）

※上記金額は地域福祉ネットワーク事業に関する補助・委託費用合計額



○あおい製作所（中央区社会福祉協議会）

概要・特徴

生きづらさや社会とのつながりが希薄な人の社会孤立を防ぐため、地域の中で「生きがい」や「役割」を感じたり、一般就労の準備段階としての社会参加を促進し、居場所や活躍の場としての「しごと」づくりを行っています。

「しごと」の受注やボランティアグループの立ち上げ等、地域福祉ネットワークだけではなく、区社協全体で行う広がりのある事業となっています。

ボランティアグループが中心になって参加者へのサポートを担ってくれており、温かい雰囲気がつくられています。

① あおい製作所の雰囲気

会場は主に市営磯上住宅の集会所で行われています。机ごとに3～4つのグループを作り、ランダムに着席されています。あたたかい雰囲気が流れており、それぞれのテーブルにボランティアの方も着席し、一緒になって作業に取り組まれています。コロナ対策でマスクは必須ですが、おしゃべりは自由で、「しごと」に熱心に取り組まれたり、悩んだときは、ボランティアの方がサポートして一緒にしたりと、みなさんマスクの上からでも分かるいい顔をされていました。



●会場の様子

② 参加者にお話を聞いて見えてきたこと

◆参加することで気持ちをリフレッシュ

他者との交流が少なく苦手でしたが、就労先の相談員等の助力もあり、苦手も軽減し、さらに、あおい製作所に行くようになり、多くの方の支援によって人付き合いも好きになってきているようです。今ではあおい製作所に通い、他の方と交流することが主のストレス発散・気分転換になっているとのこと。

◆孤独な気持ちが和らぐ

現在の住居に転居してからは近隣付き合いもなく、他の集まりにも参加されてはいないようでしたが、あおい製作所のような社会とつながれる場所があることで、孤独を感じなくてすんでおり、どちらかという幸せと言っておられました。

◆ヒアリング要旨

◇ヒアリングを通じての考察

◇多くの方の支援によって、参加者の笑顔がつけられている

社会とつながることで自身では得られない情報や機会を得ることができ、その人にとってかけがえのないものにつながる可能性があることが分かりました。さらに、現場の声を通じて、人は環境によって大きく左右されるものであるが、人には間違いなく人を変える力があり、大きな可能性が満ちていること、また、そこには多くの方の支援・尽力があり、だからこそ、安心・安全な居場所が提供でき、そこを通じて参加者の満足度・幸福度の上昇につながっているということも分かりました。

【参加者の声】

- ・楽しい。回数を増やしてほしい
- ・孤独を感じていたが、みんなで集まるだけでうれしい
- ・しごとが面白い、しごとが終わったあとの充実感が得られるので働く意欲が湧く
- ・前向きになれる など

③ ボランティアの方にお話を聞いて見えてきたこと

◆ボランティア活動が生活に不可欠なものに

ボランティア活動に熱心に取り組まれる背景には、これまで仕事人間であり、外の人たち・地域の人たちと積極的な関りがなかったことやそれに加えて、現在単身赴任中で仕事以外の人との交流がないことに起因する寂しさ・人との交流への希望があったといえます。

そうして始めたボランティア活動であったが、今ではボランティア活動が、仕事・自宅以外のサードプレイスとなっており、ボランティア活動のための苦勞も生活にハリを与え、満ち足りた生活を送るために欠かせないものとなっているそうです。

◇ソーシャル・インクルージョンの実現

ボランティアの方のお話を通じて、ボランティア活動で感じた手ごたえや充足感、同じ気持ちを持つ仲間と出会うことにより、そうした自身の想いが肯定され、また、よりボランティア活動を推進できるよう、ボランティアチームの結成もされていることから、ボランティア活動が本人にとってかけがえのないものに成長していることが分かりました。

そして、ボランティア活動が相手に対して一方向に与えるだけのものではなく、自身も相手から与えられているものがある。つまり、居場所事業の参加者たちが無意識ながらもいろんなかたちでボランティアとつながり、お互いに支え合っているという現状が分かりました。

【ボランティアの方の声】

- ・このような方たちの居場所は必要だと思った。
- ・参加者の皆さんが前向きになっていく様子が分かる
- ・回数を増やしたいが、仕事の関係で増やせないのが残念
- ・ここはプライベートなことを聞かれないので、ストレスを感じないし優しい場所。
- ・参加者と関わることで、こちらの心が和む。

④ 事業者にお話を聞いて見えてきたこと

◆支援者の個人対応の限界

複雑・多様化する様々な福祉課題が存在しているなかで、実務経験からも、既存の事業だけでは不十分な対象者が多数います。さらに、支援者も限られるなかで、支援者の個人対応の限界もあり、今後、多くの方と繋がれるような、要支援者に対して、一对多数の関係性を築いていく必要があるとともに、新たな居場所が求められています。

◆実務上の課題への対応から生まれた事業

こうした現状は広く生じている課題といえ、対応の一つとして、既存の支援だけでは対応できないようなケースに対して、世間とつながりを持てるような、新たな場所「あおい製作所」を立ちあげ、運営しているところです。さまざまな支援者から問い合わせがあり、これまで十分なフォローができていなかった要支援者への新たな方策として期待されています。

全ての要支援者が、世間との交流を拒絶しているわけではなく、社会とのつながりを強く求めている方がいて、周りの支援によって参加者同士の交流も含めた社会とのつながりが持てるようになっていきます。また、既に社会と接点を持っている方でも、不安を感じている方はおり、様々な方への支援を考えていく必要性が潜在しているといえます。

◆やりがいのあるしごとを

あおい製作所は、ただ集まるだけでなく、「やりがいのあるしごと」を特色としており、そこを明確に伝えるために様々な取り組みをしています。参加者のことを考えたプログラムを検討し、居場所づくりに対する細かな気配り、配慮等には事業者の深い想いがありました。



◆ボランティアの貢献が必要不可欠

居場所の運営には、ボランティア等の貢献が不可欠です。ボランティアの方も、参加者が安心できる場所を作るために、事前に研修を受けて参加するとともに、熱意を持って取り組まれています。支援のために多様なプレイヤーが主体的に関わっています。

◆多様な人・機関の連携による一体感 = やりがい

事業者の原動力は負担をこえるやりがいといえます。居場所づくりに携わった支援者（ボランティア等）からは「ここにくると楽しい、ほっとする」といった言葉をもたらすことがあります。肌で感じられるやりがいは、支援者自身のやりがい・モチベーションの向上・維持につながっているといえます。多様な人・機関との連携は、これまでの業務における関係性構築の成果もあると思いますが、そうした連携により一体感が生まれ、一丸となって取り組んでいることは効率面だけでなく、支援者のやりがいにもつながっています。

◇つながり支えあう

前述の通り、個人対応には限界があります。こうした多様な人・機関の連携は、これまで支援につながっていなかった潜在的な課題、複雑・多様化している福祉課題に対しても大きな役割を果たしていると考えられ、早期の課題解決につながるるとともに、また、一体感をもって対応することがやりがいの創出につながるなど好循環をもたらすといえます。

これまで関係性構築に努めてきた成果として、個々のケースへ迅速な対応が可能となっているようです。また、多様な福祉課題への対応として、周りの方が関心を向けることも大事なことであり、関係者が増えることは、ニーズキャッチできる場所の増加になります。

普段から多様な人・機関と連携をとることで、包括的な支援が可能となることやこれまで支援に繋がっていなかった福祉課題に対応できる可能性が広がることが再認識できました。

<基本情報>

開催日		毎週水曜日 9:30~11:30
開催場所		市営磯上住宅集会所等
開催実績		参加者数 334名 (R3)、187名 (R2)
		開催数 37回 (R3)、35回 (R2)

○ふらっとホーム（北区社会福祉協議会）

概要・特徴

当事者（本人）は、自宅（自室）以外に居場所がなく、家族ともコミュニケーションが上手く取れていなかったり、また、家族は将来に不安を感じているが、誰にも相談できず、周囲にも知られたくないと思っていたりしています。

こうした現状に対し、同じ悩みを持つ当事者同士や支援ボランティア等他者との関わりを持つ機会の提供が大きな支援になると考え、北区社会福祉協議会では、本人や家族が自由に集える場を開設しています。

●居場所づくりの取組み（3種類）

○ふらっとホーム(当事者・家族の居場所)

- ・自分の経験を誰かに聞いて欲しい

○ふらっとカフェ(当事者のみの居場所)

- ・安心して参加し、いろんな経験をしてみたい

○作業プログラム(当事者の外出のきっかけづくり)

- ・誰かの役に立ちたい、安心できる居場所がほしい

① ふらっとホーム

(①-1) 緊張を感じる会場

ふらっとホームは、ひきこもり・不登校等しんどい思いを抱えた方や、そのご家族の居場所で、事前申込みなしで訪れることができます。そのため、開催しても誰も来ない時もあります。訪問時は、ご子息がひきこもりであるご両親が来られていました。初めての参加ということもあり、緊張感が漂う少し重たい空気を感じました。

(①-2) 次第に増えていく会話

最初こそ少し重たい空気でしたが、北区社協の職員が、参加者が話をしやすいように誘導し、ボランティアの方が話をするにつれて、参加者の緊張もほぐれ、次第にいろいろなことを話すようになってきました。参加者の話に対し、ボランティアの方が傾聴し、そして、ご自身の経験も交えながら話されるにつれ、参加者の話も増えてきて、あっという間に90分間の時間が過ぎていきました。

(①-3) ちょっと楽になりました

本日の参加のきっかけは、神戸ひきこもり支援室からの紹介でした。ひきこもり支援室の職員には、何度かご自宅に訪問してもらいながら相談をしていましたが、その中で、本日のふらっとホームの話の聞いて

て参加されたそうです。

ボランティアの方に話を聞いてもらい、また、ボランティアの方の経験談等を聞くなかで、ご自身の中でもずっと落ちるものがあり、気持ちがちょっと楽になり、時間等が合えばまた参加したいといわれていました。

② 作業プログラム

(②-1) あたたかい雰囲気の一部屋

作業プログラムは、主にひきこもりの人に対して、就労等社会参加につながるよう軽作業の提供をしています。こちらも体調等に応じて遅刻や早退も可能であり、この日も遅れて参加した方がいました。入室したときから緩やかで温かい雰囲気の会場でみなさんリラックスされているようでした。

(②-2) 作業スタイルは人それぞれ

作業プログラムの内容として、例えば袋詰めやラベル貼りといった軽作業を区社協が何点か準備していますが、それ以外にも、ボランティアの方に手芸を教えてもらい一緒にされるなど内容は様々です。参加者も、熱心に作業に集中して取り組まれたり、ボランティアの方たちとお話しながら楽しそうに作業をされたりと作業スタイルは人それぞれです。



(②-3) ここがあってよかった

参加者に直接お話を伺ったところ、そのように答えてくれました。1年程前に北区へ転入されてきましたが、その際に区の精神保健福祉士からこの居場所を紹介され、通われています。

外に出ている時は元気に振る舞う反動で家では疲れてしまい、また、現在一人暮らしのため、一人でいると悪い方に考え、落ち込んでしまうようです。その点、この居場所は自分のことを理解してくれているスタッフやボランティアと話すことができ、和気あいあいと活動できるので、転居後の特に心細い時期にこの場所に繋がれて本当によかった、それ以降毎回参加しています、と本当に楽しみにされている様子がお話を通じて伝わってきて、こうした居場所の必要性が分かりました。

③ ボランティアの方にお話を聞いて見えてきたこと

(③-1) ボランティア活動への戸惑い

これまでもいろいろなボランティア活動をされてきた方にお話を伺いました。今回のふらっとホームのボランティアについては、参加者に嫌な思いをさせないように、事前に傾聴ボランティア活動に関する研修を受けてもらうことになっています。そこでは、傾聴の仕方を教えてもらいますが、これまでのご自身の経験に基づく接し方と、講義を受けた内容との違いに関する戸惑いがありました。正解はないとは分かっているながらも、相手のことを考え、いろいろとしてあげたい・貢献したいという気持ちと、受講した傾聴の基本姿勢との間に差があり困惑されていました。

また、最近では、交通費等の経費の支給がある有償ボランティアの考え方が広がっているが、この考え方についても、これまでの「ボランティア活動＝無償」という考え方が時代の変化とともに変わっていることに対する戸惑いも抱かれていました。



●寄り添いボランティア養成講座の受講風景

(③-2) 変化の容認と社会貢献へ想い

ただし、戸惑いはある中でも、こうした変化を容認しようと柔軟に考えている姿勢を感じることができました。これまでのボランティア活動のなかでも、確かに相手から感謝されているという実感もあるからこそ、こうした葛藤が生じているものと思いました。

また、皆さんいろいろなご経験をされてきていますが、こうした自身の経験を他の方のために役立てればという想いでご参加された方もおられ、ご自身が経験されているからこそ、同じような方の気持ちが理解できるし、相手の気持ちに寄り添った相談ができると考えているようでした。

(③-3) これからも続けていきたい

ボランティア活動を通じた影響として、まず相手の気持ちを考える（思いやる）ようになり、自分のことばかりを主張しようとは思わなくなってきたとのこと。また、地域にはこのような方がいるということ、実際に人を見て、背景等を理解しようとする気持ちが大事ということに気付いたとのこと。また、こうした活動を通じて、自分自身の世界が広がったという声も伺いました。

いろいろな想いを持たれ、これからもボランティア活動は続けていきたいという話を聞くなかで、その根底には相手のことを一番に考える気持ちがあることが分かりました。

④ 事業者にお話を聞いて見えてきたこと

◆ヒアリング要旨

◇ヒアリングを通じての考察

◆実務上の課題への対応から生まれた事業

北区社協では、「ふらっとホーム」「ふらっとカフェ」「作業プログラム」の3つの居場所事業を運営しており、それぞれ参加者に合わせた内容を提供しています。

これらは主にひきこもりの方を対象としていますが、その中でも、ふらっとホームは当事者だけでなくその家族も対象としており、当事者家族が自身のことを話せたり、当事者等の話を聞けたりする場所として運営しています。予約不要で来るのも来ないのも自由であり、ここをきっかけに、他の機関と関わりを持つ方も多いです。

地域福祉ネットワークワーカ―として働いていく中で、いかにして相手と対話する機会を作っていくかについて試行錯誤しています。来所してもらうことを待つだけでなく、アウトリーチをかけることも多くあります。しかし、いろいろな相談者がいる中で、自宅訪問が上手くいくこともあれば、会えない方もいます。また、ご家族と一緒に望ましい方がいれば、そうでない方が望ましい方もいます。十人十色の中で、相談者のことを想い、多様なアプローチ手法を考える中で生まれたツールだと考えています。

◆ボランティアの協力が必須

そのため、参加者のことを第一に考え、嫌な思いをせずに帰ってもらえるように運営には気を遣っていますが、これらの運営に関しては、ボランティアの協力が不可欠となります。ボランティアは、傾聴ボランティア養成講座を受講しており、来所者に寄り添った対応ができるよう勉強をされています。皆さん熱意があり、自分が役に立てることがあればと参加意欲も示していますが、一方で、居場所の運営に関してもネットワークワーカ―の業務量や、「予約不要・いつでもどうぞ」というスタンスの為、参加者が来るかどうか分からない（参加者0の日もある）といったことなどから、ただ回数を増やせばいいというものではないため、ボランティアの活躍の場所をどう確保していくかといったことなど、運営に関しては多様な苦勞をされています。

◆関係機関との連携が重要

まだ知らない方もたくさんいるため、ホームページ等での広報はしていますが、それだけでは不十分だと考えており、例えば、民生委員との連絡会や学校長会等の場で情報の提供をしています。ふらっとホームの話だけではなく、地域福祉ネットワーク事業等について周知を図っており、ニーズキャッチではないですが、普段の活動の中で気になる方がいれば連絡・相談に来て欲しいといった旨をアナウンスしています。

また、社協さらに地域福祉ネットワークワーカ―となると、まだ認知度も高いとはいえないので、足を運びな

がら顔を売るといった地道な活動を日々しています。ただ、若年層はネット上でつながりを持っていることが多いので、対面だけでなく、そういったところもカバーするような準備も同時にしていければと考えています。

現在、作業プログラムに関しては、精神保健福祉士等の専門職からの紹介も多いので、関係機関との連携が大事になっています。通常の業務の中でも、関係性は大切にしており、一つのつながりから派生していくことも多いです。これはあっちの仕事だからと関わらないのではなく、お互いに振り振られというのではなく、一緒にしようよという風に、一人で抱え込まないで皆で対応していこうとしています。

◇これまでの積み重ねと確かな実感

地域福祉ネットワークが設置され10年となりますが、知名度の低さを感じる一方で、徐々に知ってもらっていると感じられる機会も増えています。これまでのお話を通じて、関係機関との地道な連携強化に努めてきたことが徐々に実を結び始めてきた結果であるといえます。関係機関ともそれぞれができる範囲がある中でも、対象者のことを第一に考え、一緒に協力して取り組んでおり、良好な関係を築いています。また、そうすることで新たな関係先の増加にもつながっています。関係先が増えることは、課題に対応できるネットワークが増えていることであり、複雑・多様化する福祉課題の解決に大きく貢献しているといえます。こうした多機関との連携強化に取り組むなかで、居場所事業の参加者に求められることも様々であり、同一、均一ではない対応をされるなど、参加者に寄り添った対応をしている点は言葉だけでは分からない多くの苦労等があるといえます。

細やかな対応等が求められる職員が、苦勞を乗り越えこうした取組みを継続される根幹には、当事者への支援を通じて感じる事ができる当事者の成長と、自分の支援がその人のためになっている、また、その人だけでなく周りの人へも影響を与えるという実感が原動力となっています。

お話を伺うなかでも「まずは社協に相談」「ゆるくてもいいので関係者とつながっておく」「参加者を第一に」といった相手を思いやる姿勢が垣間見られました。



●ふれあいの里おくっちょ

<基本情報>

【ふらっとホーム】

開催日 | ①毎月第一水曜日 13:00～14:30 ②毎月第三水曜日 14:00～15:30

開催場所 | ①ふれあいの里おくっちょ ②北区社協ボランティアルームなど

開催実績 | 参加者数 20名 (R3)、46名 (R2)

開催数 11回 (R3)、9回 (R2)

【ふらっとカフェ】

開催日 | 不定期開催

開催場所 | ふれあいの里おくっちょ等

開催実績 | 参加者数 14名、イベント（保護犬とふれあい会）として実施 (R3)

【作業プログラム】

開催日 | 毎月2回ずつ

開催場所 | 北区役所、または、北神区役所会議室（それぞれ月2回開催）

開催実績 | 参加者数 108名 (R3)、48名 (R2)

開催数 37回 (R3)、50回 (R2)

(2) 介護予防カフェ

○介護予防カフェとは？

皆さんが地域で元気に暮らし続けるための介護予防を推進していくための取組みの一つで、高齢者の方が集まる場所や機会にネスレ日本株式会社より無償で貸与されるコーヒーマシンを活用して、コーヒーを飲みながら語らい、介護予防に関する健康情報等も得ることができる住民主体のつどいの場です。

【神戸市予算額】 0円（予算なし）

【介護予防カフェ数】 82団体（R4.6時点）

概要・特徴

介護予防カフェの運営は、行政が行うのではなくカフェマネージャーが行います。カフェマネージャーとは、介護予防カフェの代表者のことであり、企画・運営、活動報告、コーヒーマシンの管理などに協力いただいています。各地の介護予防カフェでは、カフェマネージャーを中心に地域の皆さんの思い思いの個性豊かなカフェがあります。

今回、ヒアリングにご協力いただいた2つのカフェについてご紹介いたします。

いいばしょ（西区）

西区西神南のルゼフィール井吹台（UR住宅）の集会所で毎月1回開催されています。立ち上げに関わった住民3名の方を中心に毎月内容を考え、また、コロナ禍での運営をどのようにしていくかなど、いろいろと悩みながら工夫をし、運営されています。カフェでは、体操をして体を動かしたり、歌を歌ったりされています。その他にもいろいろとアイデアを出しながらイベントを考えています。

見学した日は朗読をされており、皆さん楽しそうに時間を過ごされているのがよく伝わってきました。



●いいばしょでの体操中の様子。いい運動になります

団地カフェありの（北区）

北区有野台の団地内集会所で月2回開催されています。有野台では、地域の相談所として、なでしこ暮楽部（兵庫県済生会）が設置されていますが、その取組みの一つとして、介護予防カフェを運営されています。カフェの運営については、地元住民のボランティアとともに実施されており、神戸市の介護予防カフェの第一号店でもあります。

① カフェマネージャーにお話を聞いてみて

①-1) いいばしょ (西区)

◆ヒアリング要旨

◇ヒアリングを通じての考察

◆ふとした思い立ちと偶然の積み重ね

もともと高齢者等の交流の場が必要だといった強い思い入れがあったわけではなく、偶然見知った「居場所コーディネーター養成講座」に興味を惹かれ、参加したところ、そこで知り合った方たちと話が合い、同じ地域の方であったことから、地域で会場を探したところ、たまたまこの集会所も空いており、話が進んでいきました。カフェ運営は今もその知り合った方々と一緒に続けています。

◆運営に関して悩みはつきもの。嫌と思わず参加者の喜ぶ顔を思い浮かべて

カフェが継続できるのは周りの皆さんの協力のおかげであり、当然、運営に関して細かい心配や悩みはつきものですが、そうしたことを嫌と思わず、参加者が喜んでくれる顔を思い浮かべながら楽しみに変えていくことが大切です。参加者からの「ありがとう」「楽しかった」という言葉は、やはり嬉しく、モチベーションにつながります。そのため、参加者がカフェの内容に飽きないように毎月は難しいですがイベントの開催など、皆さんに満足してもらえるように試行錯誤をしています。また、そうした参加者の満足・笑顔を作っていくために、参加者の顔を覚える・笑顔・会場内では一人にしないといったことを意識されており、居心地のいい空間づくりに取り組まれています。

コロナ禍では、2部制にして開催するなど、カフェマネージャーを中心に新たな運営方法を考え、特に最初の頃は多くの苦労がありましたが、楽しみにしている方のために、苦慮しながらも柔軟に対応されています。

◆どこまで関わればいいのか

カフェの取組みを始めてから、他のボランティアへの参加や、参加者やスタッフとのつながりは増えています。ご本人的に、カフェマネージャーだからといって特別何か意識をして変えていることはなく、いつも通り過ごされていますが、町で参加者に会った時等に声をかけてもらえることがあり、何気ない日常に少し喜びを得られる機会が生まれたとのこと。

一方で、参加者とどこまで関わればいいのか、例えば、しばらく来なくなった参加者を心配する気持ちはある一方で、電話するのはいかがか、プライベートにどこまで入るべきなのか、といったバランスには気を遣われています。

◇お互いに関わり合いを持ちながら協力

今回カフェマネージャーへのお話を通じて、当初立上げに関わった3名を中心に、地域のスタッフ（ボランティア）の協力を得ながら、参加者が笑顔で楽しんでもらえる会となるように、試行錯誤されていることが分かりました。

偶然興味の湧いた講座に参加したことから、今も継続しているこの取組みが続けて来られたのは、気の合う方達の存在が大きいです。一人では運営の手間や責任、中身の充実など担いきれないことも、お互いに役割を分担し、運営も皆で相談しながら方針を決めていくなど、互いに関わり合いを持ちながら協力することで、多様なアイデアが生まれたり、負担軽減にもつながったりと、会を継続するための大きな屋台骨になっている様子が見えてきました。

①-2) 団地カフェありの（北区）

◆地域の一員となっていく

仕事の一環でカフェを運営されているため、カフェマネージャー自身は団地の住民ではありませんが、運営に関しては、複数名の地域住民のスタッフ（ボランティア）と協力をしながら運営をしています。UR西日本から（有野台団地はURの団地）、集会所を活用した住民参加・交流を目的とした集まりができないかとの相談を受けたことが事業実施のきっかけだそうです。

もともと地域にこうした集まりを強く望む声はありませんでしたが、今ではたくさんの方が参加されています。カフェマネージャーとして、スタッフのモチベーション維持などにも気を遣いながら運営をされていますが、参加者らのことを一緒に考えていくうちに地域の一員となっていき、地域行事への参画などいろいろな機会も与えられるようになってきており、そういったことにもやりがいを感じられています。

◆住民一人ひとりが当事者

団地の高齢化率も上昇し、転入による団地内における新たな出会いも少ないなかで、今あるつながりをしっかりと大事にしてもらうことや周りの方とのつながりが少ない方が顔を見せやすいような新たなきっかけづくりも必要と考えています。有野台団地では新しく住民有志で自由参加のラジオ体操の集まりも始まっています。

現場を肌で感じているカフェマネージャーの想いとして、これからは住民自身の、また、そのご近所さんの力が特に大切になってくると考えられています。そのため、カフェにおいては、例えば出前トークで認知症についてお話をしてもらう等、地域の住民自身に興味・関心を持ってもらえるよう種まきを意識

しながら内容を考えており、住民一人ひとりが当事者であることを意識してもらえばとの思いを聞くことができました。

② カフェの参加者にお話を聞いて見えてきたこと【i】

◆偶然のきっかけから参加

ご家庭の事情により、高齢ながら新たな土地へ転居することになり、生活環境の変化に不安や寂しさを感じていたが、偶然のきっかけから介護予防カフェを見学しました。ボランティアの方からとても親切にされたこともあり、2回目以降の参加につながっています。

◆ヒアリング要旨

◇ヒアリングを通じての考察

◆ここは来てね、正解やったと思いますわ

「ここに来られて正解だった」「こんなに雰囲気の良いところに引っ越してこられるなんて思わなかった」「また何かでお返しできることがあれば」という率直な気持ちとともに、このカフェが住民の方と気軽に交流できる場所であり、これからも参加していきたいというお話を通じて、こうした交流の場所の大切さが分かりました。

◇人との付き合いのきっかけの場所に

お話を伺うなかで、人との交流が好きとの印象を受けました。転居によって人との交流が減少し、孤独も感じるようになるなかで、近隣住民の方と気軽に話ができる、また、新たな友人との出会いのきっかけにもなる本事業が、非常に価値のある取組みであることが分かりました。また、自身がしてもらった親切を別の人につなげていきたいという好循環も生まれる可能性があり、ヒアリングを通じて事業の更なる可能性が見えてきました。

③ カフェの参加者にお話を聞いて見えてきたこと【ii】

◆カフェマネージャーからの紹介

開設当初から継続して参加されており、月に1回集まって手芸をされています。最初はカフェマネージャーから教えてもらい参加されたそうで、他にも、ご友人の紹介で参加されている方もいらっしゃいました。参加されて7～8年になりますが、この居場所は楽しく、用事がない時は基本的に毎回参加されているとのことでした。

手芸は住民ボランティアの方が先生をされており、毎回新しい内容を考えていますが、作品はとてもきれいでお家の玄関等に飾られたりと実用性も兼ねたカフェとなっていました。

◆手芸をツールに交流を促進

有野台団地は広大で住民同士知らない方も多数いますが、初対面の方でも手芸の作業を通じて自然と会話が生まれ、新たな交流が始まっていきます。コロナ禍において、緊急事態宣言時には一旦閉鎖していましたが、解除後は、感染対策を行ったうえで開催されており、参加者の外出機会の創出にもなっています。

◇可能性を秘めたカフェ

手芸をベースとした地域の集まりですが、こうした「手芸」といったようなツールがあることで、様々な可能性を秘めていることが分かりました。新たな場所に参加することはどうしても勇気のいることだと思いますが、こうしたツールがあることで、前述のように自然と参加者同士の会話が生まれたり、同時に自分がつくった作品がそのままもらえたりと、また参加しようというインセンティブにもなっている状況が見えてきました。長期間継続して参加されている方がいることがその裏付けとなっていると考えています。



●手芸作品の一例。カフェの一角に飾られていました。

3. まとめ

居場所づくり事業、介護予防カフェとそれぞれ参加されている方や事業者にお話を伺い、貴重な現場の声を聞くことができました。

居場所づくり事業では、人付き合い等が少なく孤独を感じていた方が、居場所という社会とつながれる場所があることで孤独がやわらいだり、他人と交流することで気分転換になったり、また、自分を理解してくれるスタッフとの交流は、精神的な支えにもなっていることが分かりました。

同時に、そうした場所を提供するためには、主催者をはじめ多くの方の支援・尽力があります。だからこそ、このような安全・安心な居場所を提供することができ、参加者の満足や幸福感を高めることができているということも分かりました。

また、支援いただいているボランティアの方にとっても、ボランティア活動が一方向的に与えるだけのものではなく、自身が満足した生活を送るために欠かせないものとなっているという一面も確認できました。

介護予防カフェでは、ここを通じて人付き合いが始まり孤独な気持ちが和らいでいる、また、自分がされた親切を別の人につなげていきたいといった参加者の声や、カフェマネージャーが工夫をしながら参加者が通い続けたくなるような運営をされており、参加者の外出機会の創出にも一役買っているという現状が見えました。

カフェマネージャーからは、団地の高齢化や転入者の少なさ等の現状からも、今あるつながりを大事にすることや、これからは住民自身や地域の力が特に大切になってくるという思いとともに、住民一人ひとりが当事者意識を持ち参画していくことの大切さが分かりました。

また、一人では運営の手間や責任、中身の充実など担いきれないことも、お互いに役割を分担し、運営も皆で相談しながら方針を決めていくといった協力体制のお話も伺い、互いに関り合いを持ちながら協力することの大切さも改めて分かりました。

一方で、ボランティアに協力いただく範囲の線引きなど今後も考えていかなければならない課題が残っていますが、こうした交流できる新たな場所が生まれ関係者が増えることで、ニーズキャッチできる機会が増加し、福祉課題への迅速な対応が期待できる等、地域への副次効果も見受けられました。

本計画では、基本理念である、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現に向けて、3つの方向性による推進を定めています。方向性1「みんなが参加、行動できる人づくり」では市民一人ひとりの参画を、方向性2「安心を保障できる仕組みづくり」では福祉サービス基盤の整備・サービスの提供を、方向性3「人と人がつながり支えあう環境づくり」では協力・連携の大切さを示しているところです。

今回のヒアリングを通じて、それぞれの居場所があることで、社会とつながることができる・自分らしくいられることができていることが分かりました。また、市民が居場所事業におけるボランティア活動

を通じて生きがいをもち、同時に居場所事業の参加者たちが無意識ながらもいろんなかたちでボランティアとつながり、お互いに支え合っているこうした状況は、基本理念であるソーシャル・インクルージョンの実現が進んでいると言えます。

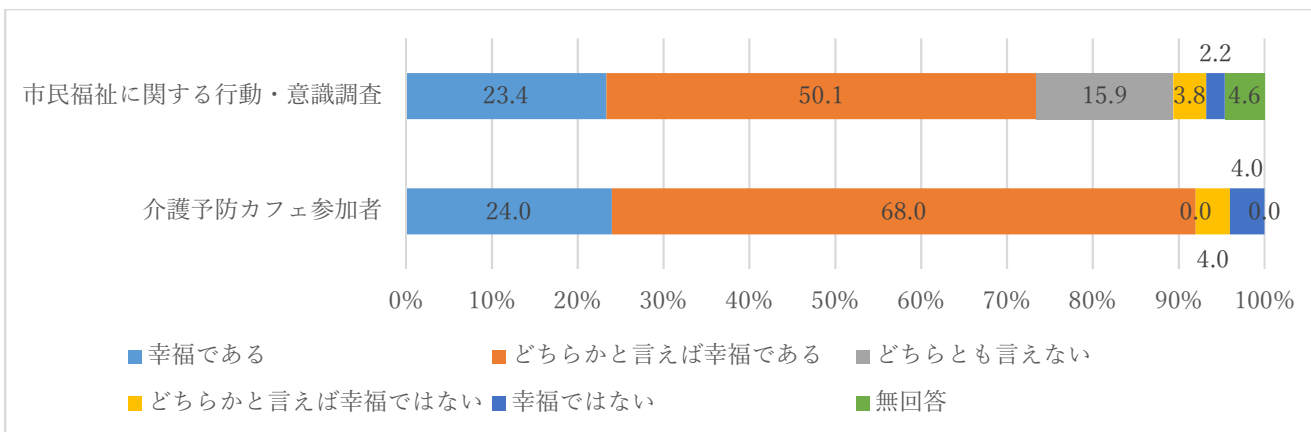
こうした取組みの定着・拡がりには、市民一人ひとりの孤独感の減少や幸福感の上昇、地域での安心した生活へとつながり、ソーシャル・インクルージョンのより意義のある実現に大きく貢献していくものと評価できました。故に、事業の継続発展に向けた体制強化や情報伝達、具体的には、必要な人への情報提供や参加できない人への多様な関りにつながるの継続といった課題への対応がこれまで以上に求められると考えられます。

居場所づくり事業（社会福祉協議会）	介護予防カフェ
<p>（質的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会とつながることができる（安心感） ・ボランティア活動が生きがいになっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分らしくいられる居場所である ・多様な人・機関との連携
<p>（量的指標）（R3年度）</p> <p>【あおい製作所】参加者数 334 名、開催数 37 回</p> <p>【ふらっとホーム】参加者数 20 名、開催数 11 回</p> <p>【ふらっとカフェ】参加者数 14 名、開催数 1 回</p> <p>※イベント（保護犬とふれあい会）として実施</p> <p>【作業プログラム】参加者数 108 名、開催数 37 回</p>	<p>（量的指標）</p> <p>介護予防カフェ数：82 団体（R4.6）</p>

基本理念の実現につながる

- ・市民一人ひとりが地域で安心して暮らしていける
- ・自身の役割を持ったり、互いに関わり合いを持ちながら協力 ⇒ 市民福祉の推進

（参考）幸福感に関するアンケート



※アンケート回答数：市民福祉に関する行動・意識調査（1,828名）、介護予防カフェ参加者（25名）

4. 参考 各事業の取組み状況

方向性【1】「みんなが参加、行動できる人づくり」 視点（1）参加しやすい地域づくり 視点（2）参加の継続と定着を促進（活動の支援）
 方向性【2】「安心を保障できる仕組みづくり」 視点（1）各分野施策を横断化する包括的な総合支援体制の整備 視点（2）その人らしい暮らしの実現への取組み
 方向性【3】「人と人がつながり支えあう環境づくり」 視点（1）地域活動主体の連携を強化する取組み 視点（2）地域共生社会の促進（啓発）

方向性	視点	項目	事業	取組み状況（R3）	事業概要	量的指標	量的指標の実績（R3）	決算額（R3）	コロナ禍における創意工夫（R3）
【1】	(1)	集まりやすい環境づくり	地域見守り・支え合いシステム	各区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを、各あしんすこやかセンターに地域支え合い推進員を配置し、地域の民生委員や友愛訪問ボランティアをはじめとする地域団体と連携・協働を図りながら住民相互に見守り・支え合いができるコミュニティづくりを支援している。 また、電話での見守りをするテレホンサポート事業や、ガスメーターなどのICTを活用した見守りサービス事業により見守り活動を補完している。	生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を配置し、見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。	テレホンサポート事業利用者数等	【テレホンサポート事業の実績】 利用者数：170人 年間開設延べ日数：737日 【ICT見守り実績】 ガスメーター：32人 センサー：3人	【地域支え合い活動推進事業】70,656千円 【生活支援体制整備事業】2,534千円 【地域見守り体制支援強化事業】1,354千円	コロナ禍でも地域活動を継続できるよう、地域活動者の不安に寄り添いながら、継続するための方法を一緒に考えるなど、地域活動者のモチベーション維持のため後方支援を行っている。
【1】	(1)	集まりやすい環境づくり	介護予防・日常生活支援総合事業	つどいの場支援事業については、長引くコロナ禍でありながら運営補助169団体・立ち上げ応援補助2団体（うち年度内廃止16団体）から申請を受付、前年度比約133%にも上った。また、飲食を伴う茶話会や合唱など飛沫による感染リスクの高い活動については自粛を依頼した期間もあったが、今年度については1月以降はマスクを着用したうえで合唱・カラオケも順次再開した。昨年度より申請団体数は増加したのに対し、年度内での廃止団体数が減少したことから、区社会福祉協議会職員と相談をしながら介護予防に資するつどいの場の拡充ができたと考えている。	一般介護予防事業（地域拠点型、つどいの場支援事業）により楽しみながら介護予防を継続する	つどいの場支援の補助団体数	【つどいの場支援の補助団体数】 171団体（内16団体年度内廃止）	7,674千円	【つどいの場支援事業】 緊急事態宣言中やまん延防止等重点措置期間中については集まりの場に参加することに気が引けるという意見があったことから、会場と自宅をオンラインで繋ぐ「ハイブリット型」での開催も新たに対象として追加。
【1】	(1)	集まりやすい環境づくり	介護予防カフェ	・新型コロナウイルス感染症の影響により、介護予防カフェの新規説明会は実施しておらず、既存のカフェが継続して実施できるようサポートしている。 ・カフェマネージャー（各カフェの代表者）交流会を実施。コロナ対策、飲食の再開等を提案した。 ・カフェマネージャーのモチベーションアップを目的に、介護予防カフェ通信をネスレ日本と協力発行し、コロナ禍のカフェ運営等に関する情報提供した。	ネスレの知見やバリストを利用し、高齢者の集いの場の立ち上げ支援を行うことで、支え合う地域づくりを目指す。	立上げ数(R5までに100か所) (R2:81)	立上数：81か所	—	・カフェマネージャー交流会を現地のみでなく、zoomでも開催した。(現地：15人 オンライン：4人) ・オンラインで交流会に参加できるよう、zoomの講習会を希望者に実施した。(参加者:2名)
【1】	(1)	ボランティア活動の推進	ボランティアセンター	コロナ禍の影響を受けボランティア活動が制限される中、インターネットの活用等様々な参加形態を提案した。また、活動上の感染症対策に係る留意事項について広く呼び掛ける等安心・安全に活動を再開できるよう活動支援に取り組んだ。	各区社協にボランティアセンターを設け、ボランティア活動の推進を図る。市社協内にボランティア情報センターを設け、全市的に推進するとともに区ボラセンの支援・調整を行う。	ボランティアコーディネーター数（マッチング数）	736件	109,811千円	・ボランティア活動における感染対策の呼びかけ ・感染症対策グッズの配布 ・オンラインツール等様々な活動形態の提案
【1】	(1)	ボランティア活動の推進	拠点児童館におけるシニアボランティアの養成	豊かな子育て経験のある団塊世代等に子育て専門講座の託児等で共同して事業を推進。	総合児童センターにおいて、子育てを経験した団塊の世代等を「シニアサポーター」（ベビーシッター等）として養成を行う。また、年度末に各シニアサポーターに対してフォローアップ講座を実施している。	フォローアップ講座受講者数	102人	44,868千円	一度に参加する人数を減らし、密を避けた。人数が少ないことで、より取り組みに注力されていた。
【1】	(1)	ボランティア活動の推進	ファミリー・サポート・センター	依頼会員や協会員にかかる正確な情報把握と収集作業の効率化を図るための新たなシステムを導入し、会員同士のマッチング作業をスムーズに行える環境を整えたとともに、夜間や休日時における自動マッチングシステムを構築し、利用者の利便性向上を図っていく。 活動件数：8,321件 依頼会員数：3,870名 協会員数：1,493名 両方会員数：299名	仕事や急な用事などで子どもの世話ができない子育て中の家族を、一時的、臨時的に地域の人が応援(サポート)する会員同士の相互援助活動	実績数 確保人数	活動件数：8,321件 依頼会員数：3,870名 協会員数：1,493名 両方会員数：299名	23,941千円	入会説明会について、北区、西区在住者を対象に「Zoom」を活用したオンライン説明会を試験的に実施。

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
	【1】(1)	ボランティア活動の推進	老人クラブ	補助金の算定根拠となる会員数の幅を細分化し、少しでも会員が増えれば各老人クラブの補助金が増額する仕組みに変更することにより、会員増強につなげ活動を活性化させるとともに、老人クラブに高齢者が数多く参加できるよう支援を行う。	高齢者の生きがいと健康づくりのために、さまざまな活動を通して健全で豊かな生活を送ることを目的とする自主的な組織。地域での子育て支援活動や地域における見守り活動等の地域福祉活動を実施。市の補助金あり。	活動団体数 補助金実績	395団体 50,390千円	50,390千円	換気・消毒、行事の規模の縮小・分割開催をすることにより3密防止を徹底した。
	【1】(1)	ボランティア活動の推進	シルバーカレッジ	学生全員が居住地の小学校区で58の地域交流グループを編成し、小学校や地域からの要請に基づいて活動した。	「再び学んで他のために」を理念と掲げ、高齢者の生涯学習を実施	ボランティア活動延べ人数	40508人	130,952千円	コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数の多い共通授業は、オンラインで行った。
	【1】(1)	健康の促進	健康創造都市KOBÉ	自身の健康データを経年的に管理できるツールとして、健康管理アプリを提供した。アプリ内では具体的に、 ①アプリに入力された身体・生活データに基づき、AIによる個人に最適化したアドバイスを提供。 ②毎日のデータ入力や、歩数や体重等の健康目標の達成により貯まった健康ポイントを、市内企業の協賛による特典と交換ができる健康ポイント制度を運用。 ③市内で開催される健康セミナー等の情報や、健康コラム等、健康維持に役立つ情報を配信。	平成31年4月より、市民が自分自身の健康データを経年的に管理し、ICTを活用した健康アドバイスを受けることができるほか、健康ポイント制度を付加した市民PHRシステム「MY CONDITION KOBÉ」を運用。	「MY CONDITION KOBÉ」の登録者数	9,244人	32,037千円	コロナ禍における熱中症予防を呼びかける案内をアプリ上で配信したり、外出自粛による運動不足を解消するために、アプリ上で個人の歩数を競うイベントを開催した。
	【1】(2)	民生委員活動の支援	民生委員活動のスキルアップ	・単位民生委員児童委員協議会会長・副会長研修 【コロナ禍感染拡大に伴い直前中止】 ・中堅民生委員・児童委員研修 ・主任児童委員研修 ・児童委員研修 ・民生委員・児童委員スキルアップ研修 ・新任民生委員・児童委員研修	地域のひとり暮らしの高齢者や障害者の訪問、相談など、地域の中できめ細かな福祉活動を担う。市民福祉大学において、民生委員のキャリアや立場に応じた様々な研修を実施し、民生委員活動のスキルアップを図る。	研修回数	7回 (内1回は、コロナ禍拡大のため直前中止)	2,050千円	換気・消毒、規模の縮小、分割開催等、3密防止を徹底。一部の研修ではオンライン・リモートでの開催も行った。
	【1】(2)	民生委員活動の支援	民生委員の負担軽減	・令和3年度～常任理事に対しタブレットを先行配布し、ICT化による負担軽減や感染症を考慮した活動環境の整備を実施。令和4年度～各地区児協会長へ配布拡大予定。	地区内における民生委員の制度や職務の周知を具体的に展開し、活動しやすい環境整備に向けて支援強化を図っていき、なり手不足の解消につながるよう、活動環境の整備を図る	実費弁償費（決算額）	198,622,000円	198,622千円	再び感染拡大期等の際には、タブレットを活用した会議等により活動が継続出来るよう、配布・使用方法講習会を行う等環境整備に取り組んだ。
	【1】(2)	地域活動への参画の促進	地域コミュニティ施策	多様な地域特性に応じた地域コミュニティ施策を推進し、多世代交流等を通じた地域コミュニティの活性化を促進するとともに、今後の地域活動の場のあり方について、「地域活動の場づくりに関するワーキンググループ」にて検討を行った。 ①ふれあいのまちづくり事業では、子育て世代の利用や多世代交流等を通じて地域コミュニティの活性化が促されるよう、ふれあいのまちづくり協議会が実施する地域活動に対する助成制度を拡充した。 ② 「withコロナ」時代に対応した新しい生活様式による地域活動（接触機会を減らした活動）の実践を図るとともに、多世代交流や若年世代の住民の利活用を促進するため、地域福祉センター191箇所に公衆Wi-Fiを整備した。（新築・大規模改修等により施工できなかった地域福祉センター4箇所を除く） ③ こどもの居場所づくり事業に取り組む団体等が空き家等を活用する際に、その家賃経費の一部を助成するモデル事業を実施し、5団体に助成金の交付を行った。	地域の実情に応じて、本庁と区役所などが企業、大学、NPOなど様々な力を活用し、地域コミュニティ施策を推進。現在の基本指針の目標等を継続して取り組んでいく	—	—	70,150千円	・昨年度と同様、社会情勢に応じて「地域活動についての新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を作成し、HPに掲載。

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【1】	(2)	NPO支援	NPO法人設立・運営への支援	NPO法人に関する専門的な知識を有している中間支援団体（特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸、特定非営利活動法人しゃらく）に、法人設立や運営について必要な情報の提供や助言を行う相談窓口の設置、及び説明会の開催を委託し、NPO法人の設立支援、及び円滑な法人運営への支援を協働で行っている。	NPO法人に関する専門的な知識を有している中間支援団体（特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸、特定非営利活動法人しゃらく）に、法人設立や運営について必要な情報の提供や助言を行う相談窓口の設置、及び説明会の開催を委託し、NPO法人の設立支援、及び円滑な法人運営への支援を協働で行っている。	—	—	6,808千円	新型コロナウイルス感染防止のため、オンラインでの説明会の開催、WEBによる相談業務を行っている。
【2】	(1)	介護サービスの提供	介護人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ支援金 高齢者介護士認定制度合格者が介護福祉士国家資格を取得するまで（最長5年）、支援金（10,000円/月）を給付する。（令和3年度対象者：89人） ・住宅手当補助事業 新たに介護職員を採用した法人に対し、住宅手当支給額等の一部を補助（上限14,000円/月）する。（令和3年度対象者：46事業所・305人） ・潜在的介護職員の復職を支援する講習 介護福祉士資格所持者、または実務者研修、介護職員初任者研修修了者等で、将来復職することを検討している者を対象に、最近の制度改正動向、移動介助、着脱介助、排泄介助等、知識や技術について講習会を実施。（令和3年度実績：11人（3回）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県が実施している福祉人材確保策と連携・調整を図りながら、引き続き、市独自の施策として高齢者介護士認定制度、同制度合格者に対するキャリアアップ支援事業、新規採用職員に関する住宅手当補助事業、潜在的介護職員の復職を支援する講習の実施、介護現場への外国人受入れ制度のセミナーの開催、介護職員の安全対策の支援など、「人材確保」・「定着」・「育成」の3本柱による施策を進めていく。 ・今後重要となる外国人介護人材の受入促進・受入後の更なる支援体制構築について検討していく。 ・介護ロボット・ICT・AIの活用推進について庁内の関係部署と連携し、介護サービス事業所の業務効率化・労働環境の改善を図っていくことも必要。 	再就職セミナー受講者数	潜在的介護職員の復職を支援する講習：11人（3回）	38,070千円	講習受講方法は「会場」もしくは「オンライン」での参加の2パターンを用意して、実施。
【2】	(1)	介護サービスの提供	地域包括ケアシステム（地域ケア会議）	<p>コロナ禍での高齢者の課題を含めた地域課題の把握や、課題解決のための地域づくり・資源開発について、あんしんすこやかセンターレベル、区レベル、市レベルで検討を行った。</p> <p>地域ケア会議（市主催）：1回 地域ケア会議（区主催）：7区 10回 地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：172回</p>	地域住民、福祉医療関係者（ケアマネ等）など地域に関係するすべての方が参加対象	地域ケア会議開催数（あんしんすこやかセンター主催、区主催、市主催）	地域ケア会議（市主催）：1回 地域ケア会議（区主催）：7区 10回 地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：172回 （※新型コロナウイルス感染症の影響により、区・センター主催の開催回数が減少）	3,024千円	コロナ禍で集合型の会議開催が難しい状況があるが、感染対策の徹底や人数調整、オンライン開催・書面開催など、地域の実情に合わせて、工夫しながら開催している。
【2】	(1)	介護サービスの提供	医療・介護の一体的サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の公募で、2事業所を選定。 ・県事業者連絡会主催の市内のケアマネジャーや介護事業者を対象にした研修にて、定期巡回・随時対応型訪問介護サービスの普及啓発を行う場合、研修の周知協力を実施 	在宅介護高齢者への定期巡回・随時対応型訪問介護サービス。サービスの整備拡大と普及啓発を図るため、引き続き事業所の公募とケアマネジャー等への普及啓発を実施する。	—	—	109千円	市内のケアマネジャーや介護事業者を対象にした研修をオンライン形式で実施。
【2】	(1)	障害福祉サービスの提供	障害者相談支援センター（旧：障害者地域生活支援センター）	<p>障害者相談支援センターまで相談に来ることが難しい障害者に対し、区や関係機関からの情報提供や訪問依頼を受けて、訪問・面接を行い、障害福祉サービスの利用調整など必要な支援を行った。</p> <p>また、令和3年11月には、さんちかゆめ広場に障害者相談支援センターの案内ポスターを掲示し、市民の相談窓口としてのセンターの役割周知を図った。</p>	<p>障害者の相談対応</p> <p>障害者、障害児及びその家族等から様々な相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等を行うとともに、処遇困難ケースの対応などを行う。</p> <p>その他、地域の中心的役割を担う機関として、計画相談支援を含む地域の事業者等への専門的な指導・助言をしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言106件 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援4件 	285,299千円	令和3年7月より、障害者相談支援センター職員による障害者等のワクチン接種支援を行った。具体的には、接種予約支援や接種会場への同行、またワクチン接種を受けることが困難である障害者等の把握や接種支援等を行った。

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【2】	(1)	障害福祉サービスの提供	障害者地域生活支援拠点 (旧: 障害者支援センター)	各区1か所の整備が完了した。 令和3年度の第29回神戸市自立支援協議会運営協議会にて「運営状況の検証および検討」にかかる評価項目についての検討を行った。	障害者の相談対応に加え、通所サービスや短期入所における緊急受入、障害者見守り支援、災害時の要援護者支援体制の構築などを行う。	・地域生活支援拠点の整備数	・地域生活支援拠点の整備数 9か所	692,186千円	障害者見守り支援において、コロナ禍で訪問が難しい場合に、チラシを投函・郵送することにより事業の周知に努めた。
【2】	(1)	子育て環境の確保	保育人材の確保・定着	・保育人材の確保・定着促進にかかる一時金の交付を実施。市内保育所等に勤務する1年目の保育士に40万円、2年目の保育士に30万円、3～7年目の保育士に20万円を支給した。 ・保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金の交付を実施。保育所等が1～7年目の保育士等のための宿舍を借り上げる費用について、月額8.2万円までの補助を行い、令和3年度の新規採用者で市外から転入した者に限り、月額最大10万円の補助を行った。	処遇改善、6つのいいね (給料、家賃、奨学金、保育料、パート、学び)	いいね! 項目の実績 →毎年、HPを更新	①給料 2,564名 ②家賃 1,104名 ③奨学金 621名 ④保育料 103名 ⑤パート 52名 ⑥学び ・保育士資格取得 8施設 10名 ・養成校卒業による資格取得 6施設 6名 ・キャリアアップ研修 1,380名	1,603,901千円	—
【2】	(1)	福祉情報の提供	神戸ケアネット	HP総点検を実施。 ページのアクセス数等を目安に不要なページの削減、分かり辛い表現・表記の見直し等を行い、より市民目線に立ったHPの調整を行った。	認知度と使いやすさの向上 (リンクの貼り方やカテゴリーの工夫)	—	総ページの内 「15.2%」を削減。 (21,749⇒18,443)	—	コロナに伴う、支給支援事業等の通知を各主要ページにリンク掲載。
【2】	(1)	福祉情報の提供	子育て情報の発信	必要な方に必要な情報を届けるという観点から、神戸市子育て応援サイト「ママフレ」を中心に、「切れない子育て支援」や「子育て環境の良さ」をわかりやすく市内外に情報発信した。 また、市民目線で子育て情報を発信する「KOBEMAMAフレ部」を充実し、神戸市で実際に子育てをする市員による子育て情報の発信と市の子育て支援に関する情報を織り交ぜて展開した	神戸市子育て応援サイト「ママフレ」やこようべ子育て応援メール、KOBEMAMAフレ部、子育てするなら神戸! 100の理由、KOBEMAMAフレ部、子育てコレクション、KOBEMAMAフレ部、子育て応援団、不動産業者への広報などを推進	—	—	5,086千円	・子育て応援サイト「ママフレ」において、コロナ禍でつながりが希薄になりがちな子育て世帯等の保護者の悩みや不安の軽減を図るため、小児科医や精神科医など専門職の知見をコラム形式で掲載するリレーコラムを開始した。 ・こようべ子育て応援メールにおいて、新型コロナウイルス感染症関連情報や支援制度等の情報発信を行った。 ・KOBEMAMAフレ部での情報発信において、おうち時間の過ごし方のヒントとなる情報等を展開した。
【2】	(1)	包括的な相談体制	地域福祉ネットワーク事業	多様化・複雑化する住民ニーズや制度の狭間にあるニーズをキャッチし、専門機関と連携して課題解決する仕組みづくりを推進した。	制度の狭間や社会的孤立など複雑多様化する福祉課題について、地域で解決できる地域ネットワークづくりを行う「地域福祉ネットワーク」を配置し、地域での役割や居場所づくりを進め、生活困窮者等の多様な支援の出口の創設や地域づくりを行う	新規相談件数	689件	168,366千円	コロナ禍により顕在化された生活困窮者に対し、食糧支援や物品配布を実施
【2】	(1)	包括的な相談体制	くらし支援窓口	専任の相談員が様々な理由で経済的に困窮している状況についてお聞きし、相談支援や、ハローワークと連携した就労支援、家計管理に関する相談、また相談の内容によっては他の窓口へつなぐなど、解決に向けて寄り添った支援を実施した。新型コロナウイルスも影響により令和2年度に急増した新規相談件数は落ち着いてきているもの令和元年度と比較すると依然として多い状況。 【新規相談件数】 令和元年度: 2,234件 令和2年度: 17,232件 令和3年度: 9,952件	くらし支援窓口では、生活困窮者からの相談を広く受けるとともに、個別のニーズに応えるため、法に基づいた各種支援を実施している	個別支援を実施したもののうち、自立に向けた目標の達成などにより支援を終える割合	プラン作成件数: 911件 終結件数: 628件	184,248千円	相談支援員兼就労支援員を増員し、コロナ禍で増加した相談業務に対応した。

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【2】	(1)	包括的な相談体制	住居確保給付金	新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度よりは落ち着いてきているものの令和元年度と比較すると依然として多い状況。 【支給決定件数】 令和元年度：123件 令和2年度：2,910件 令和3年度：1,442件	くらし支援窓口を利用する方のうち、離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、3ヶ月間を限度に家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。	支給決定件数	1,442件	327,654千円	コロナ禍の追加支援策として、3か月間に限り、住居確保給付金の再支給が可能。
【2】	(1)	包括的な相談体制	家計改善支援事業	家計の収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等を対象に専門的な観点から、適正な家計収支への助言・指導等のきめ細かい支援を実施した。	H28年度から、くらし支援窓口を利用する生活困窮者を対象に家計相談支援事業を実施し、専門の相談員が家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じている。家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援している。令和元年度からは、対象を生活保護世帯にも拡大している。	利用件数	371件	11,530千円	—
【2】	(1)	ひきこもり支援室の運営	ひきこもり支援室の運営	・R3年度相談件数は2,418件、相談実人数は413人 ・区役所での定期相談会は224回開催、相談件数は148件 ・精神科医師等からなる専門職チーム派遣は46件(24人)、訪問13件(6人) ・家族教室は3コース(12回)26家族37人が参加。「8050」家族教室1回39人参加 ・家族の居場所は7回57人参加 ・学校担当ソーシャルワーカーによる支援は99人 ・就労支援は4人支援(内3人就職) ・サポーター養成講座は(基礎編)78人受講、(実践編)61人受講 ・サポーター派遣は、19人を延べ63回派遣 ・分身ロボット(OriHime)を活用した当事者居場所体験は6件(R3.12月より開始) ・しあわせの村内農福連携事業を活用した農業体験に4人84回参加。農業学校に連1人 ・障害者地域活動支援センターや区社会福祉協議会が運営する居場所へ17人参加	増大する相談需要へ対応するため、令和2年2月3日に、ひきこもり支援の中核を担う「神戸ひきこもり支援室」を開設。 当室は、①複雑多様な課題に適切に対応できる、ワンストップ型の相談窓口であり、②各関係機関とのネットワークを構築し相談情報の一元化と情報連携を進める。また、③ひきこもりに特化した第一次相談窓口であるとともに居場所の設置等総合支援拠点となる。 令和2年度からは本格稼働し、拠点型・アウトリーチ型双方の利点を活かしながら相談者に寄り添う相談支援業務に加えて、区での定期相談会や就労支援等の事業を実施している。令和3年10月22日に有識者から成るひきこもり支援連絡会を開催し、開設後1年間の評価として「効果は明らか」「就労だけでなく多様な社会参加支援を」とのご意見をいただいている。	・研修会、講習会開催数：13回(令和2年度実績、3年度以降も同程度見込み) ・サポーター登録数：93人(令和2年度実績、3年度以降も同程度見込み) ・ひきこもり状態にある就職氷河期世代の方のアウトリーチ型の相談：33人(令和2年度実績、3年度以降も同程度見込み)	・研修会、講習会開催数：14回 ・サポーター登録数：93人 ・ひきこもり状態にある氷河期世代の方のアウトリーチ型の相談：55件	22,691千円	・zoomを活用したオンライン面談をR3.8月より実施(R3年度実績：12件) ・分身ロボット(OriHime)を活用した当事者居場所体験をR3.12月より実施(R3年度実績：6件)
【2】	(1)	貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援	ハローワーク業務の一体的運営	福祉事務所へハローワークの窓口を設置することで、就労支援事業を一体的に実施している。未設置の西区にはナビゲーターが巡回し対応している。西区へは令和4年度内に設置予定。	福祉事務所へのハローワークの設置、未設置(西、北須磨、北神)にはナビゲーターが巡回。	利用状況	支援者数 2313名 就職者数 1301名	0千円	緊急事態宣言下では原則事業を中止していたが、現在は感染症拡大防止に努めながら実施している。
【2】	(1)	貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援	就労準備支援事業	就労に必要な知識や技能の不足、生活習慣の課題等、直ちに求職活動を行うことが難しい方に対し、基礎能力の形成や就労体験の提供等、個々に合わせた支援を行っている。	就労に必要な知識や技能の不足、生活習慣の課題等、直ちに求職活動を行うことが難しい方に対し、基礎能力の形成や就労体験の提供等、個々に合わせた支援を行っている。	利用状況	新規利用者数 58名 就職者数 15名	23,378千円	緊急事態宣言下では原則事業を中止していたが、現在は感染症拡大防止に努めながら実施している。
【2】	(1)	貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援	就労訓練事業所の認定	直ちに一般就労を目指すことが困難な方に対して、一般就労に就く上で必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所(現在22か所)を認定することで、円滑な就職及び世帯の自立の助長を支援している。	直ちに一般就労を目指すことが困難な方に対して、一般就労に就く上で必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所を認定することで、円滑な就職及び世帯の自立の助長を支援。	事業所数	22か所	47千円	緊急事態宣言下では原則事業を中止していたが、現在は感染症拡大防止に努めながら実施している。
【2】	(1)	貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援	学習支援事業	生活保護世帯・生活困窮世帯等の小中学生に対して学習の機会を提供した。 緊急事態宣言中は、リモートに切り替えるなど、感染予防を徹底しながら実施することができた。	生活困窮者に対する学習支援。現在は中学1年生～高校3年生を対象に、全ての区(12か所)で学習支援を実施している。	中3の高校進学率	97%	43,129千円	【ICTを活用した学習支援事業】 従来の集合型学習支援に加え、経済的な事情や、不登校・長期入院による学力格差が懸念される中学生等に対して、同時双方向型のオンラインによる個別学習支援を実施。自宅からオンラインで出席できるのでコロナ禍においても感染のリスクがない。 (令和3年度未登録者数：329人)

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【2】	(1)	貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援	学力向上支援	2区12校で、学校内外・年間を通じた学習支援を実施した。	小学校時代の基礎学力の向上に着目し、学校内外・年間を通じた学習支援 (一部の区、H30～)	実施区数	2区12校で実施	10,856千円	-
【2】	(1)	貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援	ほっとかへんネット	引き続き、各区の社会福祉法人が地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行っている。	各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う	①参加法人数 ②開催会議数	①279法人 ②70回	72千円	オンラインを用いた総会や講演会、研修会を実施
【2】	(1)	貧困の世帯間連鎖の防止、就労支援	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する支援は、「就業支援策」「子育て・生活支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」と4つの柱を据えて、総合的に施策展開している。「就業支援策」に関しては、各区役所、ひとり親家庭支援センターにおいて、就業相談に応じている。また、資格取得による中長期的な自立を支援するため、高等職業訓練促進進給付金や、自立支援教育訓練給付金の支給、就職に有利な資格取得支援事業などを実施している。令和3年度は、SNSを活用した、就業相談から斡旋までワンストップで行う事業を開始した。また、養育費確保策の強化として養育費・面会交流等専門相談と弁護士による法律相談の相談枠の増枠を行った。	就業支援については、各区役所、ひとり親家庭支援センターにおいて、就業相談に応じている。また、資格取得による中長期的な自立を支援するため、高等職業訓練促進進給付金や、自立支援教育訓練給付金の支給、就職に有利な資格取得支援事業などを実施している。	①就業相談件数 ②資格取得支援事業受講者数	①246人 ②194人	①5522千円 ②5829千円	就業相談については、WEB (ZOOM) 相談・電話相談にも対応。直接来所しなくても相談できる体制を継続した。資格取得講座についても引き続きWEBで受講する形式で実施した。また、SNSを活用した就業相談事業により、相談から斡旋までオンラインで行うことができるサービスを開始した。
【2】	(1)	貧困の世帯間連鎖の防止、こども・若者ケアラーへの支援	こども・若者ケアラーへの支援	・令和3年6月「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」を開設。 (開設場所：総合福祉センター1階) ・令和3年10月 交流と情報交換の場「ふうのひろば」を開設。 (委託先：こようニュースネット 1回/月 神戸市青少年会館で開催) ・広報：ポスター (600部)・チラシ (5万枚) の配布 研修：区役所職員 約1,000名 関係者 51か所 2,750名	家族にケアを要する人がいることで、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているこども・若者ケアラーについて、関係者及び当事者からの相談を受け付け、支援の調整を担う窓口を設置し、個別の支援に取り組む。 また、こども・若者ケアラーは当事者に自覚が無いケースが多いため、身近で接する関係者の理解促進に取り組みとともに、気持ちの整理等を目的とした当事者同士の交流・情報交換の場を設置・運営する。	①相談件数 ②交流・情報交換の場設置数・開催回数・参加者数	・相談件数 159件 ・交流・情報交換の場設置数 1か所 開催回数 5回 参加者数 12人 (延べ人数)	16,337千円	・交流・情報交換の場の会場に参加できない当事者のために、オンラインでの参加にも対応。
【2】	(2)	居場所づくり (生きがいづくり、子育て支援・健全育成)	居場所づくり	居場所の意義や必要性を学べる研修、実際の進め方や効果等の情報共有を行い、区の特色を活かした居場所の全市展開を実施。	社会的な孤立を背景として、生活課題を抱える市民を支援することを目的に、地域とのつながりや役割を感じられる居場所や、就労に向けた体験の場づくりをすすめている。	箇所数	14か所	167千円	コロナ禍による更なる孤立防止を目的として、一部居場所は人数を限定して継続実施
【2】	(2)	居場所づくり (生きがいづくり、子育て支援・健全育成)	若年層の自立支援事業	働くことに悩みを抱える若者に対して就労に向けた支援を行うことを目的に、(一社) キャリアエールが国より委託を受け、「こよう若者サポートステーション事業」を青少年会館内で実施しており、市は国委託事業に上乗せして心理カウンセリングやキャリア形成相談などを行った。 新型コロナウイルス感染症防止対応方針に基づいた青少年会館の臨時休業及び利用制限に伴い、来館を伴う業務 (PCスキルアップ講座) を取りやめる措置や、相談の登録を行った者に対して、対面からオンライン相談への変更を行った。	働くことに悩みを抱える若者に対して就労に向けた支援を行うことを目的に、(一社) キャリアエールが国より委託を受け、「こよう若者サポートステーション事業」を青少年会館内で実施している。市は国委託事業に上乗せして心理カウンセリングやキャリア形成相談などを行う。	①キャリアカウンセリング相談件数 (延べ) ②心理カウンセリング相談件数 (延べ) ③進路決定者数	①1,465件 ②204件 ③113人	2,548千円	緊急事態宣言期間中は基本的に対面からオンライン相談に変更し、その他の期間は、状況やニーズに応じて対面とオンラインの併用により対応した。
【2】	(2)	居場所づくり (生きがいづくり、子育て支援・健全育成)	子どもの居場所づくり	ひとり親や共働き家庭で夜遅くまで一人で過ごすなど、課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより子どもたちの育ちを支援することを目的として、地域団体等が行う多様な取り組みに対して、補助金の交付を行う。 R3市補助採択団体数：70団体	ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりり過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより子どもたちの育ちを支援することを目的として、地域団体等が行う多様な取り組みに対して補助金を交付する。	補助金交付団体数	R3市補助採択団体数：70団体 ※R3年度より既存の補助制度とテイクアウト型補助を一本化。	82,256千円	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、あるいは調理設備のある場所が確保できず、調理をすることが困難な場合において、お弁当等による食事の提供に変更する場合も補助対象とした。

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【2】	(2)	ダイバーシティの理解	人権啓発事業	市民を対象とした映画会(親子映画大会・多様性を考える映画会)の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」の配布、研修用DVDの貸出し等を実施し、人権啓発に取組んだ。	市民を対象とした映画会(ハートフルシネマサロン、親子映画大会)や講演会(市民のつどい)の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」の配布、研修用DVDの貸出し等を実施し、人権啓発に取組む。	人権啓発事業参加人数、 「あすへの飛翔」発行部数	ハートフルサロン 中止 親子映画大会 165人 市民のつどい 中止 多様性を考える映画会 243人 あすへの飛翔 15,000部	3,341千円	講演会における対応 ・当初予定していた講師へのインタビュー記事を神戸新聞へ掲載し、市民への啓発を図った 映画会における対応 ・募集人数の削減、事前申込制への変更 ・参加者に対し検温の実施、マスク着用、手指消毒の呼びかけ
【2】	(2)	ダイバーシティの理解	マイノリティに対する支援	マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することのないよう、市民啓発事業の映画会や講演会、啓発資料の配布等を実施した。	マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することのないよう、市民啓発事業の映画会や講演会、啓発資料の配布等を実施。	人権啓発事業に含む	人権啓発事業に含む	人権啓発事業に含む	人権啓発事業に含む
【2】	(2)	ダイバーシティの理解	総合的な日本語学習プラットフォームの構築	在住外国人の自立的な社会生活および地域社会への参加を支援するため、神戸国際コミュニティセンターにおいて日本語学習環境の提供および地域日本語教室の支援を実施している。 令和3年度は、神戸国際コミュニティセンターの拠点再編を行い、新長田本部及び新たに設置した三宮・御影の「にほんごプラザ」の3拠点において、オンラインや夜間を含む初級日本語教室を開催し、日本語学習機会を拡大した。 引き続き目標達成のために取り組んでいく。	在住外国人の自立的な社会生活および地域社会への参加を支援するため、神戸国際コミュニティセンターにおいて日本語学習環境の提供および地域日本語教室の支援を実施している。	市内日本語学習関連拠点の維持・拡充：55か所(令和7年度)(地域日本語サポートセンター・地域日本語教室・日本語学校等)	・市内日本語学習関連拠点：51か所 ・地域日本語教室における学習者数：961人 ・企業等への日本語教師の紹介件数：2件	48,299千円	・学習効果の面からできるだけ対面授業を継続すべく、定員を減らした。 ・ボランティア養成講座に関しても、コロナの感染者数が減少している時期を狙って、定員を減らして対面で実施した。 ・上記両方とも、グループワークを減らし、受講者同士の接触がないように気を配った。
【2】	(2)	ダイバーシティの理解	在住外国人への情報発信及び言語サービスの充実	コミュニケーション上の課題を抱える外国人への支援として、神戸国際コミュニティセンターにおいてワンストップ相談窓口を運営し、多言語による情報提供・相談体制及び通訳サービスを提供している。量的指標を達成するため、宗教施設や外国食材店など拠点拡大へヒアリングを行うなど取組を行っている。また、庁内文書の多言語化については、全庁横断的に取り組むため、現状についての把握を行った。また、やさしい日本語導入を促進するため、庁内で部会を設け、行政文書の多言語化を促進した。	コミュニケーション上の課題を抱える外国人への支援として、神戸国際コミュニティセンターにおいてワンストップ相談窓口を運営し、多言語による情報提供・相談体制及び通訳サービスを提供。また、外国人の方も安心して医療機関を受診できるように、医療通訳システムへの助成を実施している。	・外国人も対象となる広報物の多言語(英中越・やさしい日本語)対応率100% ・外国人向け双方向型情報共有ネットワークの提携拠点を全区に、合計100拠点設置	・対象文書及び多言語対応率を把握するために全庁照会を行った結果、87文書中67文書が多言語対応していた。 対応率：約77% ・外国人向け双方向型情報共有ネットワークの提携拠点を全区に、53拠点設置。	274千円	昨年度に引き続き、神戸市のホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する多言語版特設ページを設け、動画も交えて、市内感染者発生状況や相談窓口、ワクチン等に関する情報発信や感染拡大防止のための啓発を実施。
【2】	(2)	ダイバーシティの理解	在住外国人との相互理解の推進	外国人の地域社会への参加を促進するため、多文化共生の推進拠点「ふたば国際プラザ」で在住外国人と地域住民との交流事業を実施するとともに、外国人留学生等を地域行事等に派遣し、通訳支援・情報発信に従事いただく「多文化交流員制度」を実施している。多文化共生推進拠点は令和3年度に4拠点に拡大し、新型コロナウイルスを考慮しつつ、拠点周知による認知度を向上させ、拠点での交流イベント開催を通じて来館者数が増えるよう積極的な事業展開をしている。	外国人の地域社会への参加を促進するため、多文化共生の推進拠点「ふたば国際プラザ」で在住外国人と地域住民との交流事業を実施するとともに、外国人留学生等を地域行事等に派遣し、通訳支援・情報発信に従事いただく「多文化交流員制度」を実施している。	・多文化共生推進拠点の増設(2→3か所) ・拠点への年間合計来館者数60,000人 ・多文化交流員等の年間派遣件数100件	・4か所(神戸国際コミュニティセンター・ふたば国際プラザ・御影にほんごプラザ・三宮にほんごプラザ) ・拠点への年間合計来館者数：21,832人 ・7件(多文化交流員派遣) 30件(児童館への留学生派遣)	63,959千円	ホームページやSNSを通じて新型コロナに関する情報提供を行うとともに、電話や来館による相談受付を実施。

方針	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【2】	(2)	しごとの確保、しごとづくり	しごとサポート	市内4か所のしごとサポート（東部・北部・中部・西部 ※ICT除く）において、ネットワークをはじめとする関係機関と連携しながら障がい者の就労支援に取り組んでいる。	(1) しごとサポート中部 全市的な就労支援の拠点として、労働、福祉、医療、教育等関係機関及び企業等との連携を図りながら就労相談や職場開拓、就職後の職場定着支援などを行う。 (2) しごとサポート東部・北部・西部 地域の労働、福祉、医療、教育等関係機関及び企業等との連携を図り、障がい者の地域生活に密着した就労支援体制を充実させるため、就労相談や職場開拓、就職後の職場定着支援などを行う。	・しごとサポートからの就職者数 ・しごとサポート支援の職場定着率	就職件数 225件 職場定着率 89.5%	90,869千円	コロナ禍において、外出が困難である障がい者の相談などに可能な範囲でZOOMなども利用し取り組んだ。
【2】	(2)	しごとの確保、しごとづくり	障がい者の短時間雇用の創出に向けた取組み	障がい者雇用率制度や雇用関係助成金制度においては、週20時間以上の労働者を対象としているため、働く力があるにも関わらず、個々の障がい特性等から長時間の就労が困難な方の社会参加が促進されにくい状況にある。そのため、そういった状況にある障がい者等の社会促進を図るため週20時間に満たない労働（超短時間雇用）の拡充に取り組んでいる。	個々の障がい特性から長時間の就労が困難な障がい者等に対して、東京大学先端科学技術研究センターと連携して、週20時間未満の超短時間雇用を推進している。 しごとサポート西部に「短時間雇用創出コーディネーター」を配置し、協力企業の開拓を行うほか、各しごとサポートにおいて障がい者とのマッチングを行っている。	・マッチング件数	8社・11名	7,947千円	関係機関等の連絡調整等について、ZOOMなどを用いてコロナ禍においても積極的な情報交換を行った。
【2】	(2)	権利擁護、障がい者虐待防止	障害者差別解消法施行にかかる取組み	(1) 神戸市「障害者差別に関する相談窓口」における相談対応 (2) 市民啓発（障がい啓発ポスターの掲出・チラシ・リーフレットの配布、イベント等での啓発グッズ配布、出前トークの実施など） (3) 障害者差別解消法 階層別職員研修 (4) 神戸市障害者差別解消支援地域協議会 開催	相談体制づくり、関係機関のネットワークづくり、市職員の対応力アップ、啓発活動。（「神戸市障がい者保健福祉計画2020」P20参照）		障害者差別に関する相談窓口における相談対応件数 76件	2,322千円	—
【2】	(2)	権利擁護、障がい者虐待防止	成年後見制度についての広報・啓発	成年後見制度利用手続き相談室について、緊急事態宣言発令時は、市民後見人による相談員活動を中止し、成年後見支援センターへの電話相談により代行した。	広報・啓発活動とともに、制度に関する相談受付の機能を神戸市成年後見支援センターが担っている。それに加え、各区役所に制度の仕組みや利用手続きの流れについて相談を受けることのできる「成年後見制度利用手続き相談室」を設置している。	成年後見の利用手続き相談室の相談件数	67件	52,129千円	緊急事態宣言時に成年後見の利用手続き相談室の開催方法を変更。
【2】	(2)	権利擁護、障がい者虐待防止	市民後見人の養成	後見人の新たな担い手として養成した、ボランティアで後見活動を行う「市民後見人」（第7期）を養成するとともに、について、登録者の資質向上に努めた。	後見人の新たな担い手として、ボランティアで後見活動を行う「市民後見人」を養成するとともに、登録者の資質向上に努めている。	市民後見人登録者数	96名	52,129千円	—
【2】	(2)	権利擁護、障がい者虐待防止	権利擁護事業	引き続き、判断能力が不十分な人が安心して地域生活をおくってもらえるよう、福祉サービス利用援助事業を実施。	判断能力が不十分な人が安心して地域生活をおくってもらえるよう、こうべ安心サポートセンターを設置して、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を実施している。	福祉サービス利用援助事業の利用者数	570件	147,775千円	・現金書留や振込送金の利用 ・生活支援員含めた体温確認、利用者宅等滞在時間の短縮
【2】	(2)	権利擁護、障がい者虐待防止	DV被害者支援	・配偶者暴力相談支援センターの運営 毎日9～17時（年末年始を除く）相談（電話・面接）、情報提供、関係機関との連絡調整等、証明書発行等を行う。 ・各区のDV相談 各区に婦人相談員を配置し、ひとり親家庭の相談とともに、DV被害者に対する福祉的支援（緊急一時保護・母子生活支援施設への入所等）を行う。 ・DV被害者支援活動補助金 DV被害者とその同伴する子に対して支援を行う民間団体の活動に補助金を交付する。（民間シェルター運営事業・同行支援事業） ・DV被害経験者サポートカフェ DV被害経験者の心のケアに役立つセミナーを開催する。 ・DV被害者等生活支援事業 DVから避難して地域で生活する者に対して家庭訪問による面談を行い、地域生活の定着に必要な支援を実施する。	神戸市配偶者暴力相談支援センターの運営、各区のDV相談（婦人相談員（職員）を配置し、ひとり親家庭の相談に応じるとともに、DV被害者に対する福祉的支援（緊急一時保護・母子生活支援施設への入所等）を行う）、民間支援団体における支援（DV被害者支援活動補助金）	モニタリング指標 ①神戸市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 ②区役所における婦人相談等に占めるDV関連相談件数 ③DV関連セミナー・講座の講座数及び受講者数 ④DV予防啓発事業（デートDV出前講座）の市立中学校・高校・高専の実施校数 ⑤DV被害者支援関係職員向け研修講座数及び年間受講者数	①3,075件 ②545件 ③16回・158人 ④中学校14校・高校1校 ⑤10回・290人	31,868千円	コロナ禍においても相談業務は継続している

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【2】	(2)	権利擁護、障がい者虐待防止	児童虐待防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センター <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、弁護士による児童虐待防止サポート、保護者向けカウンセリング、警察との連携 など ○こども家庭支援室 <ul style="list-style-type: none"> ・通告・相談受理対応、要保護児童対策地域協議会、地域ぐるみの子育て支援体制の整備 など ○児童家庭支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・地域で虐待・障害・不登校等、多様な子育て相談に対応するとともに講座や講演会を開催し、地域や家庭の子育て支援を行う ・被虐待児への訪問・面談等見守りを実施 ・こども家庭センター等の関係機関と連携 など ○広報啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・オレンジリボンキャンペーンの実施 ・子育て市民講座や虐待防止シンポジウムの開催 など 	<p>各区・支所に設置している「こども家庭支援室」と神戸市こども家庭センター（児童相談所）が、それぞれ役割分担のうえ、児童家庭支援センターや保育所・学校その他の関係機関とも連携しながら、児童虐待の防止に取り組んでいる。</p> <p>地域における身近な育児相談窓口である「こども家庭支援室」では、地域での見守りを通して家庭支援を行うことで、児童虐待の早期発見や未然防止及び再発防止につなげている。</p> <p>また、こども家庭センターでは、専門の児童福祉司や児童心理司等が子どもや家庭に関する専門的な相談に応じるとともに、虐待リスクの高い事案については、法律に基づいて子どもの一時保護等を行っており、近年の児童虐待相談件数の増加に対応するために職員体制も強化している。</p>	—	—	89,467千円	広報活動において、場所と日程を分散させて密にならないよう配慮した。
【2】	(2)	権利擁護、障がい者虐待防止	要保護児童対策地域協議会	<p>要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を11か所（10区役所＋1支所）に設置。平成29年度より、有識者を派遣し援助方針等に対するスーパーバイズを受けている。また、実務者への研修を実施し、専門性の向上に努めている。令和2年度からは家庭支援担当係長を各区・支所に1名ずつ（11名）増員し、体制強化を図った。</p>	<p>要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を11か所（10区役所＋1支所）に設置。</p> <p>児童に関わりのある地域の関係機関が情報や考え方を共有し、適切に連携することで、虐待が深刻化する前の速やかな対応や再発防止を図っている。</p>	各種会議開催数	<p>代表者会議 6回</p> <p>実務者会議 157回</p> <p>個別ケース検討会議 264回</p>	1,438千円	書面会議を導入した。
【2】	(2)	認知症対策の推進	認知症神戸モデル	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期診断・早期対応を推進するために、①認知症の疑いの有無を診る認知機能検診（第1段階）と②認知症かどうかと病名を診断する認知機能精密検査（第2段階）による2段階方式での診断助成制度を実施している。※いずれも自己負担のない仕組み。令和3年度には75歳到達者へ認知機能検診の受診券を一斉発送し、制度周知・受診促進を図った。制度開始からの受診者数：認知機能検診45,781人 認知機能精密検査9,850人（令和4年3月末時点） ・①認知症の方が起こした事故に遭われた方に支給する見舞金（全市民対象）、②認知症の方が事故を起こし賠償責任を負った場合に備えて市が加入している賠償責任保険（事前申込が必要）、③認知症の方の行方が分からなくなった際にGPSで居場所を探すことができ、家族の依頼でガードマンがかけつけるGPS安心かけつけサービス（一部有料）、④事故の際に24時間365日対応するコールセンターの、4つの安心を受けてもらえる事故救済制度を実施している。令和4年3月末時点 支給件数：18件（給付金支給：6件 賠償責任保険支給：12件）、傷害死亡・後遺障害保険（交通事故対象）で1件。賠償責任保険加入者数：6,896人 GPS安心かけつけサービス契約者数：161人（令和4年3月末時点） 	<p>認知機能検診と認知機能精密検査による2段階方式の「認知症診断助成制度」と、認知症の方が事故を起こした場合の見舞金・賠償責任による2階建ての「認知症事故救済制度」を組み合わせて実施。</p>	—	—	168,583千円	認知機能検診（第1段階）については、集団検診ではなく身近な地域の医療機関での個別実施であるため、コロナ禍においても引き続き必要な検診を実施できた。また、認知機能精密検査（第2段階）においても必要な精密検査・鑑別診断を継続実施できた。
【2】	(2)	認知症対策の推進	初期集中支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症神戸モデルを活用し、必要に応じて受診への促しや受診同行等の支援を行ったり、チームから認知症疾患医療センターに直接つなぐ仕組みも効果的に活用できた。 ・R3年度 相談対応件数：186件 自宅訪問件数：1,303件 	<p>認知症の疑いがあるものの医療・介護サービスを利用していない方や、受診拒否、認知症による行動の問題が顕著で対応に苦慮している方への対応のため、自宅を医師等の専門職のチームが訪問し介護や医療につなげ、早期受診・早期対応の支援を実施。</p>	<p>・医療・介護に繋がった者の割合</p> <p>65%以上</p>	<p>・医療・介護に繋がった者の割合</p> <p>74.51%</p>	79,321千円	地域の交流や家族との交流が減る中で、本人の状態が悪化したケースについてサービス調整し利用につなげることができた。チームの役割である集中的な訪問や、受療支援を含めた関係機関へのつなぎなど通常通りの活動を行った。オンラインでのチーム会議も開催した。

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【2】	(2)	認知症対策の推進	認知症疾患医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の鑑別診断に加え、身体合併症や周辺症状に対する急性期治療、専門医療相談などを実施している。 認知症の方とご家族の診断後の生活等に対する不安軽減を図り、円滑な日常生活が過ごせるよう、診断後の専門医療相談・日常生活支援相談を実施している。 認知症の人の状態に応じた対処についての学習の機会の提供や、認知症の方本人同士や家族同士の交流などを行う認知症サロンを実施している。 R3年度 専門医療相談件数：6,843件 診断後相談件数：6,934件 	市内7カ所に設置。認知症の鑑別診断に加え、身体合併症や周辺症状に対する急性期治療、専門医療相談などを実施。	—	—	62,392千円	オンラインや動画配信により認知症サロンを実施した。
【2】	(2)	認知症対策の推進	上記以外の治療及び介護の提供	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方、軽度認知障害 (MCI) の方を対象に、在宅生活への支援として自宅訪問し見守りや話し相手、外出支援などを行うKOBEmまもりヘルパー事業を実施している。 令和3年度：申込者33名 認知症介護に関する職場において、認知症高齢者のおかれている立場に配慮した質の高い介護と援助が行われ、認知症高齢者が尊厳を持って生活をおくることができるよう、専門職員及び認知症サポート医（推進医師）等の養成を行い、また、かかりつけ医や病院勤務の医療従事者の認知症対応力の向上を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> KOBEmまもりヘルパー 認知症または、軽度認知障害 (MCI) と診断された方が、落ち着いた在宅生活を送るための見守りや外出の付き添い等を行うヘルパーサービスを提供する 医療・介護従事者研修 医療、介護関係者の認知症への対応力を向上し、地域における連携体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療・介護従事者研修 各研修の養成数 ・認知症サポート医：256人 (2025年末まで) ・認知症介護指導者養成研修修了者数 累計44人 ・認知症介護実践リーダー研修：840人 ・認知症介護実践者研修：5,570人 ・認知症介護基礎研修：330人 (2023年度末まで。以降未定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポート医養成者数 累計205人 ・認知症介護指導者養成研修修了者数 累計44人 ・認知症介護実践リーダー研修修了者数 累計719人 ・認知症介護実践者研修修了者数 累計4,588人 ・認知症介護基礎研修修了者数 累計344人 	<ul style="list-style-type: none"> ・KOBEmまもりヘルパー 2,555千円 ・医療・介護従事者研修、認知症サポート医養成、活躍の場の提供（企業・職域型含む）※合計額 16,330千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等において、オンラインで実施した。
【2】	(2)	認知症対策の推進	地域の力を豊かにしていく（認知症サポーター養成、活躍の場の提供など）	<ul style="list-style-type: none"> 地域において認知症に対する正しい理解の浸透を図るため、地域住民や学校、企業などに対して認知症サポーター養成講座を実施している。（認知症サポーターのうち希望者を対象に、認知症の方を支援するボランティアを養成する認知症スーパーサポーター養成講座は、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により未実施。） 認知症の方の地域での見守り体制を構築するため、あんしんすこやかセンターでの声かけ訓練を実施している。 認知症の方とご家族、地域住民、専門職等が自由に参加し、気軽に交流や相談ができる地域に開かれた集いの場を認知症カフェとして登録・紹介している。令和4年3月末時点：34箇所 若年性認知症支援研修と若年性認知症デイサービス・デイケア研修を実施している（デイサービス・デイケア研修は、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により未実施）。令和3年度支援研修参加者：93名 行方不明などの心配がある在宅高齢者が事前登録を行い、あんしんすこやかセンターや警察等と情報共有、行方不明時には協力者へメールで行方不明発生情報を配信することで早期発見と保護を目指している。 令和4年3月末時点：登録者2,217名、協力者635名 	<ul style="list-style-type: none"> MCI（軽度認知障害）の方を対象としたフレイル改善通所サービスの提供 市民啓発（世界アルツハイマーデー関連、出前トーク、啓発イベント等） 認知症サポーター養成、活躍の場の提供（企業・職域型含む） 声かけ訓練 認知症カフェ 若年性認知症の人への支援充実、社会参加促進 ICTを活用した認知症の人の見守りの推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成数 サポーター数 14万人（うち企業・職域型4万人）（2023年度末まで。以降未定） 全あんしんすこやかセンターでの声かけ訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成者数 累計127,871人（うち企業・職域型30,022人） 声かけ訓練 29センターで実施 	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護従事者研修、認知症サポーター養成、活躍の場の提供（企業・職域型含む） ※合計額 16,330千円（再掲） 声かけ訓練 290千円 認知症カフェ 807千円 若年性認知症の人への支援充実、社会参加促進 305千円 ICTを活用した認知症の人の見守りの推進 11,480千円 	<ul style="list-style-type: none"> 声かけ訓練 感染予防対策のため、少人数での実施や従来よりも時間短縮して実施した。 若年性認知症の人への支援 支援者研修をオンラインで実施した。 認知症サポーター養成講座 各区開催分においては、定員を半数にして開催した。地域等への講師派遣分においては、オンラインで開催した事例もあった。※いずれも緊急事態宣言中は原則開催せず。
【2】	(2)	暮らしやすい住環境	バリアフリー住宅改修補助事業	高齢者等が現在のすまいに安全で安心して住み続けられるよう、住宅のバリアフリー化を進めている。要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者がいる世帯の住宅のバリアフリー改修工事への補助を実施。 R 3 年度実績：166件	高齢者（65歳以上）が住宅のバリアフリー改修工事を行う際の工事費用の一部に対して補助を行う	工事件数	166件	10,680千円	申請は原則郵送申請とし、非接触を心掛けた。

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【2】	(2)	暮らしやすい住環境	親子世帯の近居同居住み替え助成	離れて暮らす子世帯と親世帯が近居・同居する際の引っ越しに伴う費用を助成する。就学前児童を含む子世帯とその親が近居・同居のために移転する際、市内移転一律10万円、市外移転一律20万円を助成する。実績：R3年度 317件	高齢期や子育て期を安心して過ごせるよう、子育て世帯や若年夫婦世帯とその親世帯が近居・同居する際の住み替えにかかる費用を助成する。市内移転一律10万円、市外移転一律20万円を助成する。	住み替え助成件数：143件 (H29～R3直近5年の平均) ※R3年度は、引越費用のみ対象とし、市外及び市街地西部地域への転入は一律20万、市内移転は一律10万としている。また、他の住み替え補助制度との併用可。	実績317件	48,279千円	年度途中から電子フォーム申請化に取り組んでおり、R4年は原則電子申請のみ。
【2】	(2)	暮らしやすい住環境	サービス付き高齢者向け住宅	新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和3年度の新規登録戸数は5戸であったが、引き続き良好なサービス付き高齢者向け住宅への誘導方針に沿った登録を行い住宅の供給促進に努めていく。	良好なサービス付き高齢者向け住宅への誘導方針に沿った登録を行い住宅の供給促進に努める。	サービス付き高齢者向け住宅の登録件数	154戸	3,720千円	申請は原則郵送申請とし、非接触を心掛けた。
【2】	(2)	暮らしやすい住環境	新たな住宅セーフティネット制度の推進	制度に基づき「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」を実施し、令和3年度は2,056件の登録があった。また、令和元年度から「子育て支援セーフティネット住宅家賃補助」により、住宅確保要配慮者である子育て世帯が子育てしやすい住環境を確保するための経済的支援を実施。(令和3年度補助実績：0件)	制度に基づき「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」及び「登録住宅の入居への経済的支援」の実施及びその広報などを進めている。	セーフティネット住宅の登録件数	2056件	—	—
【3】	(1)	ほっとかへんネット	ほっとかへんネット(各区社会福祉法人連絡協議会)	引き続き、各区の社会福祉法人が地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行っている。	各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う	①参加法人数 ②開催会議数	①279法人 ②70回	72千円	オンラインを用いた総会や講演会、研修会を実施
【3】	(1)	地域福祉ネットワーク	地域福祉ネットワーク事業	多様化・複雑化する住民ニーズや制度の狭間にあるニーズをキャッチし、専門機関と連携して課題解決する仕組みづくりを推進した。	制度の狭間や社会的孤立など複雑多様化する福祉課題について、地域で解決できる地域ネットワークづくりを行う「地域福祉ネットワーク」を配置し、地域での役割や居場所づくりを進め、生活困窮者等の多様な支援の出口の創設や地域づくりを行う	新規相談件数	689件	168,366千円	コロナ禍により顕在化された生活困窮者に対し、食糧支援や物品配布を実施
【3】	(1)	自立支援協議会	自立支援協議会	地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための場として神戸市自立支援協議会を、各区内の障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する仕組みについて協議を行うための場として、各区に区自立支援協議会を設置している。令和3年度は、令和4年2月に第29回神戸市自立支援協議会運営協議会を開催した。区自立支援協議会では、全体会、作業部会、個別支援会議、ネットワーク構築や活性化のためのイベント(講演会)等を実施している。	自立支援協議会は、障害者自立支援法施行規則第65条の10で、「連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」として位置づけられている。都道府県、市町村ごとで整備され、神戸市では「市協議会」と「各区協議会」との2層構造になっているのが大きな特徴で、それぞれで役割が違う。「市協議会」は「区協議会」から上がってくる課題を検討する役割を担っている。また、医師や弁護士などの専門職を「区協議会」に派遣し、助言、コンサルテーションなどを行う後方支援もしている。区によって抱えている課題が様々なため、「区協議会」は地域の特性をふまえて各区の趣向をこらした運営をしている。	地域の相談機関との連携強化の取組み(自立支援協議会の運営部会、作業部会の実施回数)	地域の相談機関との連携強化の取組み 451件	31,425千円	リモートでの実施が可能な部会については、テレビ電話を使用して開催した。

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)	
	【3】	(1)	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を11か所（10区役所+1支所）に設置。平成29年度より、有識者を派遣し援助方針等に対するスーパーバイズを受けている。また、実務者への研修を実施し、専門性の向上に努めている。令和2年度からは家庭支援担当係長を各区・支所に1名ずつ（11名）増員し、体制強化を図った。	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を11か所（10区役所+1支所）に設置。 児童に関わりのある地域の関係機関が情報や考え方を共有し、適切に連携することで、虐待が深刻化する前の速やかな対応や再発防止を図っている。	各種会議開催数	代表者会議 6回 実務者会議 157回 個別ケース検討会議 264回	1,438千円	書面会議を導入した。
	【3】	(1)	地域包括ケアシステム（地域ケア会議）	地域包括ケアシステム（地域ケア会議）	コロナ禍での高齢者の課題を含めた地域課題の把握や、課題解決のための地域づくり・資源開発について、あんしんすこやかセンターレベル、区レベル、市レベルで検討を行った。 地域ケア会議（市主催）：1回 地域ケア会議（区主催）：7区 10回 地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：172回	地域住民、福祉医療関係者（ケアマネ等）など地域に関係するすべての方が参加対象	地域ケア会議開催数（あんしんすこやかセンター主催、区主催、市主催）	地域ケア会議（市主催）：1回 地域ケア会議（区主催）：7区 10回 地域ケア会議（あんしんすこやかセンター主催）：172回 （※新型コロナウイルス感染症の影響により、区・センター主催の開催回数が減少）	3,024千円	コロナ禍で集合型の会議開催が難しい状況があるが、感染対策の徹底や人数調整、オンライン開催・書面開催など、地域の実情に合わせ、工夫しながら開催している。
	【3】	(1)	地域包括ケアシステム（地域ケア会議）	地域包括ケアシステムづくり	〈地域包括ケア推進部会〉 令和3年度：1回（書面開催） 〈健康寿命延伸のための介護予防専門部会〉 令和3年度：1回（WEB開催） 〈多職種連携による口腔機能管理に関する専門部会〉 令和3年度：1回（書面開催）	医療・介護の連携強化のため、医療・介護関係者及び行政からなる「神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会」を設置。また、専門的かつ集中的に取り組むべき課題について対応するため「介護予防」「医療・介護連携」「在宅療養者の服薬管理」「春取り支援」「口腔機能管理」の5つの専門部会を設置。	各種会議開催数	会議開催件数：3回 取組み状況（R3）と同様	197千円	地域包括ケア推進部会及び各専門部会は、感染拡大防止の観点から書面及びwebでの開催とした。
	【3】	(1)	民間事業者のさらなる連携	民間事業者との連携（通報）	・令和3年度中に新たに2事業者と協定を締結（計37事業者/令和4年3月末時点）。 ・令和3年度中の事業者からの通報件数は過去最多の116件。	民間事業者が通常業務における高齢者との関わりの中で、普段と様子が異なるなど異変を感じた際に、当該地域所管のあんしんすこやかセンターに通報する。（協力事業者は、市と協定を締結。）	通報件数	116件	2千円	—
	【3】	(1)	民間事業者のさらなる連携	医療介護サポートセンター	令和3年度実績 ・相談件数：1,119件 ・多職種連携会議：160回、4,152人	在宅医療と介護を結びつける連携拠点として、「医療介護サポートセンター」を設置。医療介護関係者からの在宅医療等に関する相談を受け付けるとともに、多職種向けの研修会や事例検討会、市民向け講座を開催。	相談件数等	相談件数：1,119件 多職種連携会議：160回、4,152人 取組み状況（R3）と同様	136,920千円	感染拡大防止の観点からWEB会議を取り入れて実施した。
	【3】	(1)	民間事業者のさらなる連携	スキルアップ・福祉の仲間づくり研修	入職後2～3年目の市内介護保険施設等職員7名が2グループに分かれて、10月から約4ヶ月間グループ研究を実施。令和4年2月18日に研究発表会を開催。 研究発表内容 A班：認知症へのコミュニケーションのとり方 B班：笑顔は元気の源	福祉・介護の仕事に携わる職員を対象とした研修会。講義や演習、受講者が自由に設定したテーマに沿って行う共同研究などを実施し、知識・技術の向上と職場を越えたネットワーク作りを支援することで、福祉・介護人材の育成と定着促進をはかっている。（市民福祉大学へ事業委託） R4～予算措置見送りにより、事業終了。	参加者数	7名	1,040千円	グループ研究については、ICT（LINEWORKS）を活用し、リモートにて実施

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【3】	(1)	要援護者支援	福祉避難所の整備	・福祉避難所数は、令和2年度と変わらず398施設 ・令和2年度より開始している福祉避難所開設運営訓練について、高齢者施設、障害者施設30施設で実施（昨年度から合計38施設訓練実施済）	災害時の避難生活において何らかの特別な配慮を要する要援護者の避難先として、社会福祉施設等を二次的な避難所である福祉避難所として指定していく。（各施設連盟等と協定を締結）	福祉避難所指定数、訓練実施施設数	・福祉避難所数 398施設 ・福祉避難所開設運営訓練実施済み施設数 38施設	4,556千円	・コロナを踏まえた避難所運営の検討を依頼した。
【3】	(1)	要援護者支援	要援護者支援センター	・令和3年度においても、21施設全てで基幹福祉避難所開設運営訓練を実施。	災害時には即時に開設する「基幹福祉避難所」の機能を持つ機関として、関係機関と連携しながら、平時から災害に備えた要援護者の支援体制の推進を図る。	—	—	48,300千円	・コロナを踏まえた基幹福祉避難所運営の検討を依頼した。
【3】	(1)	地域コミュニティとの連携	地域コミュニティ施策	多様な地域特性に応じた地域コミュニティ施策を推進し、多世代交流等を通じた地域コミュニティの活性化を促進するとともに、今後の地域活動の場のあり方について、「地域活動の場づくりに関するワーキンググループ」にて検討を行った。 ① ふれあいのまちづくり事業では、子育て世代の利用や多世代交流等を通じて地域コミュニティの活性化が促されるよう、ふれあいのまちづくり協議会が実施する地域活動に対する助成制度を拡充した。 ② 「withコロナ」時代に対応した新しい生活様式による地域活動（接触機会を減らした活動）の実践を図るとともに、多世代交流や若年世代の住民の利活用を促進するため、地域福祉センター191箇所（公衆Wi-Fi）を整備した。（新築・大規模改修等により施工できなかった地域福祉センター4箇所を除く） ③ こどもの居場所づくり事業に取り組む団体等が空き家等を活用する際に、その家賃経費の一部を助成するモデル事業を実施し、5団体に助成金の交付を行った。	地域の実情に応じて、本庁と区役所などが企業、大学、NPOなど様々な力を活用し、地域コミュニティ施策を推進。現在の基本指針の目標等を継続して取り組んでいく。	—	—	70,150千円	・昨年度と同様、社会情勢に応じて「地域活動についての新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を作成し、HPに掲載。
【3】	(1)	地域コミュニティとの連携	地域の基礎データ	国勢調査結果のデータ整備の準備期間	地域の実情や課題の共有を促進するため、地域に関するデータを分かりやすく提供していく。	—	—	374千円	—
【3】	(1)	地域コミュニティとの連携	協働と参画の推進助成	・「協働と参画」推進助成として4助成（テーマ別助成、一般助成、被災地等支援助成、認定NPO等支援助成）を実施し、計13団体を採択した。採択団体は、神戸市と協働をしながら活動を行った。 ・上記4助成のうち、テーマ別助成では下記3つのテーマで募集を行い、計5団体に助成を行った。 ① 孤立しがちな家庭への支援 ② 多文化共生のまちづくり ③ 地域活動におけるICT活用時の課題解決 ・被災地等支援助成のうち、全国各地の被災地での支援活動では、復興・復旧に関するノウハウを被災地に移転するという観点で団体を採択し、採択団体は被災地を支援するだけでなく、上記観点での活動を行った。	市民主体の地域づくりに資する地域への助成のあり方を検討し、地域支援のしくみづくりに活かすため、市民自らが企画・実施する初期期の地域活動に対して助成を行う。また、神戸市又は市外で大規模災害が発生した場合において行う阪神・淡路大震災における市民活動の教訓を活かし実施する復旧復興活動に対する助成を行い、神戸市内における市民活動の支援を行う。	補助金実績 ※助成金の金額・件数の増を目指すものではないため、補助金実績は量的指標にはならない。	採択団体数 ・テーマ別助成：5団体 ・一般助成：3団体 ・被災地等支援助成：4団体 ・認定NPO等支援助成：1団体	3,787千円	採択団体に対して、下記2点を守って活動することを求めた。 ・神戸市の新型コロナウイルス感染症対策における対応方針やガイドラインに従うこと ・イベント等を実施する際には、神戸市に事前に相談をすること
【3】	(1)	スクールソーシャルワーカーの活用による教育と福祉の連携	スクールソーシャルワーカー	令和3年度は事務局に1名のスーパーバイザーと2名のアウトリーチ型SSWを配置し、中央区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区には各区2校の拠点校、その他の区には1校の拠点校、計17名体制で連携支援にあたった。各区内の小学校を拠点とし、担当エリアの幼稚園から高等学校まできめ細かな情報収集を行い、ケースの早期対応に努めている。各区のこども家庭支援室や生活支援課、さらにはこども家庭センター、こども・若者ケアラ―相談窓口と連絡を取り合い、関係者との連絡会を定期的に開催するなど、連携強化に努めている。	神戸市では平成26年度より、年々増加する児童生徒の指導上の課題について、関係機関と連携しながら、課題を抱える児童生徒や家庭に、より効果的な支援を行っていくことを目的として配置している。 社会福祉などの専門的な知識や技術を有する特性を活かし、課題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っている。 児童生徒を取り巻く環境が年々厳しくなっており、スクールソーシャルワーカーの増員とともに支援レベル向上によるきめ細やかな対応が求められている。	スクールソーシャルワーカーの配置数	SSW 17名 SSWSV 1名	97,175千円	SSWと学校や関係機関との連携において、面談形式ではなく、電話でやり取りするなど、人と人との直接的な接触を減らし、中でも必要な情報の共有や情報の伝達に努めた。

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
	【3】(1)	人権啓発、UDの普及・啓発	心のバリアフリー・UDの普及・啓発	<p>受講対象者を公共交通事業者職員および市職員とし、Zoomを使用したオンラインでの研修を実施した。 ・こうへ市民福祉振興協会においてUDの普及・啓発を目的として下記事業を実施。</p> <p>①UD出前授業（市内小学校、地域団体対象） 令和2年度同様新型コロナウイルス対策について市教育委員会と協働し、安全かつ充実した講座の提供を図った。</p> <p>②UD広場運営 約20名の市民ボランティアがサポーター登録をしており、UD出前授業講師やUD事例の調査・研究、報告などを行っている。令和2年度に続き、新型コロナウイルスの影響を受け、小学校の出前授業講師が主な活動となった。</p> <p>③夏休み親子UD体験学習 ふだんしあわせの村で学校・団体を対象に実施している「ユニバーサル体験学習」を親子で学ぶ機会とした。内容は障害当事者講師の講話、車いす、視覚障がい体験、UDグッズの紹介等。神戸学院大学の増谷教授監修、同大学学生の参画、運営協力により実施</p> <p>④UD大学 令和3年度は開催なし。</p> <p>⑤UDフェア 令和3年度は「ユニバーサルフェスタ」として開催。主に当協会と事業を連携している団体による体験型の催し。同時開催で福祉団体によるバザーも開催。</p>	UD出前事業、関連情報の発信、心のバリアフリー研修（施設職員向け）	<p>・心のバリアフリー研修の実施回数</p> <p>・各UD事業の参加実績</p>	<p>・心のバリアフリー研修実施回数：1回（実施日：R4.1.21）</p> <p>①UD出前授業実施校数（R3 51校3,720人）</p> <p>②UD広場開催数（R3 9回）</p> <p>③夏休み親子UD体験学習村で学校を対象に実施している体験学習を親子で学ぶ内容。2日間開催。（参加数：10組20人）</p> <p>④UD大学（R3開催なし）</p> <p>⑤UDフェア（「ユニバーサルフェスタ」として開催）来場数 約1,800人</p>	<p>・心のバリアフリー研修：50千円</p> <p>①②UD出前授業・UD広場 6,935千円</p> <p>③夏休み親子ユニバーサル体験学習 170千円</p> <p>④UD大学 0円</p> <p>⑤ユニバーサルフェスタ 1,508千円</p>	<p>・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により、従来の集合型による研修からZoomを使用しオンライン上で研修を開催した。</p> <p>①UD出前授業 昨年に続き、教育委員会、各学校と事前調整を行った。感染症の状況によってはZoom開催（16校）とし、学校で実施する場合は（密にならないように）十分な換気が可能な会場または各教室のいずれかで検討した。サポーター講師及びUDグッズ体験時の児童の手指消毒、サポーター講師への検温の実施、1校終了ごとに使用したUDグッズを全て消毒するなど感染防止に努めた。</p> <p>②UD広場 3年度もUD調査・研究を目的としたグループ活動は見合わせ、個人で気づいたUD事例の情報交換などを行った。昨年同様、小学校の出前授業が主な活動となった。</p> <p>③夏休み親子UD体験学習 小人数かつ家族で体験学習ができる機会とし、感染防止に努めた。</p> <p>④ユニバーサルフェスタ 体育館内の催しでは、受付での検温、消毒、連絡先確認を徹底し、確認を終えた方には目印としてリストバンドを付けてもらった。各コーナーに消毒用品を設置するとともに、会場の入口と出口を分け、館内は一方通行とした。</p>
	【3】(1)	ダイバーシティの理解	人権啓発事業	<p>市民を対象とした映画会（親子映画大会・多様性を考える映画会）の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」の配布、研修用DVDの貸出し等を実施し、人権啓発に取り組んだ。</p>	<p>市民を対象とした映画会（ハートフルシネマサロン、親子映画大会）や講演会（市民のつどい）の実施、中学生へ人権副読本「あすへの飛翔」の配布、研修用DVDの貸出し等を実施し、人権啓発に取り組む。</p>	<p>人権啓発事業参加者、「あすへの飛翔」発行部数</p>	<p>ハートフルサロン 中止</p> <p>親子映画大会 165人</p> <p>市民のつどい 中止</p> <p>多様性を考える映画会 243人</p> <p>あすへの飛翔 15,000部</p>	3,341千円	<p>講演会における対応</p> <p>・当初予定していた講師へのインタビュー記事を神戸新聞へ掲載し、市民への啓発を図った</p> <p>映画会における対応</p> <p>・募集人数の削減、事前申込制への変更</p> <p>・参加者に対し検温の実施、マスク着用、手指消毒の呼びかけ</p>
	【3】(1)	ダイバーシティの理解	マイノリティに対する支援	<p>マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することのないよう、市民啓発事業の映画会や講演会、啓発資料の配布等を実施した。</p>	<p>マイノリティと称される市民への根強い偏見や差別をなくすとともに、共感や共生への理解を促進することで、少数者が地域社会から孤立することのないよう、市民啓発事業の映画会や講演会、啓発資料の配布等を実施。</p>	人権啓発事業に含む	人権啓発事業に含む	—	人権啓発事業に含む

方向性	視点	項目	事業	取組み状況 (R3)	事業概要	量的指標	量的指標の実績 (R3)	決算額 (R3)	コロナ禍における創意工夫 (R3)
【3】	(1)	地域との関りづくり	ワークキャンプ	事業における感染リスクや福祉施設での受け入れが困難な状況を考慮し開催中止	中学生・高校生を対象に、福祉施設での現場体験を通して福祉に対する関心・理解を深め、次世代を担う青少年の地域福祉活動への参加を促進するとともに、福祉を担う人材育成につながるよう、教育委員会及び市内福祉施設との連携により福祉体験学習（ワークキャンプ）を実施した。毎年2000名近い生徒が参加。	参加生徒数	開催中止	791千円	事業における感染リスクや福祉施設での受け入れが困難な状況を考慮し開催中止
【3】	(1)	地域との関りづくり	トライやる・ウィーク	令和3年度は、事業所での職場体験に限定することなく、活動内容を幅広く検討した。ポストコロナ社会での活動の工夫として、職場体験と他の活動を組み合わせたり、地域社会とのつながりを大切にしたい学習活動として取り組んだ。活動期間は6月から1月末までとし、5日間の実施とした。	兵庫県が、1995年の阪神・淡路大震災、1997年の神戸連続児童殺傷事件を機に中学生に心の教育の充実や働く場を見せて学習させようとする趣旨から、県内の中学2年生を対象として1998年度から実施している職場体験。 中学校2年生全員が、地域の中で職場体験活動、ボランティア・福祉体験活動、文化芸術体験活動、農林水産体験活動など、学校・家庭・地域社会が連携して様々な体験活動を5日間行う。受入れ事業所の確保等が課題。	対象生徒は、神戸市立中学校、特別支援学校中学部2年生全員。 実施時期は1週間（5日間）で原則6月又は11月が中心。ただし、特別支援学校はのぞく。 体験活動の内容は、農林水産活動、職場体験活動、文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動、その他	【対象生徒】神戸市立中学校、特別支援学校中学部2年生 【実施時期】時期は6月～1月5日間の活動 【参加生徒数】10,963人 【活動場所数（延べ）】1,352か所	40,679千円	事業所での職場体験に限定することなく、職場体験と他の活動を組み合わせた活動を実施。ポストコロナ社会での活動の工夫として、地域社会とのつながりを大切にしたい学習活動として取り組んだ。（防災プロジェクト等）
【3】	(2)	地域で子どもを育む意識の向上	子どもの居場所づくり	ひとり親や共働き家庭で夜遅くまで一人で過ごすなど、課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより子どもたちの育ちを支援することを目的として、地域団体等が行う多様な取り組みに対して、補助金の交付を行う。 R3市補助採択団体数：70団体	ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進めることにより子どもたちの育ちを支援することを目的として、地域団体等が行う多様な取り組みに対して補助金を交付する。	補助金交付団体数	R3市補助採択団体数：70団体 ※R3年度より既存の補助制度とテイクアウト型補助を一本化。	82,256千円	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、あるいは調理設備のある場所が確保できず、調理をすることが困難な場合において、お弁当等による食事の提供に変更する場合も補助対象とした。